

一九三九	三五、四七一	一七、三六八	九、一〇八	五、六〇〇	四、一五五	三、六四一	金	七五六	八	六、四三九
------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	---	-----	---	-------

(a) ニューサウスウェールズの一部を含む。

二婚 姻 率

州及び領の婚姻率を次表に示す。

婚 姻 率 (a)

年 度	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	クイーンズラン	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領	首 府 領	計
一九〇一	七・七三	六・九	六・六	六・五	九・六八	七・七	一・五	一	七・三三
一九一一	九・一九	八・四	八・四	八・八	八・四	七・七	三・〇三	二・八	八・七九
一九二一	八・九	八・五	七・八	八・二	八・二	七・八	三・八	〇・八	八・五九
一九二八	八・二六	七・五	七・四	七・六	八・〇	七・九	三・六	五・五	七・七一
一九二九	七・八〇	七・三	六・七	六・五	七・七	七・八	三・七	五・〇	七・四二
一九三〇	六・八六	六・五	六・八	六・六	七・四	七・六	三・三	四・九	六・六九
一九三一	六・〇三	六・三	六・八	五・九	六・六	六・六	三・〇	四・九	五・九六
一九三二	六・七三	六・六	六・八	六・九	六・六	六・六	三・〇	四・九	六・六
一九三三	七・〇七	六・九	七・九	七・六	七・九	七・三	三・〇	五・八	七・〇
一九三四	八・四三	七・五	八・六	八・六	八・三	七・三	三・〇	六・二	七・七一
一九三五	八・五	八・八	八・七	八・六	八・五	八・七	三・〇	七・〇	八・四
一九三六	八・五七	八・六	八・四	八・二	八・三	八・六	三・〇	七・〇	八・六
一九三七	八・六一	八・七	八・四	八・三	八・三	八・七	三・〇	七・〇	八・七〇
一九三八	九・〇三	八・七	八・八	九・〇	八・八	八・八	三・〇	七・〇	八・七〇
一九三九	九・二七	九・三	八・九	九・五	九・〇	八・八	三・〇	七・〇	九・三

(a) 平均人口千人當り婚姻率(非婚者) (b) 一九三八年六月三十日現在國勢調査の結果により調整した平均人口改訂率、第二章第三節「(三)表註(c)参照。

一部の國勢統計表の婚姻率は一五歳以上未婚者千人當りで計算してあるが、濠洲に於ても此の方法に従ひ、最近六回の國勢調査期に對する婚姻率を算定した。数字は各場合とも國勢調査年度及びその前後の年を含み、次の如くである。一八八〇—一八八四年、一八八〇—一九二四年、一九二〇—一九二四年、一九二〇—一九二四年、一九二〇—一九二四年、一九二〇—一九二四年。

各 國 婚 姻 率 (a)

國	一九〇八—一三	一九三八	國	一九〇八—一三	一九三八
南 阿 聯 邦 (b)	(c)	(d)	ノ ー ル ラ ン ド	六・一	(d)
米 國	(c)	(d)	イ ン グ ラ ン ド	六・二	(d)
ソ 聯	八・六	一〇・六	ス ー ゴ ー ラ ン ド	七・〇	(d)
ニュージーランド	八・五	一〇・三	ス ー ー ー ー ー ー	七・〇	(d)
ド イ ツ	七・八	九・四	オ ー ス トラ ー ー ー	六・七	(d)
南 洋 洲	九・一	九・四	ス ー ー ー ー ー ー	七・五	(d)
ビクトリア	八・〇	九・三	日 本	七・七	(d)
濠 洲	八・四	九・一	オ ー ス トラ ー ー ー	七・七	(d)
ニューサウスウェールズ	八・八	九・一	ス ー ー ー ー ー ー	七・七	(d)
西 洋 洲	八・一	九・〇	ス ー ー ー ー ー ー	七・三	(d)
クイーンズランド	六・〇	九・〇	ス ー ー ー ー ー ー	七・三	(d)
タスマニア	八・二	八・九	ス ー ー ー ー ー ー	七・二	(d)
デンマーク	七・三	八・八	ス ー ー ー ー ー ー	七・〇	(d)
ドイツ	七・九	八・八	ス ー ー ー ー ー ー	六・九	(d)
フランス	七・五	八・八	ス ー ー ー ー ー ー	六・九	(d)
イギリス	七・六	八・八	ス ー ー ー ー ー ー	六・八	(d)
アイスランド	七・七	八・八	ス ー ー ー ー ー ー	六・八	(d)
アイスランド及ウエー	七・七	八・八	ス ー ー ー ー ー ー	六・八	(d)
アイスランド及北アイ	七・七	八・八	ス ー ー ー ー ー ー	六・八	(d)
アイスランド	七・七	八・八	ス ー ー ー ー ー ー	六・八	(d)

(a) 平均人口千人當り婚姻率 (b) 歐洲人のみ (c) 不明 (d) 一九三七年 (e) 一九二九年 (f) 一九三五年。

一九二五年五・〇二。一九三三—三四年四・一八八。この率は勿論既婚者に關するもので前表の如く婚姻に關するものではない。

三 各 國 婚 姻 率

次表は一九三八年濠洲婚姻率を他の諸國と對照して示す。

四 婚姻の年齢及び状態

(一) 概説 男女婚姻年齢は本局刊行「人口統計時報」第五七號參照。年齢群による概要は婚約者の以前の婚姻状態と共に次表に示す。一九三九年度に二一歳以下で婚姻した男子は二、七二二人、女子は二、八七六人

既婚者の年齢及び婚姻状態 (一九三九)

婚姻年齢	男			女			計
	未	婚	夫	未	婚	妻	
二〇歳未満	一、三〇〇	—	—	八、七〇〇	—	—	一、三〇〇
二〇—二四	一九、四三三	—	—	七、七〇〇	—	—	一九、四三三
二五—二九	三三、五七〇	—	—	一五、六三三	—	—	三三、五七〇
三〇—三四	九、九七七	—	—	四、七六六	—	—	九、九七七
三五—三九	三、七七七	—	—	一、七三三	—	—	三、七七七
四〇—四四	一、八八八	—	—	七、七六六	—	—	一、八八八
四五—四九	七、七七七	—	—	三、七六六	—	—	七、七七七
五〇—五四	三、三三三	—	—	一、三三三	—	—	三、三三三
五五—五九	一、一一一	—	—	一、一一一	—	—	一、一一一
六〇—六四	—	—	—	—	—	—	—
六五歳以上	—	—	—	—	—	—	—
合計	五、三三三	—	—	六〇、三三三	—	—	五、三三三
全體に對する比率(%)	—	—	—	—	—	—	—
一九三九	—	—	—	—	—	—	—
一九三二	—	—	—	—	—	—	—
一九三一	—	—	—	—	—	—	—
一九三八	—	—	—	—	—	—	—

七五八

である。他方獨身者として六五歳以上の男子六八人がをり、同年齡の未婚女子二五人がある。婚姻男女比率分布に關する統計は一九一一年、二二年、三一年、三八年及び三九年度を次表末に示す。

(II) 婚姻男女の相對年齢 婚姻男女の相對年齢は「人口統計時報」第五七號に各年別に示す。年齢五年別による表を次に掲ぐ。

既婚者相對年齢 (一九三九)	年 齡									
	女					子				
男子年齡	男子計	一五歳未満	一五—一九	二〇—二四	二五—二九	三〇—三四	三五—三九	四〇—四四	四五歳以上	女子計
二〇歳未満	一、三〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇—二四	一九、四三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二五—二九	三三、五七〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇—三四	九、九七七	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三五—三九	三、七七七	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四〇—四四	一、八八八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四五—四九	七、七七七	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五〇—五四	三、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五五—五九	一、一一一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六〇—六四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六五歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	五、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(III) 男女婚姻平均年齢 女子婚姻年齢は近年少しく低下し、約二五年六個月となつたが、一九三七年、一九三八年にはこの低下は停止し、平均年齢は再び二六年近く上つた。最近五年間の平均年齢は一九三五年二五・七〇年、一九三六年二五・二三年、一九三七年二五・八六年、一九三八年二五・九二年、一九三九年二五・三七年である。一九〇七—一一年五年間の平均年齢は、一九二一—一六年五年間の二五・九二年、一九一七—二一年五年

間の二六・〇七年及び一九二五—二九年五年間の二五・七六年に比し、二五・七〇年である。男子平均年齢は一九三五年二九・二五年、一九三六年二八・七六年、一九三七年二九・四一年、一九三八年二九・五二年、一九三九年二八・八九年である。それ故、女子は一般的に男子より三年六個月若いことになる。

七五九

五 婚姻前の状態

一九三九年間に結婚せる獨身男女子、寡婦及び離婚男子の数は既述の通り。下表は婚約者の婚姻状態を示す。

六 婚姻者出生地

次表は一九一一年、一九二一年及び一九三九年の婚姻者の出生地を示す。「人口統計時報」第五七號に一九三九年婚姻男女出生地を詳細に記載す。

計	婚姻状態		男子		女子	
	婚者	獨身者	未婚者	離婚者	離婚者	離婚者
六四、三三九	一、八〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
	一、八〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
	一、八〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
	一、八〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

婚姻者出生地

出生地	男			女		
	一九一一年	一九二一年	一九三九年	一九一一年	一九二一年	一九三九年
オーストララシア	三、二六六	三、七五五	三、九七五	三、二三三	三、〇七五	三、〇七五
ニュージーランド	〇	〇	五八五	〇	〇	〇
歐洲	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
イギリス	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
フランス	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
ドイツ	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
イタリア	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
スペイン	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
ポルトガル	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
その他	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
アフリカ	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
アメリカ	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
カナダ	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
その他	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
計	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

計	一九一一年		一九二一年		一九三九年	
	男	女	男	女	男	女
オーストララシア	三、二六六	三、七五五	三、九七五	三、二三三	三、〇七五	三、〇七五
ニュージーランド	〇	〇	五八五	〇	〇	〇
歐洲	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
イギリス	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
フランス	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
ドイツ	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
イタリア	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
スペイン	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
ポルトガル	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
その他	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
アフリカ	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
アメリカ	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
カナダ	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
その他	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
計	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

七 婚姻男子の職業及び年齢

一九三一年の例によれば各種職業に於ける男子の平均婚姻年齢は次の通り自由職業三〇・〇一年、家内業三〇・四七年、商業二九・二〇年、運輸業二八・七一年、工業二八・〇八年及び原始産業生産者三〇・一五年。

八 婚姻の多産期

例へば一九三五—三九年五年間の登記婚姻により生じた出生の数を一九三〇—三四年五年間即ち出生の時期に先立つ五年間の登記婚姻数で除して得た商は「婚姻多産期」と呼ばれる。この期間の商は二・五二—言ひ換へれば、濠洲に於ける各婚姻に期待される子供の数は三人以下である。此方

九 婚姻の儀式

法は絶對的に正確ではないが、これによつて得た結果は、より巧妙且つ周到な調査で見られた結果に大體可成りよく一致する。次の五年間の結果は一九二九—三三年二・三九、一九三〇—三四年二・三〇、一九三一—三五年二・二七、一九三二—三六年二・三三、一九三三—三七年二・四四、一九三四—三八年二・五一、一九三五—三九年二・五二である。

宗派別婚姻 (一九三九)

宗派	ウエールズ		ビクトリア		クイーンズランド		南太平洋		西太平洋		タスマニア		北部領		首都領		計		
	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	
英国教会	10,000	5.0	5,000	2.5	2,700	1.4	1,000	0.5	1,500	0.8	900	0.5	1,000	0.5	1,000	0.5	1,000	0.5	10,000
カトリック	5,000	2.5	2,500	1.3	1,300	0.7	600	0.3	900	0.5	500	0.3	600	0.3	600	0.3	600	0.3	5,000
メソジスト	2,000	1.0	1,000	0.5	500	0.3	200	0.1	300	0.2	100	0.1	100	0.1	100	0.1	100	0.1	2,000
長老教会	1,000	0.5	500	0.3	250	0.1	100	0.05	150	0.08	50	0.03	50	0.03	50	0.03	50	0.03	1,000
洗礼	500	0.3	250	0.1	100	0.05	50	0.03	70	0.04	30	0.02	30	0.02	30	0.02	30	0.02	500
組合教会	300	0.2	150	0.1	70	0.04	30	0.02	40	0.02	15	0.01	15	0.01	15	0.01	15	0.01	300
タリスト教会	200	0.1	100	0.05	50	0.03	20	0.01	30	0.02	10	0.01	10	0.01	10	0.01	10	0.01	200
ルーテル	100	0.05	50	0.03	25	0.01	10	0.01	15	0.01	5	0.003	5	0.003	5	0.003	5	0.003	100
アドヴェント	50	0.03	25	0.01	10	0.01	5	0.003	7	0.004	3	0.002	3	0.002	3	0.002	3	0.002	50
ギリシア正教	1	0.0005	1	0.0005	1	0.0005	1	0.0005	1	0.0005	1	0.0005	1	0.0005	1	0.0005	1	0.0005	1
唯一	1	0.0005	1	0.0005	1	0.0005	1	0.0005	1	0.0005	1	0.0005	1	0.0005	1	0.0005	1	0.0005	1
其他キリスト教	100	0.05	50	0.03	25	0.01	10	0.01	15	0.01	5	0.003	5	0.003	5	0.003	5	0.003	100
登記事務所	2,000	1.0	1,000	0.5	500	0.3	200	0.1	300	0.2	100	0.05	100	0.05	100	0.05	100	0.05	2,000
計	200,000	100.0	100,000	50.0	50,000	25.0	20,000	10.0	30,000	15.0	10,000	5.0	10,000	5.0	10,000	5.0	10,000	5.0	200,000

第四節 死亡

一 死亡二 死亡率 三 死亡指数 四 各国死亡率 五 幼児死亡率 六 各年齢別死亡率 七 各年齢別及年齢別死亡率 八 百歳以上の死亡 九 死亡者滞居期間 一〇 死亡者出生地 一一 死亡男子の職業 一二 死因 一三 主要特殊原因による死亡 一四 死

因の分類 一五 既婚男女死亡年齢、子女数 一六 男女死亡者婚姻年齢及び子女数 一七 死亡既婚男子出生地と子女数 一八 死亡既婚男子の職業子女数 一死 亡

次表は一九三九年各州男女死亡登記数を示す。

性	ウエールズ		ビクトリア		クイーンズランド		南太平洋		西太平洋		タスマニア		北部領		首都領		計	
	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)
男	15,112	10.7	10,700	7.5	5,700	4.0	2,100	1.5	3,000	2.2	1,800	1.3	2,000	1.5	2,000	1.5	15,112	10.7
女	11,648	8.1	8,000	5.8	4,800	3.5	1,800	1.3	2,500	1.8	1,500	1.1	2,000	1.5	2,000	1.5	11,648	8.1
計	26,760	18.8	18,700	13.3	10,500	7.5	3,900	2.8	5,500	4.0	3,300	2.4	4,000	3.0	4,000	3.0	26,760	18.8

一九〇一年以降の州及び領の總死亡数概要は次表に示す。

年 度	ウエールズ		ビクトリア		クイーンズランド		南太平洋		西太平洋		タスマニア		北部領		首都領		計	
	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)	数	比率(%)
一九〇一	16,011	11.5	11,000	8.0	6,000	4.5	2,500	1.8	3,500	2.6	2,500	1.8	3,000	2.2	3,000	2.2	16,011	11.5
一九一一	17,100	12.5	12,000	9.0	7,000	5.2	3,000	2.2	4,000	3.0	2,800	2.1	3,500	2.6	3,500	2.6	17,100	12.5
一九二一	20,000	14.5	14,000	10.5	9,000	6.8	4,000	3.0	5,000	3.8	3,500	2.6	4,500	3.4	4,500	3.4	20,000	14.5
一九三一	22,000	16.0	16,000	12.0	11,000	8.2	5,000	3.7	6,000	4.5	4,000	3.0	5,000	3.8	5,000	3.8	22,000	16.0
一九三四	23,000	17.0	17,000	13.0	12,000	9.0	5,500	4.1	6,500	4.9	4,500	3.3	5,500	4.2	5,500	4.2	23,000	17.0
一九三五	24,000	17.5	18,000	13.5	13,000	9.7	6,000	4.4	7,000	5.2	5,000	3.7	6,000	4.5	6,000	4.5	24,000	17.5
一九三六	25,000	18.0	19,000	14.0	14,000	10.4	6,500	4.8	7,500	5.6	5,500	4.0	6,500	4.9	6,500	4.9	25,000	18.0
一九三七	26,000	18.5	20,000	14.5	15,000	11.2	7,000	5.1	8,000	6.0	6,000	4.4	7,000	5.2	7,000	5.2	26,000	18.5
一九三八	27,000	19.0	21,000	15.0	16,000	12.0	7,500	5.5	8,500	6.4	6,500	4.7	7,500	5.6	7,500	5.6	27,000	19.0

一九三九	三六、八五	三〇、一九	九、五〇	五、五九	四、四六	三、四六	八	七六四	六九、一七
------	-------	-------	------	------	------	------	---	-----	-------

(a) 一九一一年以前はニューサウスウェールズの一部。
 (b) 一九一一年以前はニューサウスウェールズの一部。

一九〇一—三九年の死亡率は次表に示す。

年 度	死 亡 率 (a)									
	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	クイーンズラン	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領	南 洋 洲	西 洋 洲	計
一九〇一	一一、五	一一、三	一一、六	一一、三	一一、三	一〇、五	一六、〇	(b)	一三、三	一一、三
一九一一	一〇、三	一一、三	一〇、三	九、八	一〇、九	一〇、一	一九、三	(b)	一〇、六	一〇、六
一九二一	九、五〇	一〇、五	九、七	一〇、〇	一〇、三	一〇、〇	一五、三	(b)	九、九	九、九
一九二八	九、二	一〇、一	九、一〇	九、一〇	九、五	九、六	一四、三	(b)	九、三	九、三
一九二九	九、三	九、四	九、三	九、三	九、三	九、三	一四、三	(b)	九、三	九、三
一九三〇	八、九	八、九	八、九	八、八	八、八	八、八	一四、三	(b)	八、八	八、八
一九三一	八、三	八、三	八、三	八、三	八、三	八、三	一四、三	(b)	八、三	八、三
一九三二	八、七	八、七	八、七	八、七	八、七	八、七	一四、三	(b)	八、七	八、七
一九三三	八、六	八、六	八、六	八、六	八、六	八、六	一四、三	(b)	八、六	八、六
一九三四	八、五	八、五	八、五	八、五	八、五	八、五	一四、三	(b)	八、五	八、五
一九三五	九、三	九、三	九、三	九、三	九、三	九、三	一四、三	(b)	九、三	九、三
一九三六	九、四	九、四	九、四	九、四	九、四	九、四	一四、三	(b)	九、四	九、四
一九三七	九、六	九、六	九、六	九、六	九、六	九、六	一四、三	(b)	九、六	九、六
一九三八	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	九、五	一四、三	(b)	九、五	九、五
一九三九	一〇、九	一一、〇	一〇、〇	一〇、六	一〇、五	一〇、九	一四、三	(b)	一〇、九	一〇、九
計	九、七	一〇、三	九、四	九、六	九、三	九、三	一四、三	(b)	九、三	九、三

(a) 年平均人口千人當り死亡数 (b) 一九一一年以前はニューサウスウェールズの一部 (c) 一九三八年六月三十日現在の國勢調査により調整した平均人口改訂率。
 六五九頁脚註(4)参照。

三 死亡指数

(一) 概 説 上記死亡率は自然死亡率、即ち年齢構成を考慮に入れざる平均人口千人に對する死亡数を示す。併し、他の條件が等しい場合、一國家の青年(幼児ではなく)率が大きければ、その國の死亡率は低くなる。自然死亡率とは別な「死亡指数」の算定に當り、性及び年齢構成に關する限り統一的基準に基いた各國死亡率と比較するために、一九〇〇年に最も近い國勢調査期に於ける歐洲十九個國の人口年齢配分(「一年齡群」)による「國際統計協會編纂の標準人口を用ひた。「標準人口」の詳細は本年鑑第二卷九六二頁参照。

死 亡 指 數

年 度	ニューサウス ウェールズ	ビクトリア	クイーンズラン	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	北 部 領	南 洋 洲	西 洋 洲	計
一九一一	一〇、三	一〇、七	一〇、三	一〇、六	一一、八	一〇、八	一四、一	一、六	一〇、天	一〇、天
一九三一	八、四	八、六	九、六	七、五	八、六	八、天	一六、七	五、七	八、天	八、天
一九三八	九、五	九、七	九、五	八、四	九、七	八、六	一四、六	八、六	八、六	八、六
一九三九	九、六	九、五	九、五	八、六	九、七	九、六	一〇、八	七、三	九、六	九、六

(a) 次の本文参照。

人口年齢構成の變化するに鑑み、國勢調査及びその前後の年度によらず、數年間の死亡指数により比較を爲す場合には、細心の注意を要する。州及び聯邦の指数を算定するには國民の年齢は毎年前回の國勢調査に於て確認された比例に基いて推定される。それ故それから得た結果は、年齢構成が國勢調査以來變らなかつた場合の状態を示す。然るに實際に於ては近年年齢に相當な變化が起つたので、この推定は誤謬に陥り易いのであるが、資

(二) 死亡率の比較 一九三九年死亡率によれば西洋洲の最低率(九・三)とビクトリアの最高率(一〇・七)の間には千人に付一・四〇の開きがある。標準率によると、開きは千人に付一・〇五で、即ち南洋洲八・六三、ニューサウスウェールズ九・六八である。これを一九三九年の數字に適用すると、各州の相對的地位は自然死亡率による相對的地位と相異するに至つた。かくして死亡率に於て最低位であつた西洋洲は反對に標準率に於ける最高位になり、一方最高位であつたビクトリア及びタスマニアは標準率により低位となつた。一九二一、一九三一、一九三八及び一九三九年の各州死亡率を次に示す。

料不足の爲に各州に於ける變化を個別的に測定することは實行不可能である。併し聯邦全體としての一九三三年國勢調査以來の人口年齢に於ける變化は毎年國勢調査に於ける年齢配分出生、死亡、移住の記録を加味する事に依り測定され、斯く測定された新年齡構成に基いて、國勢調査以來、毎年聯邦の死亡指數を再計算すると、比較的確實な一九三四年八・九二、一九三五年八・八三、一九三六年八・七〇、一九三七年八・五八、一九三八年

八・五九及び一九三九年八・七三といふ結果が得られる。これらの率は以前に計算した指数よりも著しく低く、その差異は濠洲人口の年齢表作成の結果に基く。併し遺憾ながら各州指数中に、これに相當する變動を正確に示すことができない。

次表は濠洲と各國との死亡率比較を示す。

各國死亡率 (a)

濠洲及各國	一九〇八—一三	一九三八	各國	一九〇八—一三	一九三八
オランダ	三・九	八・五	英國及北アイルランド	一四・五	二・八
クイーンズランド	一〇・五	九・二	アルゼンチン	一七・五	三・〇
西濠洲	一〇・五	九・二	スコットランド	一五・五	三・六
南阿爾邦(歐洲人)	(b)	九・四	フィンランド	一六・四	三・九
南濠洲	一〇・一	九・四	ベルギー	一五・七	三・〇
ニューサウスウールズ	一〇・五	九・六	チエコスロバキア	三二・〇	一・五
深洲	一〇・七	九・六	アイル	一六・九	一・六
ニュージールランド	九・五	九・七	北アイルランド	一六・九	一・七
タスマニア	一〇・七	九・七	ポーランド	三二・〇	一・八
ノルウエー	一三・六	一〇・〇	イタリア	一〇・四	一・〇
カナダ	(b)	一〇・二	スペイン	三三・八	一・五
ビクトリア	二・七	一〇・二	フランス	一八・六	一・七
デンマーク	三・二	一〇・三	日本	三〇・五	一・八
米國	(b)	一〇・七	ソ聯(ロシア)	元・九	一・八
スウェーデン	一〇・〇	一一・五	ルーマニア	三三・七	一・九
スイス	一五・二	一一・六	セイロン	三三・四	二・〇
イングランド及ウエールズ	一四・一	一一・六	エジプト	三三・八	二・二
ドイツ	一六・五	一一・七			

(a) 平均人口千人に對する死亡数 (b) 不明 (c) 一九三七年 (d) 一九三五年 (e) 一九二八年

五 幼兒死亡數及び死亡率

(一) 濠洲 一九〇一—一九三九年 出生後數年間に於ける比較的高率の男兒死亡率は過度の男子出生を中和する傾向があるといふ一般の經驗は左の事實によつて裏書されてゐる。即ち一九三三—一九三九年に生れた三〇二、一—一三六人の男兒中一三、一六五人(千人に付四三・五七人)がその出生第一年に死亡したのに反し、女子は二八七、六九九人中、僅か九、八八一人(千人に付三・三四人)が出生第一年に死亡してゐる。死産は死亡に關する表には含まれない。

(二) 州 別 一九〇一—一九三九年 州及び領の一九〇一—一九三九年間の幼兒死亡率は次の如し、

幼兒死亡數及び死亡率

年 度	一歳未満登記死亡數		幼兒死亡率 (a)	
	男子	女子	男子	女子
一九〇一	五、八八八	四、七七八	一〇・六六	一〇・六一
一九一〇	四、七五五	三、三三三	七・五七	六・九七
一九二一	五、一一一	三、八四一	八・五三	六・七三
一九三三	二、八八八	二、一〇五	四・四四	四・二二
一九三五	二、五五七	一、八九三	四・四三	四・一六
一九三六	二、六六八	二、二〇一	四・四三	四・一六
一九三七	二、五五五	一、六六九	四・五四	四・一六
一九三九	二、六六八	一、三三三	四・四七	三・八六
一九三九	二、七二二	一、六六七	四・六六	三・八六

(a) 生兒出生登記千人に付一歳未満の死亡數。

幼兒死亡率 (a)

年 度	ニューサウスウールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南濠洲	西濠洲	タスマニア	北部領	首都領	深洲
一九〇一—〇五	三〇・三	三〇・九	三〇・五	六・六	二四・九	三〇・〇	一四・五	(b)	六・三
一九〇六—一〇	三〇・三	三〇・九	三〇・五	六・六	二四・九	三〇・〇	一四・五	(b)	六・三
一九一一—一五	三〇・三	三〇・九	三〇・五	六・六	二四・九	三〇・〇	一四・五	(b)	六・三
一九一六—二〇	三〇・三	三〇・九	三〇・五	六・六	二四・九	三〇・〇	一四・五	(b)	六・三
一九二一—二五	三〇・三	三〇・九	三〇・五	六・六	二四・九	三〇・〇	一四・五	(b)	六・三
一九二六—三〇	三〇・三	三〇・九	三〇・五	六・六	二四・九	三〇・〇	一四・五	(b)	六・三
一九三一—三五	三〇・三	三〇・九	三〇・五	六・六	二四・九	三〇・〇	一四・五	(b)	六・三
一九三五	三〇・三	三〇・九	三〇・五	六・六	二四・九	三〇・〇	一四・五	(b)	六・三

出生登記千人に付一歳未満の死亡数	一九一一年以前はニューサウスウェールズの一節。	一九一一年以前はニューサウスウェールズの一節。	一九一一年以前はニューサウスウェールズの一節。
一九三六	四・三三	四・三三	四・三三
一九三七	四・〇六	四・〇六	四・〇六
一九三八	四・一八	四・一八	四・一八
一九三九	四・一〇	四・一〇	四・一〇

(a) 出生登記千人に付一歳未満の死亡数 (b) 一九一一年以前はニューサウスウェールズの一節 (c) 深淵首都出生幼児死亡数による (d) 深淵首都出生幼児死亡数による

州	一 個 月 未 満				一 個 月 及 び 一 年 未 満			
	一九一一年	一九二一年	一九三一年	一九三五年	一九一一年	一九二一年	一九三一年	一九三五年
ニューサウスウェールズ	二二・五	二二・五	二二・五	二二・五	二二・五	二二・五	二二・五	二二・五
ビクトリア	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七
クイーンズランド	三〇・七	三〇・七	三〇・七	三〇・七	三〇・七	三〇・七	三〇・七	三〇・七
南 洋	二九・七	二九・七	二九・七	二九・七	二九・七	二九・七	二九・七	二九・七
西 洋	二八・七	二八・七	二八・七	二八・七	二八・七	二八・七	二八・七	二八・七
タスマニア	三三・六	三三・六	三三・六	三三・六	三三・六	三三・六	三三・六	三三・六
深 淵	二六・九	二六・九	二六・九	二六・九	二六・九	二六・九	二六・九	二六・九

以上の表は幼児死亡が著しく減少したことを明示し、一九三九年の率は一九〇一―〇五年度の半ばより遙かに低い。第二表は出生最初の月に於ける死亡数が相対的に僅か減少したに過ぎないが、主として減少したのは比較的長の子供であり、之は豫防可能な疾病による死亡の減少した事實を示してゐる。

一九三九年の一歳未満幼児の死亡は四、六九八、死亡率三・二二である。各州中、南洋洲が最低率、ニューサウスウェールズが最高率である。

(三) 地方別 生死統計を行つた六四地方に於ける一九三九年の一歳未満幼児の出生及び死亡の總数は「人口統計時報」第五七號参照。

(四) 各國、各都市別 他國に比較すると、深淵諸州は非常に有利な地位を占めてゐる。統計の利用出来る最近年である一九三八年の最低率は南洋洲、西洋洲及びビクトリアの順である。深淵都市のアデレード、パース、メルボルンは次表最低率を有する一〇都市に伍してゐる。同表はアデレード(二七)、桑港(二九)、パース(三〇)を上位とし、次の七都市はアムステルダム、クライストチャーチ、メルボルン、シカゴ、オスロ、オタワ、及びストックホルムである。表中に挙げた諸都市中の最高率はボンペイの二六・七である。各率を検討すると、高度の出産率は必ずとはいはれないが、高率の幼児死亡率を伴ふ事が判る。

各國幼児死亡率(a)

洲 及 び 各 國	幼 児 死 亡 率 (a)		出 生 率 (b)		各 國	幼 児 死 亡 率 (a)		出 生 率 (b)
	一九〇六―一五	一九三八	一九三三	一九三八		一九〇六―一五	一九三八	
南 洋 洲	六	二	一一・九	一一・九	ド イ ツ	一六	一六	一一・七
西 洋 洲	八	二	一九・九	一九・九	フ ラ ン ス	二二	二二	二四・六
ビクトリア	六	二	一六・三	一六・三	ア イ 爾 蘭	二二	二二	二九・三
ニューギニア	二五	二	一八・〇	一八・〇	ス コ ッ ト ラ ン ド	二二	二二	二七・八
オランダ	七	二	二七・五	二七・五	北 ア イ 爾 ラ ン ド	一三	一三	二〇・〇
タスマニア	七	二	二〇・八	二〇・八	ペ ル ー	一三	一三	一七・八
クイーンズランド	六	二	一九・〇	一九・〇	日 本	一五	一五	二二・七
ノルウェー	七	二	一五・八	一五・八	イ タ リ ア	一四	一四	二二・六
スウェーデン	七	二	一四・九	一四・九	ス ペ イ ン	一四	一四	二二・六
ニューサウスウェールズ	七	二	一七・四	一七・四	チ ニ コ ス ロ バ キ ャ	一三	一三	二二・六
スイス	七	二	一五・二	一五・二	セ イ ロ ン	一三	一三	二二・六
イングランド及ウェールズ	七	二	一五・一	一五・一	エ ジ プ ト	一三	一三	二二・六
大ブリタン及北アイルランド	七	二	一五・五	一五・五	ソ ー ヴ ェ ー 聯	一三	一三	二二・六
南阿フリカ(歐洲人のみ)	七	二	一五・一	一五・一	ル マ ー ニ ア	一三	一三	二二・六
デンマーク	七	二	一八・一	一八・一				

(a) 出生登記千人に對する一歳未満の死亡率 (b) 平均人口千人に對する出生率 (c) 不明 (d) 一九三七年 (e) 一九三五年 (f) 一九三〇年 (g) 一九三二年

各都市幼児死亡率 (a)

市	幼児死亡率 (a)	
	一九二一	一九三八
アデレード	七四	七〇
サンフランシスコ	七〇	六六
パース	五五	五〇
アムステルダム	五四	五〇
クワイーストチャーチ	五三	五〇
メルボルン	五二	四八
レニング	四九	四七
オースロ	四八	四五
オータランド	四五	四五
ストックホルム	四六	四五
ウエリントン	四五	四五
シドニー	四五	四五
ニューヨーク市	四五	四五
コペンハーゲン	四五	四五
ホバート	四五	四五
デトロイト	四五	四五
フィラデルフィア	四五	四五
ブリスベーン	四五	四五
ロサンゼルス	四五	四五
トロント	四五	四五
ケープタウン	四五	四五
市	一九二一	一九三八
ドレスデン	七五	七〇
ワシントン	七〇	六六
ハンブルグ	五五	五〇
シニアイルド	五三	五〇
タイアチヒ	五二	四八
ヨハネズブルグ	四九	四七
ロンドン	四八	四五
ベルリン	四五	四五
ブレスロー	四五	四五
バーミンガム	四五	四五
アントワープ	四五	四五
エディンバラ	四五	四五
リイズ	四五	四五
ミュンヘン	四五	四五
パリ	四五	四五
ケルン	四五	四五
マンチエスタ	四五	四五
アパテイ	四五	四五
リパブール	四五	四五
ロンドン	四五	四五
モントリオール	四五	四五
市	一九二一	一九三八
二五	二〇	一八
一五	一〇	八
一〇	七	六
五	四	三
三	二	一
二	一	一

(a) 出生登記千人に付ての一歳未満の死亡数。

一歳未満幼児死因 (一九三九)

一歳未満計	死亡年齢			百日咳	ジフテリア	丹毒	肺結核	結核性胸膜炎	其他の結核
	一週未満	一—二週	二—三週						
三	四	七	七	一	二	一	一	一	一
五	二	一	一	六	一	一	一	一	一
三	六	四	三	二	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一

グラスゴー	一〇六
ベルファスト	一五
ダブリン	三
カイト	六
マドラス	六
ボンド	六
ベイズ	六
ロンドン	一〇
マンチエスタ	一〇
アパテイ	一〇
リパブール	一〇
ロンドン	一〇
モントリオール	一〇
ドレスデン	一〇
ワシントン	一〇
ハンブルグ	一〇
シニアイルド	一〇
タイアチヒ	一〇
ヨハネズブルグ	一〇
ロンドン	一〇
ベルリン	一〇
ブレスロー	一〇
バーミンガム	一〇
アントワープ	一〇
エディンバラ	一〇
リイズ	一〇
ミュンヘン	一〇
パリ	一〇
ケルン	一〇
マンチエスタ	一〇
アパテイ	一〇
リパブール	一〇
ロンドン	一〇
モントリオール	一〇

死亡年齢	脱腸・腸閉塞	疝	先天性虚弱(c)	早産	分娩時の傷害	其他原因	計
一週未満	二	二九	一三	一三	四九	六	二六〇
一週一週未満	二	五〇	一〇	六	六	三	二六
二週一週未満	一	二八	一五	二	九	八	一五六
三週一週未満	一	一七	五	一〇	八	一〇	一三七
四週一週未満	一	一〇	七	七	一	六	一五〇
五週一週未満	一	七	二	七	一	三	一五〇
六週一週未満	一	三	一	七	一	三	一五〇
七週一週未満	一	三	一	七	一	三	一五〇
八週一週未満	一	三	一	七	一	三	一五〇
九週一週未満	一	三	一	七	一	三	一五〇
一歳未満計	二	二九	三三	一〇	三九	一八	三三三
一歳一歳未満	二	一	一	一	一	一	一
一歳一歳未満計	二	二	一	一	一	一	一
右一歳以下死亡 庶子・私生子 一歳一歳未満 一歳一歳未満 一歳一歳未満	四	三	二	一	二	一	二
右一歳以下死亡 庶子・私生子 一歳一歳未満 一歳一歳未満 一歳一歳未満	四	三	二	一	二	一	二
右一歳以下死亡 庶子・私生子 一歳一歳未満 一歳一歳未満 一歳一歳未満	四	三	二	一	二	一	二
右一歳以下死亡 庶子・私生子 一歳一歳未満 一歳一歳未満 一歳一歳未満	四	三	二	一	二	一	二
右一歳以下死亡 庶子・私生子 一歳一歳未満 一歳一歳未満 一歳一歳未満	四	三	二	一	二	一	二

死亡年齢	微毒	肺炎	瘧疾	急性気管支炎	気管支肺炎	肺炎	其他胃病	下痢及び腸炎
一週未満	一	一	一	一	一	一	一	一
一週一週未満	一	一	一	一	一	一	一	一
二週一週未満	一	一	一	一	一	一	一	一
三週一週未満	一	一	一	一	一	一	一	一
四週一週未満	一	一	一	一	一	一	一	一
五週一週未満	一	一	一	一	一	一	一	一
六週一週未満	一	一	一	一	一	一	一	一
七週一週未満	一	一	一	一	一	一	一	一
八週一週未満	一	一	一	一	一	一	一	一
九週一週未満	一	一	一	一	一	一	一	一
一歳未満計	一	一	一	一	一	一	一	一
一歳一歳未満	一	一	一	一	一	一	一	一
一歳一歳未満計	一	一	一	一	一	一	一	一
右記載中一歳未満 死亡庶子・私生子 一歳一歳未満 一歳一歳未満 一歳一歳未満	一	一	一	一	一	一	一	一
右記載中一歳未満 死亡庶子・私生子 一歳一歳未満 一歳一歳未満 一歳一歳未満	一	一	一	一	一	一	一	一
右記載中一歳未満 死亡庶子・私生子 一歳一歳未満 一歳一歳未満 一歳一歳未満	一	一	一	一	一	一	一	一
右記載中一歳未満 死亡庶子・私生子 一歳一歳未満 一歳一歳未満 一歳一歳未満	一	一	一	一	一	一	一	一
右記載中一歳未満 死亡庶子・私生子 一歳一歳未満 一歳一歳未満 一歳一歳未満	一	一	一	一	一	一	一	一

五-六ヶ	五-六ヶ	三九	一、五〇九	四八八	四三六	四三三	四三三	四三三
六-七ヶ	六-七ヶ	四九	二九	一	一	一	一	一
七-八ヶ	七-八ヶ	五二	一	一	一	一	一	一
八-九ヶ	八-九ヶ	五二	一	一	一	一	一	一
九-一〇ヶ	九-一〇ヶ	五二	一	一	一	一	一	一
一〇-一ヶ	一〇-一ヶ	五二	一	一	一	一	一	一
一ヶ月	一ヶ月	五二	一	一	一	一	一	一
一歳未満計	一歳未満計	五二	二九	四八八	四三六	四三三	四三三	四三三
幼児死亡率(a)	幼児死亡率(a)	〇・七	二・九	四・〇	四・一	四・二	四・三	四・四
一九一一	一九一一	〇・七	七・六	二・〇	二・一	二・二	二・三	二・四
一九二一	一九二一	〇・五	七・七	二・〇	二・一	二・二	二・三	二・四
一九三一	一九三一	〇・四	七・六	二・〇	二・一	二・二	二・三	二・四
一九三九	一九三九	〇・五	七・六	二・〇	二・一	二・二	二・三	二・四
右一歳未満死亡 庶子・私生子 幼児死亡率(b)	右一歳未満死亡 庶子・私生子 幼児死亡率(b)	二	二	二	二	二	二	二
一九二五	一九二五	〇・七	九・五	一・〇	一・一	一・二	一・三	一・四
一九三一	一九三一	〇・七	七・九	二・〇	二・一	二・二	二・三	二・四
一九三九	一九三九	〇・六	七・三	二・〇	二・一	二・二	二・三	二・四

(a) 全出生千人に付ての比率 (b) 庶子私生子出生千人に付ての比率 (c) 一九三一年以前の黄痘及硬皮症を含む。

(五) 一歳未満幼児の死因 前表は病因二三に對する一九三九年の一歳未満死亡全幼児の年齢を示し、一九一一、一九二一、一九三一、一九三九年の幼児死亡率を全出生に、一九二五、一九三一及び一九三九年幼児死亡率を庶子、私生子出生に附加してある。一九三九年の男女数の詳細は「人口統計時報」第五七號参照。

年齢分布は最近五年間の濠洲に於ける死亡三二七、六二五人によつて行ひ、その結果を次表に示す。

一九〇一年以降初期のその比率を示す表を長期間に互る移動を示す爲に附加へた。最も著しい變動は「一歳未満」群に於ける實質的減少である。表の終りにある「六五歳以上」の群は同量増加してゐる。四〇歳以下の全年齡群の比率は低下してをり、四〇歳以上の年齢群の比率は上昇してゐる。この變化は一部は醫療の改良進歩により、一部は人口の年齢分布に於ける變動による。後の變動は一部は醫學の發達により生命が延長された事實に基き、一部は移住民數の變動及び低下しつつある出生率に基く。

人の死亡は氣管支肺炎により、其他の肺炎は一七二人、百日咳は五八人の死亡を生じた。

(六) 一歳未満の庶子、私生子死亡 庶子、私生子出生兒死亡は一九二五年初めて本局により表示された。一九三九年の之等小兒の死因及び一九二五、一九三一年及び一九三九年の率は前表の補足として示す。

畸形、先天的虚弱早産及び分娩時傷害の如き出生前の影響は、一歳未満の庶子、私生子の死亡總數に付一九六六人、即ち五七％に及び、下痢及び腸炎は二九人、即ち九％を數へた。

六 年齢群別死亡數

年齢群別死亡數 (一九三三—一九三九)

年齢群	男	女	計	男子總數に對する比 (%)	女子總數に對する比 (%)	合計に對する比 (%)
一歳未満	一三、一四	九、八一	二二、〇五	七・八	六・五	七・〇
一—五歳	二、〇七	一、六六	三、七三	二・三	一・九	二・一
五—一〇歳	七、一一	四、九八	一二、〇九	三・九	三・三	三・六
一〇—一四歳	一五、七五	一〇、一〇	二五、八五	八・六	六・九	七・七
一四—一六歳	二九、九七	一七、三三	四七、三〇	一三・七	一〇・七	一五・二
一六—一八歳	一六、二二	一〇、七九	二七、〇一	八・八	七・二	八・〇
一八—二〇歳	一〇、一七	六、一八	一六、三五	五・二	四・三	五・八
二〇—二四歳	一七、一七	一〇、九八	二八、一五	九・三	七・五	八・四
二四—三〇歳	一五、七五	一〇、七九	二六、五四	八・八	七・二	八・〇
三〇—三四歳	一五、七五	一〇、七九	二六、五四	八・八	七・二	八・〇
三四—四〇歳	一五、七五	一〇、七九	二六、五四	八・八	七・二	八・〇
四〇—四四歳	一五、七五	一〇、七九	二六、五四	八・八	七・二	八・〇
四四—五〇歳	一五、七五	一〇、七九	二六、五四	八・八	七・二	八・〇
五〇—五四歳	一五、七五	一〇、七九	二六、五四	八・八	七・二	八・〇
五四—六〇歳	一五、七五	一〇、七九	二六、五四	八・八	七・二	八・〇
六〇—六四歳	一五、七五	一〇、七九	二六、五四	八・八	七・二	八・〇
六四—六八歳	一五、七五	一〇、七九	二六、五四	八・八	七・二	八・〇
六八—七四歳	一五、七五	一〇、七九	二六、五四	八・八	七・二	八・〇
七四—八〇歳	一五、七五	一〇、七九	二六、五四	八・八	七・二	八・〇
八〇—八四歳	一五、七五	一〇、七九	二六、五四	八・八	七・二	八・〇
八四—九〇歳	一五、七五	一〇、七九	二六、五四	八・八	七・二	八・〇
九〇—九四歳	一五、七五	一〇、七九	二六、五四	八・八	七・二	八・〇
九四—一〇〇歳	一五、七五	一〇、七九	二六、五四	八・八	七・二	八・〇
六五歳以上	一、〇七	一、〇七	二、一四	〇・七	〇・七	〇・七
計	一、七二	一、一八	二、九〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

年齢群別死亡率 (%)

年齢別	男		子		女		子		男		女	
	一九〇一—一〇一〇	一九一六—二〇一〇	一九二一—三〇一〇	一九〇一—一〇一〇	一九一六—二〇一〇	一九二一—三〇一〇	一九〇一—一〇一〇	一九一六—二〇一〇	一九二一—三〇一〇	一九〇一—一〇一〇	一九一六—二〇一〇	一九二一—三〇一〇
一歳未満	一九・〇	二五・六	二二・八	二二・七	二二・七	二二・九	二〇・五	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	
一—四	五・八	五・六	四・五	四・五	四・五	四・五	六・五	六・五	六・五	六・五	六・五	
五—一九	五・八	五・八	四・六	五・五	五・五	五・五	六・七	六・七	六・七	六・七	六・七	
二〇—三九	二・五	二・五	二・〇	一・六	一・六	一・六	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九	
四〇—五九	一・七	一・七	一・三	一・四	一・四	一・四	一・七	一・七	一・七	一・七	一・七	
六〇—六四	一・七	一・七	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	
六五歳以上	三・〇	三・〇	二・七	二・七	二・七	二・七	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	
年齢不詳	〇・八	〇・八	〇・八	〇・八	〇・八	〇・八	〇・八	〇・八	〇・八	〇・八	〇・八	
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	

七 各年齢別及び年齢群別死亡数

(一) 概説 一九三九年の死亡登記六九、一四七は「人口統計時報」最近號に、州及び領は五年別、聯邦は各年別により表示されてゐる。出生

各年齢別、年齢群別死亡数 (一九三九)

後の十五年間の死亡は各年別に表示し、出生直後は短期間別に表示する。全濠洲概要は次表に示す。

年齢	男		女		計	年齢	男		女		計
	男	女	計	男			女	計			
一歳未満	一、五三三	一、三三八	二、九一六	三、〇一八	五、九三四	三週—一ヶ月未満	四八	三五	八三	一、一五	
一週—二週未満	一六	二二	三七	二七	六四	一ヶ月未満計	一、八四六	一、三九一	三、二三七	一、一五	
二—三ヶ月	一〇	五	一五	一五	三〇	一—三ヶ月未満	三三	一四	四七	一、一五	

(二) 率 次表は一九三二—三四年、即ち一九三三年國勢調査年及びその直前直後年の千人に對する年平均死亡率を年齢群別に示す。北部領及び

濠洲首都領に於ける死亡は濠洲總計に含め、各州には含めない。一九二〇—二二年詳細は本年鑑第二二卷九七五頁参照。

年齢別	男		子		計	年齢	男		女		計
	男	女	計	男			女	計			
三—六歳未満	三六	一九	五五	五〇	一〇五	二五—二九	五九	六七	一二六	一、五六	
六—一二歳	四六	三三	七九	七〇	一四九	三〇—三三	七〇	八八	一五八	一、五七	
一歳—二歳未満	一、七二	一、六七	三、三九	三、〇〇	六、三九	三五—三九	九〇	一〇八	一九八	一、七二	
一歳	一、七二	一、六七	三、三九	三、〇〇	六、三九	四〇—四四	一、三九	一、八八	三、二七	二、〇一	
二歳	一、七二	一、六七	三、三九	三、〇〇	六、三九	四五—四九	一、七九	二、一七	三、九六	二、〇〇	
三歳	一、七二	一、六七	三、三九	三、〇〇	六、三九	五〇—五四	二、〇〇	二、三九	四、三九	二、〇〇	
四歳	一、七二	一、六七	三、三九	三、〇〇	六、三九	五五—五九	二、三九	二、七九	五、一八	二、〇〇	
五歳	一、七二	一、六七	三、三九	三、〇〇	六、三九	六〇—六四	二、七九	三、一八	五、九七	二、〇〇	
五歳未満計	一、七二	一、六七	三、三九	三、〇〇	六、三九	六五—六九	三、一八	三、五七	六、七五	二、〇〇	
五—九歳	一、七二	一、六七	三、三九	三、〇〇	六、三九	七〇—七四	三、五七	四、〇六	七、六三	二、〇〇	
一〇—一四	一、七二	一、六七	三、三九	三、〇〇	六、三九	七五—七九	四、〇六	四、五五	八、六一	二、〇〇	
一五—一九	一、七二	一、六七	三、三九	三、〇〇	六、三九	八〇—八四	四、五五	五、〇四	九、五九	二、〇〇	
二〇—二四	一、七二	一、六七	三、三九	三、〇〇	六、三九	八五—八九	五、〇四	五、五三	一〇、五七	二、〇〇	
全年齡總計	一、七二	一、六七	三、三九	三、〇〇	六、三九	九〇—九四	五、五三	六、〇二	一一、五五	二、〇〇	
年齢不詳	一、七二	一、六七	三、三九	三、〇〇	六、三九	九五—九九	六、〇二	六、五一	一二、五三	二、〇〇	
計	一、七二	一、六七	三、三九	三、〇〇	六、三九	一〇〇歳以上	六、五一	六、〇〇	一二、五三	二、〇〇	

三五 三九	三〇 三四	二五 二九	二〇 二四	一五 一九	一〇 一四	五 九	〇 四	九〇 以上	八五 八九	八〇 八四	七五 七九	七〇 七四	六五 六九	六〇 六四	五五 五九	五〇 五四	四五 四九	四〇 四四	三五 三九	三〇 三四	二五 二九	二〇 二四	
二二 二六	一七 二一	一二 一六	〇七 一一	〇二 〇六	九七 一〇一	九二 九六	八七 九一	八二 八六	七七 八一	七二 七六	六七 七一	六二 六六	五七 六一	五二 五六	四七 五一	四二 四六	三七 四一	三二 三六	二七 三一	二二 二六	一七 二一	一二 一六	〇七 一一
二一 二五	一六 二〇	一一 一五	〇六 一〇	〇一 〇五	九六 一〇〇	九一 九五	八六 九〇	八一 八五	七六 八〇	七一 七五	六六 七〇	六一 六五	五六 六〇	五一 五五	四六 五〇	四一 四五	三六 四〇	三一 三五	二六 三〇	二一 二五	一六 二〇	一一 一五	〇六 一〇
二〇 二四	一五 一九	一〇 一四	〇五 〇九	〇 四	九五 九九	九〇 九四	八五 八九	八〇 八四	七五 七九	七〇 七四	六五 六九	六〇 六四	五五 五九	五〇 五四	四五 四九	四〇 四四	三五 三九	三〇 三四	二五 二九	二〇 二四	一五 一九	一〇 一四	〇五 〇九
二二 二六	一七 二一	一二 一六	〇七 一一	〇二 〇六	九五 九九	九〇 九四	八五 八九	八〇 八四	七五 七九	七〇 七四	六五 六九	六〇 六四	五五 五九	五〇 五四	四五 四九	四〇 四四	三五 三九	三〇 三四	二五 二九	二〇 二四	一五 一九	一〇 一四	〇五 〇九

一五 一九	一〇 一四	五 九	〇 四	九〇 以上	八五 八九	八〇 八四	七五 七九	七〇 七四	六五 六九	六〇 六四	五五 五九	五〇 五四	四五 四九	四〇 四四	三五 三九	三〇 三四	二五 二九	二〇 二四	一五 一九	一〇 一四	五 九	〇 四
一六 二〇	一〇 一四	五 九	〇 四	九五 九九	九〇 九四	八五 八九	八〇 八四	七五 七九	七〇 七四	六五 六九	六〇 六四	五五 五九	五〇 五四	四五 四九	四〇 四四	三五 三九	三〇 三四	二五 二九	二〇 二四	一五 一九	一〇 一四	五 九
一六 二〇	一〇 一四	五 九	〇 四	九五 九九	九〇 九四	八五 八九	八〇 八四	七五 七九	七〇 七四	六五 六九	六〇 六四	五五 五九	五〇 五四	四五 四九	四〇 四四	三五 三九	三〇 三四	二五 二九	二〇 二四	一五 一九	一〇 一四	五 九
一六 二〇	一〇 一四	五 九	〇 四	九五 九九	九〇 九四	八五 八九	八〇 八四	七五 七九	七〇 七四	六五 六九	六〇 六四	五五 五九	五〇 五四	四五 四九	四〇 四四	三五 三九	三〇 三四	二五 二九	二〇 二四	一五 一九	一〇 一四	五 九
一六 二〇	一〇 一四	五 九	〇 四	九五 九九	九〇 九四	八五 八九	八〇 八四	七五 七九	七〇 七四	六五 六九	六〇 六四	五五 五九	五〇 五四	四五 四九	四〇 四四	三五 三九	三〇 三四	二五 二九	二〇 二四	一五 一九	一〇 一四	五 九

四〇	四四	四・五	四・〇	五・五	四・五	四・六	四・五
四五	四九	六・九	七・一	六・九	七・〇	六・九	六・五
五〇	五四	一〇・〇	一〇・三	一〇・二	一〇・一	一〇・〇	一〇・〇
五五	五九	一三・七	一三・八	一三・九	一三・八	一三・七	一三・七
六〇	六四	二一・六	二一・六	二一・六	二一・五	二一・五	二一・五
六五	六九	三〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	三〇・〇
七〇	七四	三九・〇	三九・〇	三九・〇	三九・〇	三九・〇	三九・〇
七五	七九	四七・〇	四七・〇	四七・〇	四七・〇	四七・〇	四七・〇
八〇	八四	五五・〇	五五・〇	五五・〇	五五・〇	五五・〇	五五・〇
八五	八八	六三・〇	六三・〇	六三・〇	六三・〇	六三・〇	六三・〇
九〇	以上	七一・〇	七一・〇	七一・〇	七一・〇	七一・〇	七一・〇

八 百歳以上の死亡

一九三九年百歳及びそれ以上で死亡した三人一男一七名、女一四名に
 關する詳細を次表に示す。各州登記所長は出來得る限り數字の正確に就て
 は努力してゐるが高齢者は自分の年齢を過大に申告する傾向があるため、

年 齢	死 亡 場 所	州	死 因	職 業	出 生 地	居 住 期 間	婚 姻 狀 態
一〇〇	レイタマツカリ	ニューサウスウエールズ	慢性心筋炎、動脈硬化、心臓疾患、動脈硬化症	不明	不明	不明	不明
一〇〇	トウィウンバ	クイーンズランド	慢性心筋炎、動脈硬化症	恩給受領者	イングランド	不詳	不詳
一〇〇	アデレード	南澳洲	慢性心筋炎、動脈硬化症	果樹園	イングランド	九九年	既婚
一〇〇	パース	西澳洲	慢性心筋炎、動脈硬化症	農園	イングランド	八四年	既婚
一〇一	ペンディゴ	ビクトリア	慢性心筋炎、動脈硬化症	農園	イングランド	八六年	既婚

百歳以上の死亡 (一九三九)

その確實性は絶対的とはいひ得ない。この問題に關聯して注意すべきは英
 國の教區登記は非常に古くから行はれてゐるが、一八三六年の法令が、子
 供の出生を登記するを好まぬ人々に多くの抜け穴を残したため、義務的出生
 登記は實際は一八七四年から始まつたものにならなざることである。

女		子					
一〇〇	ワルナンブル	ビクトリア	冠状血栓、心筋炎	労働	ビクトリア	土着	既婚
一〇〇	ブラーラン	ク	氣管支肺炎	労働	イングランド	四三年	既婚
一〇〇	ブリスベーン	クイーンズランド	慢性胃潰瘍出血、老弱症	商店主	イングランド	七四年	既婚
一〇〇	パース	西澳洲	脳溢血	農園	イングランド	四〇年	既婚
一〇〇	パース	ク	心筋變性、流行性感冒	農園	イングランド	八〇年	既婚
一〇〇	パース	ク	胃 瘻	労働	イングランド	七二年	既婚
一〇〇	バーウツ	ニューサウスウエールズ	心臓變質	労働	イングランド	八四年	既婚
一〇〇	ナルタイン	ク	心筋變性	労働	ク	八五年	既婚
一〇〇	ノアウツ	南澳洲	日射病、老衰	労働	ク	八五年	既婚
一〇〇	ノアウツ	南澳洲	慢性心筋炎、老衰	労働	ク	八五年	既婚
一〇〇	ワルナンブル	ニューサウスウエールズ	老衰	労働	ク	八五年	既婚
一〇四	ハミルトン	ク	老衰	労働	ク	八五年	既婚

一〇四	ニューカイントン	ビクトリア	動脈硬化症	アイランド	八六年	ク
一〇四	ホバート	タスマニヤ	老衰	アイランド	土着	ク
一〇六	ノアークワッド	南洋洲	老衰、大腸骨折	アイランド	八五年	ク

註—詳細は死亡届の記録によるも本局はそれを實證する調査を行つてゐない。

九 死亡者濠洲居住期間

一九三九年登録死亡者の濠洲居住期間を次表に示す。

死亡者濠洲居住期間 (一九三九)

居住期間	死亡男子	死亡女子	全死亡	居住期間	死亡男子	死亡女子	全死亡
濠洲出生	二七、七三	三三、三九	五、九三	二〇—二四年	二九一	三三三	五二四
一年未満	四八	一九	六七	二五—二九年	一、五六一	七五	一、三〇六
一年	二六	一九	四五	三〇—三四年	六九九	一、三〇	一、九九九
二年	一六	一九	三五	三五—三九年	五〇	一、二〇	一、七〇〇
三年	一八	七	二五	四〇—四四年	五二	二六	七八八
四年	八	〇	八	四五—四九年	四九	二九	七八八
五年	二	二	四	五〇—五四年	一、五七	九六	一、六七三
六年	二	八	一〇	五五—五九年	一、二六	七四	一、〇〇〇
七年	二	七	九	六〇—六四年	九三	六〇	一、五三
八年	一七	一〇	二七	六五—六九年	一、三五	一、四〇	二、九三
九年	二	一六	一八	七〇—七四年	一、五二	一、四〇	二、九二
一〇—一四年	四六	三九	八五	七五—七九年	一、五二	一、四〇	二、九二
一五—一九年	五〇	三六	八六	八〇—八四年	一、五二	一、四〇	二、九二
計	二八、八七	三〇、一〇	五八、九七	計	二八、八七	三〇、一〇	五八、九七

一〇 死亡者出生地

次表は一九一一年及び一九三九年登記死亡者の出生地を示す。一九三九年に関する詳細は「人口統計時報」第六七號参照。

死亡者出生地

出生地	男	女	計	男	女	計
オーストラリア	一、四七六	一、三二七	二、八〇三	一、七〇八	一、四七六	三、一八四
濠洲	一、三六	一、三二七	二、六九三	一、三二七	一、三二七	二、六五四
ニューギニア	五、三九	三、五二	八、九一	五、三九	三、五二	八、九一
インドネシア及び ウエールズ	一、六六	一、三二	二、九八	一、六六	一、三二	二、九八
スコットランド	二、八七	二、五八	五、四五	二、八七	二、五八	五、四五
アイルランド	四〇	三六	七六	四〇	三六	七六
其他英領	一、三三	一、三三	二、六六	一、三三	一、三三	二、六六
西部歐洲	一、三三	一、三三	二、六六	一、三三	一、三三	二、六六
中部歐洲	一、三三	一、三三	二、六六	一、三三	一、三三	二、六六
南部歐洲	一、三三	一、三三	二、六六	一、三三	一、三三	二、六六
東部歐洲	一、三三	一、三三	二、六六	一、三三	一、三三	二、六六
アジア	七	六	一三	七	六	一三
英領	一〇三	八	一一一	一〇三	八	一一一
外領	七〇	八	七八	七〇	八	七八
アフリカ	二	一	三	二	一	三
英領	二	一	三	二	一	三
外領	二	一	三	二	一	三
アメリカ	七	六	一三	七	六	一三
カナダ	七	六	一三	七	六	一三
計	二八、八七	三〇、一〇	五八、九七	二八、八七	三〇、一〇	五八、九七

職業	一九二一年	一九三一年	一九三九年	合計	比率	一九三一年	一九三九年
其他英領	七五	一八六	二二	一六	五	二二	三
米國	七三	一八	七	一六	五	二二	三
外國	五五	三三	七	九	八	一一	一
ボリネシア	七	四	二	一三	一	一	一
英領	七	四	二	一三	一	一	一
海外及び不明	六三	一〇	九〇	一六三	八	一六	一六
計	二七五	三〇七	四七六	一〇五八	一〇	一〇	一〇

「一」死亡男子の職業

一九三九年瀋洲に於ける死亡男子三八、八三七人の主要職業を次表に示す。尙ほ比較に便宜のため一九二一年及び一九三一年分を附加する。

死亡男子職業

職業	死亡数			合計	比率 (%)	
	一九二一年	一九三一年	一九三九年		一九三一年	一九三九年
自由職業	一、五〇九	一、五五九	二、三三三	五、四〇一	五・五	
家内職業	八二〇	八四九	九八二	二、六四九	二・五	
商業	二、七五九	三、七三七	四、四四九	一〇、九四七	一〇・三	
運輸及び通信業	一、二八一	一、一八六	一、〇〇七	三、四七四	三・三	
工業	八、六一四	一〇、三〇〇	六、六三三	二五、二四七	二四・八	
農、牧、漁業其他	五、七一一	六、一七七	八、〇〇七	一九、九一五	一九・九	
不食者	一、四三六	一、八〇〇	一〇、二一〇	三、四四六	三・三	
寄食者	八一五	五、三二二	四、三九七	一〇、五三四	一〇・四	
男子死亡計	三〇、八三三	三二、七六六	三八、八三七	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	

(a) 何等の産業に屬せずとされた事務員、労働者等にして以前は「商業」又は「工業」に含まれた七、二九三人(一八・七八%)は「不明」の部に入る。

一一二 死 因

(一) 概 説 統計局採用の分類は一九〇九、一九二〇及び一九二九年にバリーに開催された改正委員会修正の國際統計協會の分類である。同會は一九三八年に開催され、それによる修正は一九四〇年に採用される筈。
 (二) 一九〇七年及び以降年の死亡統計 一九〇七年以降瀋洲に於ける死因統計は上記分類に従ひ、聯邦國勢調査統計局で作表し、その方式は各州統計局に於ても採用された。
 (三) 中間及び國際省略分類による死因分類 修正分類に基く四三種の疾病及び病群を列挙せる省略分類は最近迄、多くの歐洲諸國及び米國諸州に於て採用され、既刊本年鑑に於ても右省略分類使用諸國の結果と比較できる。

一九三四年ロンドンで調印された國際條約の結果、死因の中間分類、即ち八五種の主要病因又は病因群を網羅する「最小限病名表」が各國との比較してゐる。

A 死 因・男 子 (一九三九)

中 間 分 類	番一 般 分 類 號 數	中間分類 (括弧内の数字は各場合に於ける省略分類番號を示す)									
		ウエスト	ピクトリ	ランドス	南 瀋 洲	西 瀋 洲	タスマニ	北 部 領	南 部 領	瀋 洲	
1 腸チフス及びパラチフス	(1)	11	10	5	3	3	1	1	1	1	
2 痘疹チフス	(2)	3	1	1	1	1	1	1	1	1	
3 痘 瘡	(3)	6	1	1	1	1	1	1	1	1	
4 麻 疹	(4)	7	1	1	1	1	1	1	1	1	
5 猩紅熱	(5)	8	1	1	1	1	1	1	1	1	
6 百日咳	(6)	9	1	1	1	1	1	1	1	1	
7 ゼフテリア	(7)	10	1	1	1	1	1	1	1	1	

52	51	50	49	48	47 (b)	47 (a)	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30
下痢及び肺炎(二歳未満)	胃及び十二指腸潰瘍	その他の呼吸器系疾患 (肺病を除く)	肋膜炎	肺炎	慢性気管支炎	急性気管支炎	その他の血行系疾患	動脈硬化症及び梗死	動脈瘤(心臓病を除く)	その他の心臓疾患	冠状動脈疾患及び狭心症	心筋疾患	慢性心臓内膜炎、心臓脚炎疾患	急性心臓内膜炎	心嚢炎	眼、耳及び其附属器の疾患	その他神経系統の疾患	癱瘓	早發性痴呆及び其他精神病	精神異常者の全般麻痺	脚癱血、脚栓塞及び脚血栓	進行性運動失調(有錐體)	脚癱炎
(29 a)	(32 b)	(28)	(28)	(27)	(26 b)	(26 a)	(25)	(25)	(24)	(24)	(24)	(24)	(24)	(24)	(24)	(23)	(23)	(23)	(23)	(21)	(22)	(21)	(23)
二九	一七	一〇	一七	一〇	一〇	一〇	九	七	六	六	六	六	六	六	八	七	九	二	三	二	三	三	三
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九

29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12 (b)	12 (a)	11	10	9	8 (b)	8 (a)
他の慢性中毒	白血病、假性白血病、其他の血液及び造血臓器の疾患	白血病(急性、慢性)	貧血	其他一般疾患	中状腺及び副中状腺の疾患	榮養障害	糖尿病	慢性ロイマチス及び痛風	急性ロイマチス	良性的別不明の腫瘍	病的及び其他惡性腫瘍	其他傳染病及び寄生蟲病	寄生原蟲及び寄生菌類による疾患	マラリア	膿毒症及び敗血症(産褥熱を除く)	微毒	其他の結核	結核性胸膜炎	呼吸器系結核	ペスト	赤痢	流行性感冒—其他	流行性感冒—肺炎性
(20)	(19)	(20)	(20)	(20)	(20)	(20)	(18)	(17)	(20)	(16)	(15)	(14)	(14)	(13)	(14)	(12)	(11 b)	(11 a)	(10)	(9)	(14)	(8b)	(8a)
二七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七

第一七、一四、五、一二、一五、二三、三三、三五、三七、四三、四四。

省略分類	一般分類	死		人口百萬に對する平均率
		一九二一—二五	一九三一—三五	
1 腸チフス	一、二	二、八六八	三、九一〇	一一
2 疹チフス	三	—	—	—
3 痘疹	六	六	一	—
4 麻疹	七	一、五五五	一、九二一	—
5 猩紅熱	八	一、六七〇	一、八〇八	—
6 百日咳	九	一、六七〇	一、八〇八	—
7 チフス	一〇	一、六七〇	一、八〇八	—
8 a 肺炎性流行性感目	一一 a	一、六七〇	一、八〇八	—
8 b 其他流行性感目	一一 b	—	—	—
9 ペスト	一二	—	—	—
10 呼吸器系結核	一三	一、五七三	一、九二一	—
11 a 結核性胸膜炎	一四	一、五七三	一、九二一	—
11 b 其他結核	一五	一、五七三	一、九二一	—
12 毒	一六	一、五七三	一、九二一	—

E 省略分類 (數及び率)

計	原因不明	死		人口百萬に對する平均率
		一九二一—二五	一九三一—三五	
39 老衰	—	二、六六六	三、九一〇	一三
40 自殺	—	一、六一	三、九一〇	一四
41 他殺	—	一、〇六	三、九一〇	一五
42 不慮又は外因による死亡 (自殺及び他殺を除く)	—	一、〇六	三、九一〇	一六
43 計	—	六、五九	六、四六	六、五三

七九九

省略分類	一般分類	死		人口百萬に對する平均率
		一九二一—二五	一九三一—三五	
21 進行性運動失調、精神異常者の全般麻痺	△	—	—	—
22 腦出血、腦栓塞等	△	一、〇〇〇	二、九六三	一三
23 其他の神経系統及び感覺器の疾患	※	一、一七	一、一七	—
24 心臟疾患	六〇、六五	一、八〇三	一、四六三	—
25 其他の血行器系疾患	六〇、六五	一、八〇三	一、四六三	—
26 (a) 急性氣管支炎	一〇六 (a)	一、〇六	一、〇六	—
26 (b) 慢性氣管支炎	一〇六 (b)	一、〇六	一、〇六	—
27 肺炎 (各種)	一〇七、一〇八	一、〇七	一、〇七	—
28 其他の呼吸器系疾患	一〇七、一〇八	一、〇七	一、〇七	—
29 (a) 下痢及び腸炎	一一九	一、一九	一、一九	—
29 (b) 右同 (二歳未満)	一三〇	一、三〇	一、三〇	—
30 蟲垂炎	一三三	一、三三	一、三三	—
31 (a) 肝硬變	一三三	一、三三	一、三三	—
31 (b) 其他の肝臓及び膽石疾患	一三五—一三七	一、三五	一、三五	—
32 (a) 脱腸及び腸閉塞	一三三	一、三三	一、三三	—
32 (b) 其他の消化器系疾患	一三三	一、三三	一、三三	—
33 腎臟炎	一三〇—一三三	一、三〇	一、三〇	—
34 其他の泌尿生殖器系疾患	一三三—一三九	一、三三	一、三三	—
35 (a) 流産後敗血症	一四〇 (a)	一、四〇	一、四〇	—
35 (b) 隨胎	一四〇 (b)	一、四〇	一、四〇	—
35 (c) 産褥性敗血症	一四〇 (c)	一、四〇	一、四〇	—
36 其他の妊娠分娩疾患	一四一—一四六	一、四一	一、四一	—
37 皮膚、骨等疾患	一五一—一五六	一、五一	一、五一	—
38 先天性虚弱、畸形、早産等	一五七—一六一	一、五七	一、五七	—

第三二一—七八、七九、八一、八四—八九。

第三二b—一五—一八、一三三、一三六、一三九。

七九八

○九人、即ち男一、六七七、女一、〇三二。
 (b) 死亡年齢 次表は二、七〇九人の年齢を示し、一九一一年の分をも示す。

結核年齢別死亡

年齢	一九一一年			一九一二年		
	男	女	計	男	女	計
五歳未満	二四	二二	四六	三六	二八	六四
五—一〇	四〇	三三	七三	六六	五八	一二四
一〇—一五	四四	三六	八〇	七二	六四	一三六
一五—二〇	五〇	四二	九二	八〇	七二	一五二
二〇—二五	六〇	五二	一一二	九八	九〇	一八八
二五—三〇	七〇	六二	一三二	一一〇	一〇二	二一二
三〇—三五	八〇	七二	一五二	一三〇	一二二	二五二
三五—四〇	九〇	八二	一七二	一四〇	一三二	二七二
四〇—四五	一〇〇	九二	一九二	一五〇	一四二	二九二
四五—五〇	一一〇	一〇二	二一二	一六〇	一五二	三一二
五〇—五五	一二〇	一一二	二三二	一七〇	一六二	三三二
五五—六〇	一三〇	一二二	二五二	一八〇	一七二	三五二
六〇—六五	一四〇	一三二	二七二	一九〇	一八二	三七二
六五—七〇	一五〇	一四二	二九二	二〇〇	一九二	三九二
七〇—七五	一六〇	一五二	三一二	二一〇	二〇二	四一二
七五—八〇	一七〇	一六二	三三二	二二〇	二一二	四三二
八〇以上	一八〇	一七二	三五二	二三〇	二二二	四五二
計	二、〇〇五	一、六八六	三、六九一	二、一七七	一、九〇〇	四、〇七七

(c) 死亡男子職業 一九二一、一九三一年及び一九三九年結核症により死亡せる男子職業表及び職業別結核死亡率を次に示す。

結核死亡男子職業

職業	男子死亡数			比率		
	一九二一	一九三一年	一九三九年	一九二一	一九三一年	一九三九年
自由職業	一七	一七	一七	七・六	五・八	五・八
家内職業	一〇七	一〇七	一〇七	四・八	四・八	四・八
商業	一〇七	一〇七	一〇七	四・八	四・八	四・八
運輸通信	一〇七	一〇七	一〇七	四・八	四・八	四・八
工業	一〇七	一〇七	一〇七	四・八	四・八	四・八
農業、牧畜、漁業、其他	一〇七	一〇七	一〇七	四・八	四・八	四・八
不食者	一〇七	一〇七	一〇七	四・八	四・八	四・八
寄食者	一〇七	一〇七	一〇七	四・八	四・八	四・八
男子死亡計	二、一七七	二、一七七	二、一七七	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(a) 何等の業にも属さない事務員、労働者等にして以前に「商業」又は「工業」に含まれた四〇一人(二・三・九一%)は「不明」の部に入る。

(d) 瀟洲居住期間 一九三九年結核死亡者の瀟洲居住期間を次表に示す。

結核死亡者瀟洲居住期間 (一九三九)

居住期間	男	女	計	居住期間	男	女	計
瀟洲出生	一、三〇〇	六八	一、三六八	全死亡	一、六七七	一、四〇〇	三、〇七七
一年未満	一	一	二	不明	一	一	二
一年—二年	一	一	二	二〇年以上	一〇	一〇	二〇
二年—三年	一	一	二	二〇年未満	一〇	一〇	二〇
三年—四年	一	一	二	二〇年未満	一〇	一〇	二〇
四年—五年	一	一	二	不明	一	一	二
五年—十年	一	一	二	不明	一	一	二
十年以上	一	一	二	不明	一	一	二
計	一、三〇二	七〇	一、三七二	不明	一	一	二

上表及び七八三頁に挙げた表により瀟洲居住五年以下の瀟洲外出生者中一九二一人が死亡し、その中一六人、即ち八・三%が結核症で死亡したことが明かになつてゐる。
 (e) 死亡率 數州に於ける結核症發生の關係及び最近の減少を示す爲に、一九一一年及び一九三九年の結核死亡率を全死亡一萬に對する結核の割合と共に次表に示す。

州又は領	平均人口一〇萬に對する結核死亡数		平均人口一〇萬に對する死亡率	
	男	女	男	女
ニューサウスウェールズ	一〇	七	一	一
ビクトリア	一〇	七	一	一
クイーンズランド	一〇	七	一	一
南瀟洲	一〇	七	一	一
西瀟洲	一〇	七	一	一
タスマニア	一〇	七	一	一
北瀟洲	一〇	七	一	一
瀟洲首都領	一〇	七	一	一
瀟洲	一〇	七	一	一

生者一萬人に対する結核率

Table showing tuberculosis rates per 10,000 living persons for various countries and regions. Columns include country/region, year, and rate. Rows include New Zealand, North America, South America, etc.

(f) 各國死亡率 次の各比較表は瀛洲の本病死亡率が非常に低いことを示す。生者一〇萬人に對する各國結核死亡者數

Table comparing death rates in the Pacific region. Columns include country/region, year, and death rate. Rows include New Zealand, North America, etc.

Table with multiple columns and rows, possibly a comparison of cancer statistics or mortality rates across different regions and years. Headers include year and death rate per 100,000.

(a) 不明 (b) 人口一〇萬以上の都市。

(六) 癌其他悪性腫瘍(18) 説 癌死亡数は不斷に増加して一九二九年には六、二五六人に達し、一九三〇年には稍、低下して六、一三〇人に達したが、再び累増して一九三九年に八、〇九二人に上つた。

ない以上は、多くの場合醫師が次の分類をなすに必要な型を正確に診断できないからである。その爲に、現在の分類を中止し、出来る限り速に主要型のみを示す簡単な分類法を採用する事が提議されてゐる。

癌死亡の病型及び病変部位 (一九三九)

型	男		女		合計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
癌腫	1,111	61.2	1,111	61.2	2,222	61.2
癌肉腫	1,111	61.2	1,111	61.2	2,222	61.2
肉腫	1,111	61.2	1,111	61.2	2,222	61.2
皮膚癌	1,111	61.2	1,111	61.2	2,222	61.2
消化管及び胆膵	1,111	61.2	1,111	61.2	2,222	61.2
呼吸器	1,111	61.2	1,111	61.2	2,222	61.2
泌尿生殖器	1,111	61.2	1,111	61.2	2,222	61.2
その他	1,111	61.2	1,111	61.2	2,222	61.2

(a) X線を含む。

癌死亡者年齢

年齢	一九三九		一九三九	
	人数	比率	人数	比率
一五歳未満	10	0.1	10	0.1
一五—二〇歳未満	10	0.1	10	0.1
二〇—二五歳	10	0.1	10	0.1
二五—三〇歳	10	0.1	10	0.1
三〇—三五歳	10	0.1	10	0.1
三五—四〇歳	10	0.1	10	0.1
四〇—四五歳	10	0.1	10	0.1
四五—五〇歳	10	0.1	10	0.1
五〇—五五歳	10	0.1	10	0.1
五五—六〇歳	10	0.1	10	0.1
六〇—六五歳	10	0.1	10	0.1
六五—七〇歳	10	0.1	10	0.1
七〇—七五歳	10	0.1	10	0.1
七五—八〇歳	10	0.1	10	0.1
八〇—八五歳	10	0.1	10	0.1
八五—以上	10	0.1	10	0.1
其他	10	0.1	10	0.1
死亡計	10	0.1	10	0.1

(d) 職業別 一九二一、一九三一及び一九三九の癌死亡男子の職業表を本病による男子の全死亡に対する比率と共に下表に示す。

癌死亡男子の職業

職業	男子死亡数		合計比率%	
	人数	比率	人数	比率
自由職業	10	0.1	10	0.1
家内職業	10	0.1	10	0.1
商業	10	0.1	10	0.1
運輸通信業	10	0.1	10	0.1
工業	10	0.1	10	0.1
農、牧畜、漁業其他	10	0.1	10	0.1
不分明	10	0.1	10	0.1
寄食者	10	0.1	10	0.1
計	10	0.1	10	0.1

(e) 死亡率 次頁表は各州一九一一年及び一九三九年の平均人口一〇萬に對する癌死亡率を示し、一九一一年以來の死亡率の實質的增加が男女及び全州の數に反映してゐる。

(f) 全死亡比率 一般死亡率が近年實質的に減少した一方、癌による死亡率は殆ど絶えず上昇を續けた。一般死亡一萬中、一九一一年六九三人に比して一九三九年には一、一七〇人が癌に罹つた。

(g) 結核との比較 近年結核死亡率は減少の傾向を示したが、癌死亡率は殆ど不斷に増加を告げた。次頁表は結核死亡率の減少と同時に殆ど同數の癌死亡率の増加を見た事を示す。かくて次に示す毎五年平均を以て構成される三五年間の結核死亡率は一〇萬人に付四人減少し、反對に癌死亡

率は四二人増加した。以上の傾向は結核と痛との合併死亡率が各時期を通じて殆ど不變状態にある事により論證できる。即ち一九〇一—一九一〇年一〇五萬人に付一五二人、一九〇六—一九一〇年一四五人、一九一〇—一九一五年一五二二人、一九一六—一九二〇年一五四人、一九二一—一九二五年一五三人、一九二六—一九三〇年一五二人、一九三二—一九三五年一五〇人及び一九三九年一五五人。

州又は領	一九一〇—一九二〇		一九二一—一九二五	
	男	女	男	女
ニューサウスウェールズ	六三〇	七三三	一,〇五三	一,一七三
ビクトリア	七〇〇	七九九	一,〇五五	一,一七三
クィーンズランド	六六六	六九八	一,〇〇八	一,一〇八
南オーストラリア	六六六	七〇〇	一,一七三	一,一〇八
西オーストラリア	七〇〇	六六六	一,一七三	一,一〇八
タスマニア	七〇〇	六六六	一,一七三	一,一〇八
北オーストラリア	七〇〇	六六六	一,一七三	一,一〇八
オーストラリア	六六六	六六六	一,一七三	一,一〇八
南アフリカ	七〇〇	六六六	一,一七三	一,一〇八
インド	七〇〇	六六六	一,一七三	一,一〇八
セイロン	六六六	六六六	一,一七三	一,一〇八
マダガスカル	七〇〇	六六六	一,一七三	一,一〇八
東アフリカ	七〇〇	六六六	一,一七三	一,一〇八
南アフリカ	七〇〇	六六六	一,一七三	一,一〇八
オーストラリア	七〇〇	六六六	一,一七三	一,一〇八
南アフリカ	七〇〇	六六六	一,一七三	一,一〇八
オーストラリア	七〇〇	六六六	一,一七三	一,一〇八
南アフリカ	七〇〇	六六六	一,一七三	一,一〇八
オーストラリア	七〇〇	六六六	一,一七三	一,一〇八
南アフリカ	七〇〇	六六六	一,一七三	一,一〇八
オーストラリア	七〇〇	六六六	一,一七三	一,一〇八

(a) 平均人口一〇萬に對する癌死亡数。

八〇八

結核、癌死亡率

年	結核死亡率		癌死亡率	
	男	女	男	女
一九〇一—一九〇五	100	70	1,053	1,173
一九〇六—一九一〇	100	70	1,053	1,173
一九一一—一九一五	100	70	1,053	1,173
一九一六—一九二〇	100	70	1,053	1,173
一九二一—一九二五	100	70	1,053	1,173
一九二六—一九三〇	100	70	1,053	1,173
一九三二—一九三五	100	70	1,053	1,173

(a) 平均人口一〇萬に對する死亡数。

(b) 各國癌死亡率 次表は各國と澳洲人の癌死亡率の比較を示す。生者一〇萬人に對する各國癌死亡率

國名	年度	率	國名	年度	率
セイロン	一九二七	二〇	ニュージージーランド	一九二九	二六
エジプト	一九二六	二〇	ドミニカ	一九二六	二六
日本	一九二六	二〇	アイルランド	一九二六	二六
ギリシア	一九二六	二〇	チネコソバキ	一九二六	二六
ポルトガル	一九二六	二〇	スエーデン	一九二七	二七
スペイン	一九二六	二〇	北アイルランド	一九二八	二七
イタリア	一九二六	二〇	ノルウェー	一九二八	二七
フランス	一九二六	二〇	オランダ	一九二九	二七
南アフリカ	一九二六	二〇	ドイツ	一九二九	二七
南アフリカ	一九二六	二〇	デンマーク	一九二九	二七
南アフリカ	一九二六	二〇	スコットランド	一九二九	二七
南アフリカ	一九二六	二〇	スウェーデン	一九二九	二七
南アフリカ	一九二六	二〇	スウェーデン	一九二九	二七
南アフリカ	一九二六	二〇	スウェーデン	一九二九	二七
南アフリカ	一九二六	二〇	スウェーデン	一九二九	二七

(a) 人口一〇萬以上の都市

(七) 心臟疾患 (38—43) 一九三九年死亡数は一七、二七八、即ち男一〇、一八八、女七、一六〇である。その中、心臓交感四〇、急性傳染性心臓内膜炎一二〇、其他急性心臓内膜炎九、大動脈疾患三三三、僧帽瓣疾患六八四、大動脈弁及び僧帽瓣疾患六四、急性又は慢性の別不明の心臓内膜炎二〇一、其の他の又は特記なき瓣膜疾患五二三、急性心臓炎一八一、脂肪過多性心

臓九一、其他心臓變性七、七二八、急性又は慢性の別不明の心臓炎二、二一〇、冠狀動脈疾患三、四三一、冠狀動脈疾患の記録を有する狭心症二二一、其他の狭心症三〇九、心臓不整脈三二二、心臓肥大(原因不明)四八、不明心臓疾患七八三である。死亡の性別及び地域別分布は第四節B、C表中にあり。此種の病氣は死因中最も多く、死亡率は一九一一—一九三九年の〇萬に付一、〇一九から一九三一—一九三五年の一、八七一及び一九三九年の二、四八二に増大してゐる。心臓疾患と記録された死亡数の増加は最近七年間特に著しかった。急速な死亡増加の一部は人口老化の反映であるが、主として開業醫の診断、證明が改良された爲である。以前は老衰又は原因不確定とされた比較的高齢者の死亡の多くは、現在では或型的心臓疾患、普通心臓變性であると證明されるに至つたと信ぜられてゐる。診断の發達は冠狀動脈疾患の場合に於て特に明白である。一九三一年に採用され

心臟疾患死亡率 (a) 及び死亡一萬に對する比例 (一九三九)

州又は領	心臟疾患死亡率 (a)		死亡一萬當り	
	男	女	男	女
ニューサウスウェールズ	四〇四	二二六	二,二七五	二,五三六
ビクトリア	四九〇	三三〇	二,五九七	二,五九八
クィーンズランド	二八〇	二二〇	二,五九一	二,一四三
南オーストラリア	三三九	三三七	二,二六三	二,一四三
西オーストラリア	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
タスマニア	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
北オーストラリア	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
オーストラリア	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
南アフリカ	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
インド	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
セイロン	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
マダガスカル	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
東アフリカ	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
南アフリカ	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
オーストラリア	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
南アフリカ	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
オーストラリア	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
南アフリカ	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
オーストラリア	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
南アフリカ	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三
オーストラリア	三三六	三三三	二,二六三	二,一四三

(a) 平均人口一〇萬に對する心臟疾患死亡数。

大分類法變更の結果、本疾患の凡ゆる形骸は同年以後心臓疾患に含められるに至つた。冠狀疾患と記録された死亡は一九三一年は數的に重要なものではなかつたが、此の型はその後醫學研究上有名なものとなり、一九三九年にはこの原因によるとされた死亡數は三、四三二で、一九三一年以來二、八六七、即ち五〇〇%以上の増加を示した。一九三九年に於ける死亡一萬に對する死亡率及び比例は前頁下表の如くである。

(八) 下痢及び腸炎(二歳未満の幼児)(52)この原因による死亡數は一九三九年は四二六であり、前五年間の平均三四七より七九の増加である。一九三九年には五、三八三の幼児がその第二回誕生以前に死亡し、その中、四二六人、即ち七・九%は下痢及び腸炎により死亡した。生後一年にしてこれらの右疾病による死亡兒は第四節一歳未満幼兒死因表参照。

下痢及び腸炎 (二歳未満) 死亡數及び率 (一九三九)

期 間	男	女	男 女
一九一一年一五	三三六	三〇九	三三八
一九二一年二五	一六五	一五三	一四九
一九三一年三五	三三七	二八	三三八

一九三一年一三五年及び一九三九年の下痢及び腸炎による死亡一萬に對する比例は次表に示す。同表最後の四欄を参照するとこれら疾病による死亡數の申し分なき減少が判明する。併し出生率の變化に鑑み、平均人口一〇萬に對する死亡率は死亡數の變化を正確に示すものではない。一層よい方法は出生兒千人中第二回誕生日迄のこれらの疾病による死亡數を推定することとで、その推定數は次の如くである。

州	下痢、腸炎死亡數(二歳未満)		下痢、腸炎死亡率(二歳未満)		死亡一萬に對する比例	
	男	女	男	女	男	女
ニュージーランド	二九	九	六	六	七	七
ビクトリア	二五	二	〇	六	九	七
タインズランド	二六	二	〇	六	九	七
南 洋 洲	二七	二	〇	六	九	七
西 洋 洲	二七	二	〇	六	九	七
オーストラリア	二七	二	〇	六	九	七
全 計	二二	二	〇	六	九	七
津 (一九三九)	二二	二	〇	六	九	七
年平均	二二	二	〇	六	九	七
一九二一年一五	二二	二	〇	六	九	七
一九三一年三五	二二	二	〇	六	九	七

(九) 平均人口一〇萬に對する本疾患の死亡率

年 間	男	女	男 女
一九二一年一五	一・二二	〇・九	一・〇六
一九三一年三五	一・二五	一・九	一・六

出生兒千人當り各國死亡數

國 名	年 度	産後性敗血症による死亡	其他原因による死亡	全産後原因による死亡
日 本	一九三六	〇・六	一・六	二・二
西 洋 洲	一九三九	〇・四	一・九	二・三
イ タ リ ヤ	一九三八	〇・四	一・六	二・〇
フ ラ ンス	一九三九	一・〇	一・五	二・五
ノ ル ウ ェ ー ジ	一九三七	一・八	一・五	三・三
オ ス ト ラ リ ア	一九三六	〇・九	一・五	二・四
スウェーデン	一九三九	一・〇	一・五	二・五
ス イス	一九三九	一・〇	一・五	二・五
オーストリア	一九三九	一・〇	一・五	二・五
フィンランド及びスウェーデン(a)	一九三六	一・〇	一・五	二・五
ニュージーランド	一九三六	〇・三	一・九	二・二
デンマーク	一九三六	一・〇	一・五	二・五
ビクトリア	一九三九	〇・四	一・五	二・〇
南 洋 洲	一九三九	一・一	一・五	二・六
津	一九三九	〇・六	一・五	二・一
大ブリタン及び北アイルランド	一九三六	一・五	一・五	三・〇
ニュージーランド	一九三九	〇・九	一・五	二・四
ギリシャ	一九三六	二・〇	一・五	三・五

(九) 産後性敗血症 (産後の敗血症を含むも胎胎は含まず)(68)(69) 一九三九年に於ける産後性敗血症及び流産後敗血症による死亡は非常に少く死亡八一は最近九年間の最低記録である。一九三一年以前の數字は嚴密な比較の基礎とはならない。それは現在産後性敗血症による死亡中に分類されてゐる數字の若干が以前は産後性敗血症による死亡に分類されてゐたと思はれるからである。生兒出生千に對する死亡率は一九三九年には〇・六六である。これを最近數年間に互つて見るに一九三一年一・五一、一九三二年一・四〇、一九三三年一・四四、一九三四年一・四六、一九三五年一・三二、一九三六年一・八二、一九三七年一・〇二、一九三八年は〇・八五であつた。一九三九年の生兒出生千に對し産後性敗血症及び胎胎による死亡一六二は一・三二の割合である。この死亡一六二の内訳は流産後の敗血症三三、胎胎八一、産後性敗血症四八である。

(一〇) 妊娠分娩時の其他の疾患及び事故 (66 67 69 70) この項に含められる死亡は一九三三年三三九、一九三四年三七四、一九三五年三四五、一九三六年三五八、一九三七年三三九、一九三八年三五五、一九三九年三四一で、一九三九年死亡三四一の中、敗血症とされざる流産二二、子宮外妊娠三四、其他妊娠中の不慮の傷害二、産後性出血七二、産後性蛋白尿、痙攣九六、妊娠中毒症三二、疼痛性白股腫及び血栓三、検査又は頓死二二、其他出産による疾患五六(帝王切開一九、他三七)、其他特記なき産後状態二。

(一一) 産褥による全原因(67-70) 前二項による一九三九年死亡五〇三(胎胎を含む)は女一〇萬人に對し一四・六名、即ち一五・四五歳迄の女一〇萬人に對し三〇・八の死亡率である。この率も亦生兒出生千に付四・〇九の死亡率に等しい。換言すれば一九三九年には生兒一人を生む女二四二

(b) 自殺手段 一九三二—三五年、一九三八年及び一九三九年に於ける自殺手段は前頁表の如し。

は次表の如し。一九一一—一五年、一九二二—二五年、一九三二—三五年、一九三六年、一九三七年、一九三八年の数字を示す。

(c) 死亡率 一九三九年自殺死亡率及び全死亡總數一萬人に對する割合

自殺死亡者數、死亡率^(a)及び全死亡數に對する割合 (一九三九)

州又は領	死亡者數		自殺死亡者數		死亡率 ^(a)	
	男	女	男	女	男	女
	計	計	計	計	計	計
ニューヨーク	二五二	二八	一六	一六	三〇	二五
ピクトリヤ	一〇六	一〇	八	三	一〇	七
クインスランド	一一二	二七	一四	二	一二	三
南 洋 洲	四 〇	一	一	〇	〇	〇
西 洋 洲	一 〇	一	一	一	一	一
オーストラリア	一 〇	一	一	一	一	一
北 部 領 地	二	一	一	一	一	一
北 洋 洲 領 地	一	一	一	一	一	一
太平洋 領 地	一	一	一	一	一	一
南洋 領 地	一	一	一	一	一	一
南 洋 洲	一	一	一	一	一	一
北 洋 洲 領 地	一	一	一	一	一	一
北 洋 洲 領 地	一	一	一	一	一	一
北 洋 洲 領 地	一	一	一	一	一	一
北 洋 洲 領 地	一	一	一	一	一	一
北 洋 洲 領 地	一	一	一	一	一	一

(d) 年齢 次表は一九三九年に於ける自殺者の年齢を示す。一〇歳以下及び一〇〇歳以上は一括す。

(a) 平均人口一〇萬に對する自殺死亡數。

自殺者年齢 (一九三九)

年 齢	年 齢		年 齢	
	男	女	男	女
一〇—一五歳未満	一	一	一	一
一五—二〇	二	二	二	二
二〇—二五	八	八	八	八
二五—三〇	二二	二二	二二	二二
三〇—三五	四一	四一	四一	四一
三五—四〇	五五	五五	五五	五五
四〇—四五	六六	六六	六六	六六
四五—五〇	七五	七五	七五	七五
五〇—五五	八〇	八〇	八〇	八〇
五五—六〇	九一	九一	九一	九一

自殺男子職業

職 業	死 亡 數		百 分 率	
	一九三九	一九三二—三五年	一九三九	一九三二—三五年
自由職業	三	一	六	一
家内職業	三〇	三	三三	一
商業	一〇	一	一一	一
運輸通信業	八	一	九	一
工業	二六	三	二九	一
農業、牧、漁其他	一八〇	二二	一九〇	二
不労働者	二	一	二	一
寄食者	一	一	一	一
計	五一〇	六六六	一〇〇	一〇〇

(e) 自殺男子職業 下表は一九二一年、一九三一年及び一九三九年の自殺男子の職業を示す。

(f) 各國死亡率 次は各國比較表は瀛洲が自殺死亡率に於て相當なる地位にあることを示す。

(a) 何等の産業に屬さない事務員、労働者等にして、以前は「商業」又は「工業」に含まれた一三八人(二三%)は「不明」の部に入る。

各國人口一〇萬人に對する自殺死亡率

國	年 度	率	國	年 度	率
エジプト	一九三六	三〇	ギリシア	一九三六	五七
スベイン	一九三五	一九	ノルウェー	一九三七	六九
イタリア	一九三五	三三	イタリヤ	一九三八	七三
北アイルランド	一九三六	四〇	ピクトリヤ	一九三九	七三

オランダ	一九三六	八・二	タインスタン	一九三九	一四・四
南アフリカ	一九三六	八・五	日本	一九三六	一五・一
オーストラリア	一九三六	八・八	西ドイツ	一九三九	一五・四
カナダ	一九三六	八・八	スイス	一九三九	一五・四
スコットランド	一九三六	一〇・〇	フィンランド	一九三六	一六・二
ニュージーランド	一九三六	一〇・〇	ベルギー	一九三五	一六・八
ポルトガル	一九三七	一〇・六	デンマーク	一九三五	一九・四
南米	一九三九	一〇・九	フランス	一九三六	二一・四
北米	一九三九	一一・二	ポーランド	一九三六	二一・四
イギリス	一九三六	一一・二	ドイツ	一九三五	二七・五
フランス	一九三六	一一・四	イタリア	一九三六	二七・八
スペイン	一九三六	一一・四	チェコスロバキア	一九三六	二七・八
ハンガリー	一九三六	一一・五	ポーランド	一九三六	二八・〇

(a) 歐洲人のみ (b) 人口一〇萬以上の都市

(一四) 他 殺(80) 一九三九年の他殺死亡者は七五名、前年に比し六名の減少である。一九三四—三八年の五年間平均は年一〇〇名である。(一六) 参照。

(一五) 不慮の傷害による外因死(自殺、他殺を除く) 一九三九年不慮の傷害による死亡者は四、二五二名を数へ、前五年間平均は年三、四五一名である。一九三九年各州別内訳は—ニューサウスウェールズ一、六七七、ビクトリア一、一一九、クインズランド、六四一、南緯州三五九、西緯州三二七、タスマニア、一〇七、北部領二六、濠洲首都領六。其他變死は二〇三名である。(一六) 参照。

(一六) 不慮の傷害による外因死(自殺、他殺を含む) 次表は一九三九年の各種死亡の種類を示す。

死		因	
自殺(一三)	参照	六三	男
嬰兒殺害(一歳未満)		二九	女
銃器による殺人		一八	計
刃物による殺人		七	
其他の手段による殺人		九	
他殺		三	
計		九七	

外因的暴力による死亡(一九三九)

毒物中毒	六	一	九
(a) 蛇咬傷	一	一	一
(b) 其他	五	一	二
食物中毒	七	一	三
過失による有毒ガス吸入	六	一	三
其他急性中毒(ガスを除く)	六	一	三
火災	一五	六	九
偶発性火傷(火災を除く)	三	一	二
偶発性機械的窒息	三	一	二
偶発性溺死	三	一	二
銃器による偶発性傷害	八	一	三
刃物による偶発性傷害	八	一	三
墜落、歴死其他偶発性傷害	八	一	三
鐵山、石村場	八	一	三
機械	八	一	三
運輸機關	八	一	三
鐵道	八	一	三
電車	八	一	三
自動車	八	一	三
其他陸上乗物	八	一	三
水上運輸	八	一	三
空中運輸	八	一	三
其他墜落	八	一	三
其他歴死	八	一	三
洪水	八	一	三

獸類による傷害(毒獣ならざるもの)	六	一	九
飢饉、渴、疲勞	七	一	二
酷寒	七	一	二
酷暑	七	一	二
雷害	七	一	二
其他電撃	七	一	二
其他事故	七	一	二
分岐時の不注意	七	一	二
其他	七	一	二
其他變死(死因未詳の裁決)	七	一	二
溺死	七	一	二
銃器	七	一	二
刃物	七	一	二
墜落	七	一	二
歴死	七	一	二
其他	七	一	二
戦傷	七	一	二
死刑	七	一	二
外因的暴力による死亡(自殺、他殺を除く)	七	一	二
外因的暴力による死亡(自殺、他殺を含む)	七	一	二

次表は主として事故に基づく外因的暴力に依る平均人口百萬人當りの死亡率(自殺、他殺を除く)を示す。一九二一—二五年迄は減少し、一九二六—三〇年には自動車事故頻發の爲増加してゐる。一九三一—三五年間は減少してゐるが、一九三三年以降は逐次上昇を示す。

死亡率 (a) (外因的暴力に依る)

期 間	他 殺 死 亡 率 (a)		外因的暴力による死亡率 (a)		全外因的暴力に依る死亡率 (a)		死亡一萬に對する割合	
	男	女	男	女	男	女	男	女
一九一一年	二	一六	九六	三六八	一、一四〇	三六〇	一	七六
一九一二年	二	一五	九三	三二二	一、〇七〇	三三〇	一	七三
一九一三年	二	一五	八八	三〇〇	一、〇〇〇	三〇〇	一	七〇
一九一四年	二	一五	八三	二八〇	九三〇	二八〇	一	六八
一九一五年	二	一五	七九	二七〇	八六〇	二七〇	一	六五
一九一六年	二	一五	七四	二六〇	七九〇	二六〇	一	六二
一九一七年	二	一五	七〇	二五〇	七二〇	二五〇	一	五九
一九一八年	二	一五	六五	二四〇	六五〇	二四〇	一	五六
一九一九年	二	一五	六〇	二三〇	五八〇	二三〇	一	五三
一九二〇年	二	一五	五五	二二〇	五一〇	二二〇	一	五〇
一九二一年	二	一五	五〇	二一〇	四四〇	二一〇	一	四七
一九二二年	二	一五	四五	二〇〇	三七〇	二〇〇	一	四四
一九二三年	二	一五	四〇	一九〇	三〇〇	一九〇	一	四一
一九二四年	二	一五	三五	一八〇	二三〇	一八〇	一	三八
一九二五年	二	一五	三〇	一七〇	一六〇	一七〇	一	三五
一九二六年	二	一五	二五	一六〇	九〇	一六〇	一	三二
一九二七年	二	一五	二〇	一五〇	三〇	一五〇	一	二九
一九二八年	二	一五	一五	一四〇	一、一三〇	一四〇	一	二六
一九二九年	二	一五	一〇	一三〇	一、一三〇	一三〇	一	二三
一九三〇年	二	一五	五	一二〇	一、一三〇	一二〇	一	二〇

(a) 平均人口百萬人に對する死亡數。

(一七) 「其他疾患」 前述のAよりE迄の表に用ひた中間及び省略死因分類法は既刊本年鑑第二五卷に用ひた分類法と異なる。即ち同年鑑には「其他疾患」の項を缺いてゐる。各項目は夫々一詳づくりに分類されてゐるが、それに「其他疾患」の項を附加すると完全な項目になる。その省略分類法による「其他疾患」の項目を原因別に細別して次表に示す。

F 其他の疾患死亡者 (一九三〇)

死 因	一 般 分 類		再 歸 類	
	男	女	男	女
17 其他傳染病又は寄生蟲病	四	三	三	二
再歸類	一	一	一	一
波狀熱	一	一	一	一
丹毒	一	一	一	一
急性骨髓灰白質炎	一	一	一	一
嗜眠性肺炎	一	一	一	一
腸骨髄膜炎	一	一	一	一
瘧疾	一	一	一	一
破傷傷	一	一	一	一
癩病	一	一	一	一

再歸類	一 般 分 類		再 歸 類	
	男	女	男	女
丹毒	一	一	一	一
急性骨髓灰白質炎	一	一	一	一
嗜眠性肺炎	一	一	一	一
腸骨髄膜炎	一	一	一	一
瘧疾	一	一	一	一
破傷傷	一	一	一	一
癩病	一	一	一	一

計	性 病 (梅毒を除く)		其他	
	男	女	男	女
25 其他一般疾患 腦下垂體疾患 胸腺疾患 副腎疾患(アディソン氏病) 其他	一	一	一	一
27 白血病其他の血液及び造血器の疾患 出血性素質 白血病、淋巴腺腫 白血病 亞白血病(淋巴腺腫) 脾臓疾患 其他の血液及び造血器の疾患	一	一	一	一
29 其他の慢性中毒 有機物慢性中毒 無機物中毒 慢性鉛毒	一	一	一	一

計	其他		其他	
	男	女	男	女
36 其他の神経系統疾患 關炎(非流行性) 關膿腫 其他 其他脊髄疾患 五歳未満の幼兒痲痺 其他神經系統疾患 無路病 神經痛、神經炎 震顫麻痺 多發性脊髄硬化症 白痴、低能 其他	一	一	一	一
46 其他の血行器系疾患 其他の動脈疾患 靜脈疾患(靜脈瘤、痔疾、靜脈炎等) 淋巴系疾患、淋巴管炎等 血腫異常 其他血行器系疾患	一	一	一	一

死 因	平均人口十萬に對する死亡數			平均人口十萬に對する死亡數		
	男	女	計	男	女	計
1 寄生蟲病及び傳染病	1911-1915	1921-1925	計	1931-1935	計	計

(a) 平均人口十萬に對する死亡數

各群別五年平均死亡率

死 因	平均人口十萬に對する死亡數			平均人口十萬に對する死亡數		
	男	女	計	男	女	計
計	26,887	20,110	23,498	1,108	610	898
18 其他	180	59	239	5	2	7
17 變死、事故	3,973	1,355	5,328	11	9	20
16 老 衰	1,811	1,281	3,092	5	7	12
15 早 産	1,555	1,076	2,631	4	3	7
14 先天性畸形	367	33	400	10	1	11
13 骨及び運動器の疾患	118	77	195	1	1	2
12 皮膚及び皮下細胞組織の疾患	83	77	160	1	1	2
11 妊娠、分娩、産褥	—	55	55	—	15	15
10 泌尿生殖器系疾患	2,677	2,212	4,889	6	5	11
9 消化器系疾患	2,155	1,561	3,716	6	5	11
8 呼吸器系疾患	10,510	8,110	18,620	100	77	177
7 血行器系疾患	13,392	9,477	22,869	55	32	87
6 神経系統及び感覚器の疾患	1,037	2,168	3,205	7	6	13
5 慢性中毒症	60	39	99	—	1	1
4 血液及び造血臓器の疾患	267	355	622	2	1	3
3 傷及其他腫瘍	707	1,255	1,962	3	7	10
2 脳、脊髄、脊索、内分	—	—	—	—	—	—

各群別死亡數、死亡率 (一九三九)

死 因	死亡數			死亡率 (a)		
	男	女	計	男	女	計
1 寄生蟲病及び傳染病	2,933	2,208	5,141	8	6	7

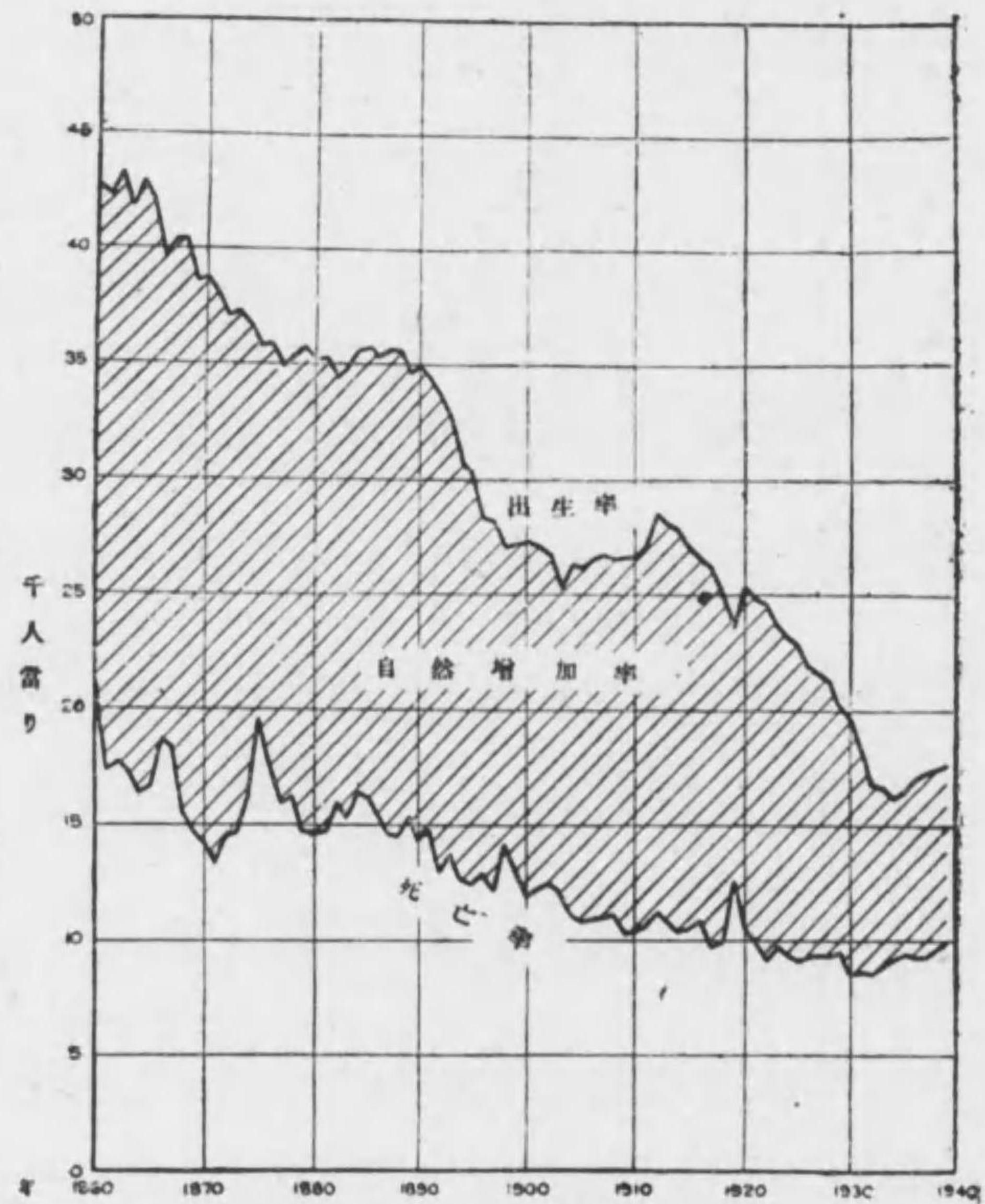
死 因	死亡數			死亡率 (a)		
	男	女	計	男	女	計
計	5,141	3,822	8,963	1.12	1.91	1.52
58 其他の消化器系疾患	—	53	53	—	—	—
其他の呼吸器系疾患(結核を除く)	101	19	120	0.22	0.05	0.17
鼻腔及び其附屬器の疾患	105	18	123	0.22	0.04	0.16
喉頭の疾患	111	25	136	0.23	0.06	0.19
肺充血、肺膿瘍、出血	111	22	133	0.23	0.05	0.18
喘息	111	22	133	0.23	0.05	0.18
肺氣腫	111	22	133	0.23	0.05	0.18
其他の呼吸器系疾患(結核を除く)	111	22	133	0.23	0.05	0.18
慢性間質性肺炎	111	22	133	0.23	0.05	0.18
肺膿瘍	111	22	133	0.23	0.05	0.18
其他疾患	111	22	133	0.23	0.05	0.18
59 其他の消化器系疾患	111	22	133	0.23	0.05	0.18
口腔、咽頭等の疾患	111	22	133	0.23	0.05	0.18
口腔及び附屬器	111	22	133	0.23	0.05	0.18
咽頭及扁桃腺	111	22	133	0.23	0.05	0.18
食道の疾患	111	22	133	0.23	0.05	0.18
其他の胃の疾患(癌を除く)	111	22	133	0.23	0.05	0.18
其他の腸疾患	111	22	133	0.23	0.05	0.18
脾臓疾患	111	22	133	0.23	0.05	0.18
腹膜炎(結核を除く)	111	22	133	0.23	0.05	0.18

一四 死因の分類

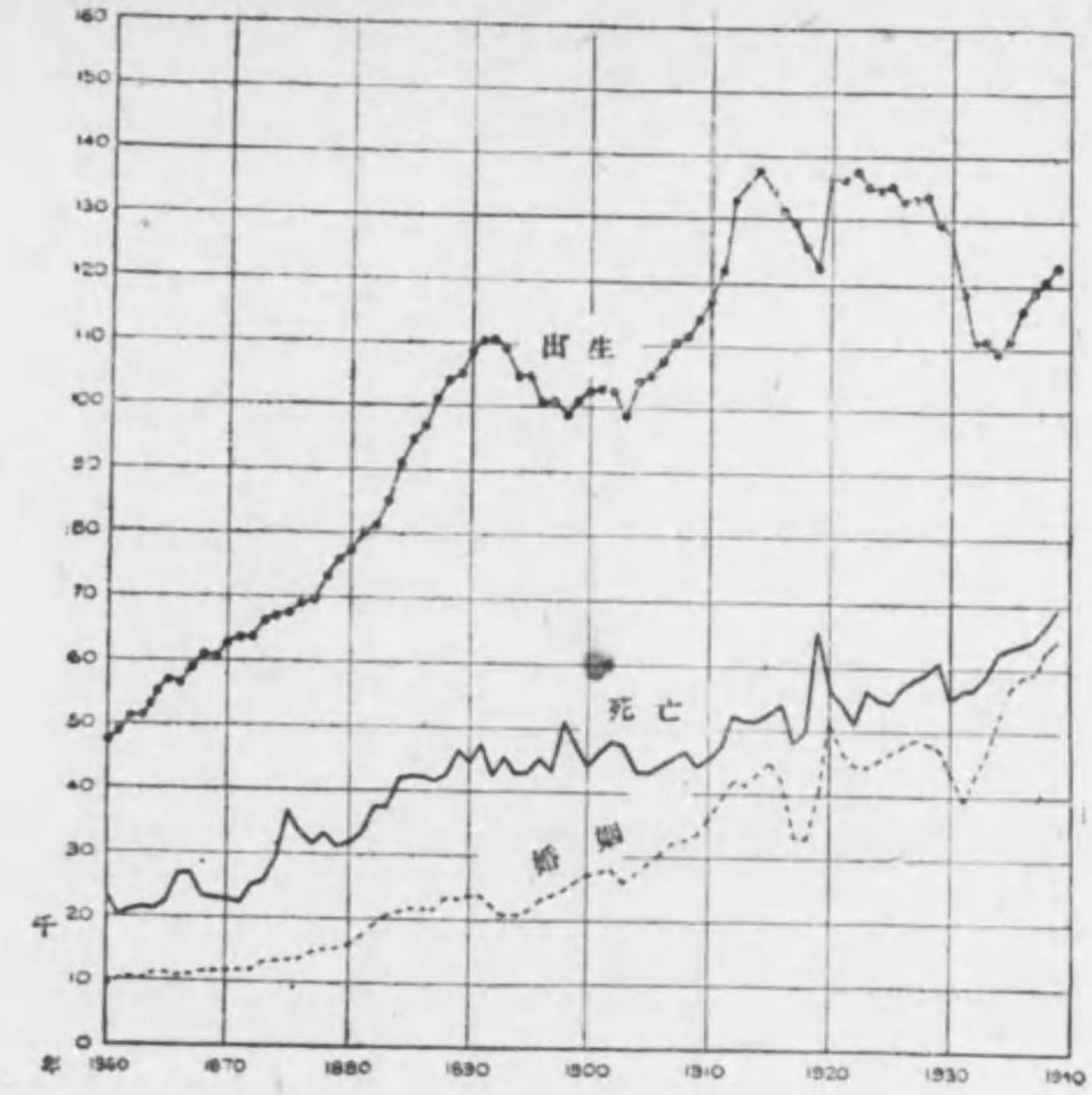
前項表の小群別死因の數字は特別の死因に就ては、單なる一般的項目よりは遙かに醫學的統計として價値がある。國際命名法の編纂者の採用した十八群の分類法は次表の如し。又この表は死亡率及びこの種の全死亡への割合を示す。更に一表は一九二一—一九二五年、一九二一—一九三一年間の死亡率を示すものである。

計	死亡率 (a)			死亡率 (a)		
	男	女	計	男	女	計
計	1.12	1.91	1.52	1.12	1.91	1.52
70 產褥原因	—	—	—	—	—	—
疼痛白股腫、血栓等	—	—	—	—	—	—
疼痛白股腫、血栓	—	—	—	—	—	—
栓塞、頓死	—	—	—	—	—	—
其他分娩に因る事故	—	—	—	—	—	—
帝王切開	—	—	—	—	—	—
其他手術及び器械に依る分娩	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—
産褥に於ける其他の又は特異ならざる疾患	—	—	—	—	—	—
乳房の産褥疾患	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—

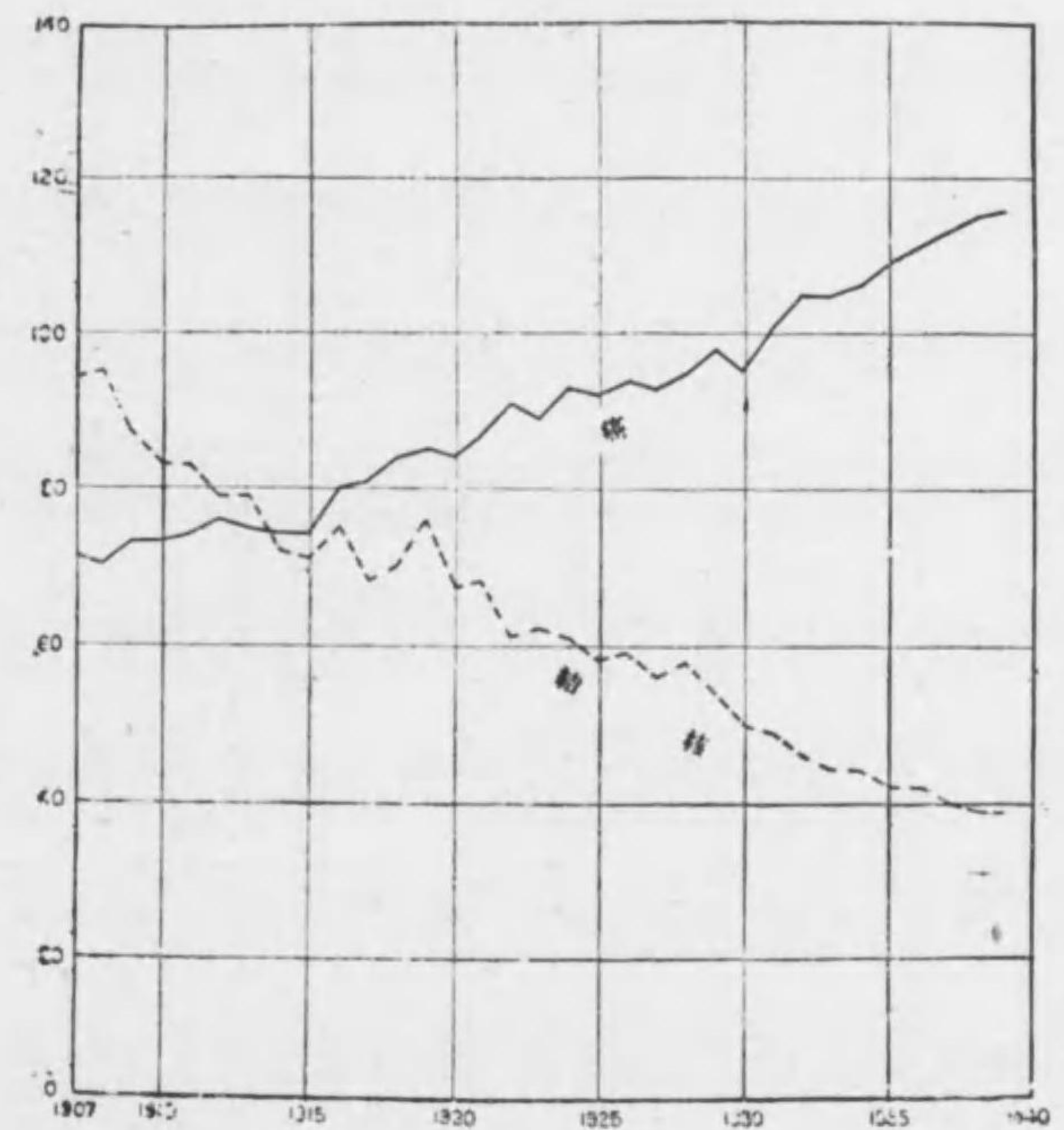
出生・死亡・自然増加率 1860-1939



説明—上部曲線は千人當り出生数、下部曲線は死亡率を示す。二曲線の間隔は自然増加率を示す。



出生・死亡・婚姻数 (一八六〇—一九三九)



瘧・結核死亡率 (一九〇七—一九三九)
説明—縦線は人口一〇萬人當り死亡数を示す。

第二十二章 地方行政

第一節 緒言

第二節 道路、橋梁、其他

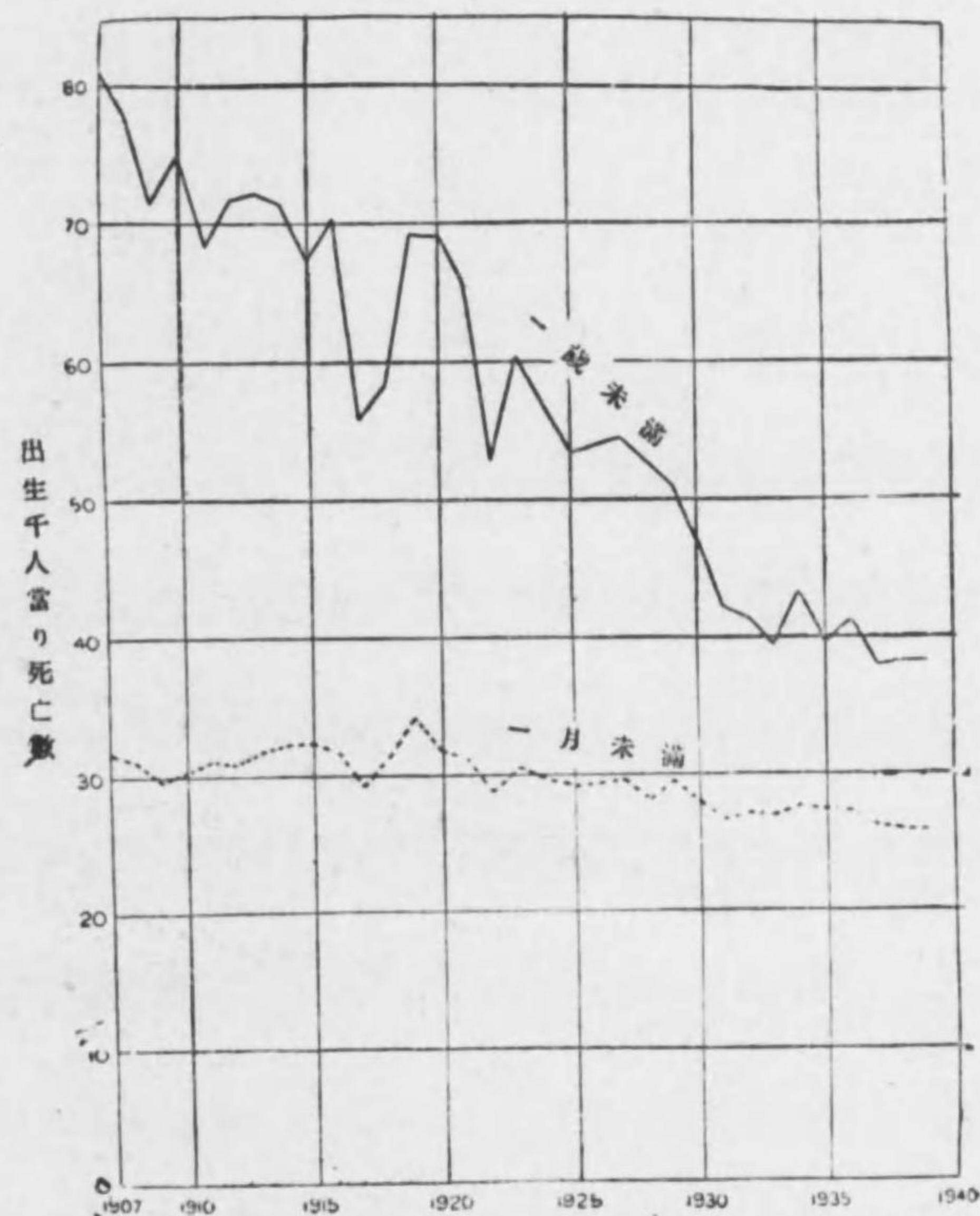
第三節 地方自治體

第四節 上下水道及び排水

第五節 港務委員會、港務トラスト

第六節 消防部

幼兒死亡率 (1907—1939)



説明—本圖表は過去 30 年間の幼兒死亡率の著しい減少を示す。
減少したのは一ヶ月以上の幼兒のみであるが 出生一ヶ月内には
極く僅かな變化を見たにすぎない。

第二十二章 地方 行政

第一節 緒 言

- 一 概説
- 二 道路、橋梁、其他
- 三 地方自治體
- 四 上下水道
- 五 港灣
- 六 消防部

一 概 説

地方行政に關する以下の諸統計に關しては些か不十分乃至不満足なるを免れないが、現在一層完全にして更に信頼し得る資料を得るやう努力中である。併し本章に於ては地方自治體に關する統計の缺點は大部分除去せられ、從來よりも整つた形式と一層詳細なる内容を以て作成されてゐる。

二 道路、橋梁、其他

道路、橋梁及び渡船場の建設維持は概して地方自治體の管轄に屬するがニューサウスウェールズ、南濠洲の兩州、特にその廣大なる自治制未施行地域に於ては、州政府が直接にその任に當つてゐる。若干の州に於ては、道路及び橋梁の建設、維持の一部を政府が引受け、更に特殊な委員會の監督の下に地方自治體主要道路の建設に融資をもなす。政府の直接建設維持する道路、橋梁及び渡船場は、その性質上「地方行政」の章に收むべきではないが、便宜上本章に包含せしめることにした。地方自治體の管理する道路に關する收支の完全なる資料は入手し難いため、以下記載の收支明細表は、政府關係のもののみ、即ち州監督機關乃至委員會又は州行政機關に關するもののみである。

三 地方自治體

各州に於ける自治體の各種組織及びその創始以來の發達に關する記述は

一九一九年本局より「濠洲の地方行政」と題する單行本として公刊された。

四 上 下 水 道

シドニー、メルボルン兩市に於ては、上下水道の管理は特別委員會の權限に屬してゐるが、アデレード、パース兩市に於ては、州政府の直接監督下に置かれてゐる。他の大部分の都市に於ては參事會、又場合に依つては水道トラストがこれを管理し、自己資金によつて建設するか、州政府の建設せる施設の移譲を受ける。

五 港 灣

濠洲の港灣の大部分は、その利害關係者より選出せる又は州政府の任命せる委員より成る委員會の管理に屬する。但し州政府直接管理の港灣も少數ある。その中、本章に於ては委員會管理の港灣のみを取扱ふ。

六 消 防 部

消防部の管理は、各州とも委員會の擔當に屬する。これ等委員會は普通その管轄區域内のミニシバリテイ參事會及び保險會社より選出せられる者及び政府任命にかゝる一名乃至それ以上を以て構成されるが、時には義勇消防部又は地方消防部より選任される者をも含む場合がある。

第二節 道路、橋梁、其他

- 一 ニューサウスウェールズ
- 二 ビクトリア
- 三 クイーンズランド
- 四 南濠洲
- 五 西濠洲
- 六 タスマニア
- 七 道路、橋梁用純借入金支出額の概要

一 ニューサウスウェールズ

(一) 概説 中央道路官廳は主要道路の建設維持に對し改良せる統一的標準を示し、これ等主要道路工事に對する政府補助金管理に當る目的の下に法律によつて一九二五年の初期に新設された。この道路官廳(現在の主要道路局)の經費は主として州自動車税及び聯邦政府徴収のガソリン税よりの分與と參事會よりの納付金及び州政府による貸付金又は收入中よりの特別交付金たる特別の(法令によらざる)助成金等をこれに充ててゐる。中央官廳より補助を受ける道路は左の五種である。

道 海岸、内陸間の主要交通路又は州内を貫通して他州の主要交通路に接続する道路。

幹線道路 第二級道路線で、州道及び他の幹線道路と共に、州内相互交通組織の根幹をなす道路。

普通主要道路 主として諸郡邑又は人口の重要中心地相互間の交通手段として直通電線に利用せられ、且つ州道、幹線道路と共に州内道路交通組織を成す道路。

二等道路 シドニー市内の道路にして、直通交通運輸の相當量を消化し、本來は隣接主要道路の負ふべき交通を代行する道路。

開發道路 停車場又は埠頭に至る通路並びに停車場又は埠頭に通ずる道路への通路を建設改良することによつて、一方又は一地區の開發に資する道路。

本州は、地方行政及び道路管理の上から東西二區に分れる。その東區は、全地域に亘つてシャイア(Shire)及びミニニシバリテイ(Municipality)の自治團體を施行してゐるが、廣大なる人口稀薄地域を擁する西區ではミニニシバリテイ及び他のミニニシバリテイの一部にしか施行されてゐない。東區に於ては、下記各等級道路の建設に當り地方の諸參事會に助成が行はれる。それ以外の道路の場合には、建設費、改修費に對する州政府の助成金も相當頻繁に交付されるが、一般に建設及び維持費は地方自治體の收

入から支辨される。州政府の助成金は失業激増期には特に多額に上り、最近數年間には主として失業救済の爲に相當額が道路事業補助金として交付された。右の他更にシャイアに對する年一五〇、〇〇〇磅を下らざる繼續的補助が行はれ、その大部分は道路事業に充當されてゐる。

東區の道路中央基金より交付される補助金額は、關係地域の位置及び道路の等級により異なる。この點で東區は二區(カンバーランド、カウンティCounty)及びカンントリー(Country)に分れ、道路の等級は既述の如く五等級になつてゐる。

カンバーランド・カウンティは、ニビン・ホークスベリー河と南方ブライに及ぶ太平洋沿岸の間の總てのミニニシバリテイとシャイア及びシドニー市域を含むが、カンントリーは東區の殘餘の地域に亘つてゐる。カンントリーの道路事業費はカンントリーの自動車税全部の外に、カンバーランド・カウンティの徴収する自動車税の半額を充當する。ガソリン税より交付される聯邦政府補助金も、自動車税の半額を同一割合でカンバーランド地區とカンントリーに對して配分される。シドニー市を除くカンバーランド・カウンティの參事會は管轄地域内に存する未改良土地價格に對する税(原始生産業使用地に對しては半額に低減)を中央道路官廳に納付するを要する。中央道路官廳は又當該地域にある一切の指定主要道路經費の全額及び指定二等道路經費の半額を支辨する。現行納付金の率は、未改良資産價額一磅に付一分の七分である。カンントリーに對する現行道路事業補助率は左の如し。

州道	經費の全額
幹線道路	四分の三
普通主要道路	三分の二
開發道路	認可建設工事に限り費用の全額

これ等の補助金は新架橋に對しては増額せられるので、中央官廳は州道幹線道路にあつては經費の全額、普通主要道路にあつては經費の四分の三を支辨する。

西區に於ては道路、橋梁經費は一切中央道路官廳が支辨する。西區の工事はすべて(七・七七七磅)直接中央道路官廳これに施行し、東

區に於ては、約二、〇〇〇哩を除き參事會が大部分州道の工事を施行する。

(II) 道路延長哩數

指定道路 (一九三九年六月三十日現在)	五、一八三哩
州道	二、三七一
幹線道路	九、〇三九
普通主要道路	九三
二等道路	二、四六九
開發道路	九九、一三七
小道路 (一九三九年六月三十日現在)	七、七六七
西區 (一九三八年六月三十日現在)	一一六、〇五九

右道路中、木塊舗装三一哩、コンクリート舗装三二六哩、アスファルト・コンクリート二三四哩、タール又はマカダム・瀝青舗装(混合又は透入)三、三〇〇哩、路面水締マカダム又は砂利舗装、二、五七七哩、水締マカダム舗装三、六八五哩、砂利又は碎石舗装二七、〇四九哩、八八、八五七哩は單に路形のみ、障礙物除去、又は自然の儘である。

(III) 收 支 一九三九年六月三十日終了年度中央道路管理官廳の收支は左の如し。

收		支	
	入(磅)		出(磅)
自動車税	三、〇一八、五六一	維持費	一、五二九、五九元
ガソリン税	一、一七六、〇九元	建設費	一、七六六、八六元
參事會直接納付金	三、五〇〇、〇〇〇	利子其他借入金利息	一、〇〇〇、〇〇〇
州政府よりの借入金	三、〇〇〇、〇〇〇	其他	一〇一、五七元
其他	六、三三三		
計	一四、八六三、六一	計	四、二九七、〇二五

一九三七—三八年に於けるすべての機關より支辨したる州内全道路に對する支出は約八、三九六、一七五磅であつた。

(四) シドニー港橋 シドニー港橋關係州政府支出額は、一九三九年六月三十日迄に九、八七二、四六五磅に達したが、同額は右統計には含まれない。總額の中、八、一九六、三五二磅は一般借入金勘定、一、六六五、四四四磅はミニニシバリテイ及びシャイアよりの收入、一〇、六六四磅は失業救済基金、五磅は土木事業基金より支出したものである。利子及び爲替差損は一、四九四、九八八磅に上り、土地買収費は一、四四五、五三八磅であつた。港橋の總經費は、買収剩地賣却により二〇〇、〇〇〇乃至三〇〇、〇〇〇磅の低減を見るであらう。

ニ ビクトリア

(一) 概説 州主要道路改修の爲に、一九二二年の法律によりカンントリー、委員會が新設された。右委員會の主要任務は主要道路、州道、觀光道路の決定、州の有する道路建設材料資源の調査、最良の建設維持方法の調査及び交通の利便を圖り運輸改善に資すべき現存路線の變更又は新路線の建設に關し勸告をなすにある。

(II) 道路、街路の延長哩數 一九三八年末、ビクトリアの道路街路延長哩數は一〇四、〇〇四哩、中、木材又は石材舗装九八哩、ポートランド・セメント・コンクリート舗装一〇八哩、アスファルト・コンクリート及びシート・アスファルト舗装、三〇七哩、タール又は瀝青舗装、七、八三〇哩、水締マカダム、砂利、砂、硬質ローム舗装、二、三、七三〇哩、一、五、一六一哩は路形のみ、四六、七七〇哩は測量済で、一般交通に使用中のものである。全長中、州道は二、五六九哩、即ち二%に過ぎない。

(III) 收 支 法律により創設された基金はカンントリー道路委員會基金、借入金勘定及び開發道路借入金勘定の三種である。各種基金の機能は次に詳述する。

(a) カントリー道路委員會基金 自動車法による手数料(但し自動車運輸宛状下附手数料を除く)及び罰金、牽引車登録料及び罰金の全部(但し上記

の手續計別金徴收費を除く)がこの基金に繰入れられる。一九三九年度収入総額は二、四一四、〇〇八磅。内譯、自動車登録料一、六九〇、九六二磅、繼續工事(現在は救済事業)に對するミニシバリテイ納付金一四六、八九九磅、同維持費納付金一七一、九七九磅、材料費却及び工場設備賃料二八六、八二八磅、其他収入一一七、三四〇磅。同年度の支出は二、四一三、一四〇磅で、主要道路、州道維持改修費一、二〇一、〇〇二磅、工場、倉庫、行政費等五四四、五二四磅、利子、減債基金其他六六七、六一四磅である。この利子、減債基金其他の項目に示した支出額には、借入金に對する利子及び減債基金支拂金三〇九、二七七磅、利子及び減債基金に對するミニシバリテイの拂戻金一一八、一六六磅、ミニシバリテイ利子及び減債基金債務救済費二四〇、一七一磅を含む。

(b) カントリー道路委員會借入金勘定 カントリー道路法により主要道路、州道の繼續事業費財源として總額五、三二二、〇〇〇磅に上る借入金が適時認可された。一九三九年六月三十日終了年度中、州債務銷却基金よりの本勘定繰入額は五八、〇二五磅、同年度繼續事業費支出額は五七、八六五磅、同年末總額は五、〇四四、三一六磅である。

(c) 開發道路借入金勘定 政府は補助又は開發道路建設用に、總額六、四七五、〇〇〇磅の借入をなす権限を賦與された。借入金は一九三七年六月三十日を以て全部支出されたが同日迄の全支出額は六、四二五、七五七磅であつた。兩金額の差額は、借入金の割引額及び關係諸經費總額を示す。

(d) 全支出 上記各基金よりの支出以外に、左記金額が道路建設維持特別經費として支出された。失業救済五四、六六一磅、聯邦助成道路法による聯邦政府補助金七二五、三九九磅、水害修理に對する聯邦特別補助金九八磅。

一九三九年六月三十日終了年度中に於ける道路委員會の道路建設維持費支出總額は二、〇九八、七八四磅であるが、それを區分すれば、州道四、五三、七〇八磅、主要道路一、〇二七、二二一磅、開發道路四六八、一二二磅、失業救済(主要道路、開發道路等)五四、六六一磅、觀光道路七七、六九四磅、マレー河橋梁及び渡船四、〇六七磅、聯邦所有地連接諸道路一

三、三二一磅である。

三 クイーンズランド

一九二〇年制定の主要道路法により、知事の任命する三名より成る主要道路委員會が新設された。この委員會は一九二五年に廢止され、その権限は一名の辨務官に賦與された。辨務官の任務は、州道、主要道路、開發道路、二等道路、鎮山道路、觀光道路、觀光小道路の決定に必要な測量調査を行ひ、場合により各種道路の建設維持に當るにある。

州道、鎮山道路、觀光道路を除き、如何なる道路も之に對し關係地方自治體の提起する異議が辨務官によつて駁議されねば指定出來ない。

地方自治體は州道、鎮山道路(礦業専用)又は觀光道路の建設費を返済する義務はないが、その維持費は五〇%迄負擔するを要する。主要道路に就ては建設費の二〇%、開發道路に就ては建設費利子の二〇%、二等道路に就ては建設費の五〇%、觀光道路に就ては事業開始前の協定に依る額を負擔する。州道、主要道路、開發道路、二等道路の維持費分擔率は五〇%である。鎮山専用道路及び觀光道路の場合は返済を要しない。辨務官は毎年の返済額を得るに必要な税率が全地域の資産評價額一磅に對して一片の割合を超える場合、地方自治體が繼續事業及び維持に對して支拂ふべき納付金を低減する権限を有する。辨務官は又非常の場合には免除をなすことを得る。

一九三九年六月三十日現在、各種地方自治體の管轄下にあるクイーンズランド道路の總延長は一二三、八三二哩、内譯六、〇四五哩は天然乃至人工混砂粘土ローム、五、七三六哩は水締舗裝、一、二九一哩は路面瀝青水締舗裝、八四八哩は瀝青透入マカダム舗裝、六一哩はコンクリート、二七、〇九二哩は路形のみ、八二、七五九哩は未建設の僅一般交通に使用されてゐる。この延長距離には、主要道路辨務官所管の道路も含まれてをり、その延長は一九三九年六月三十日現在一四、八六三哩、内譯、主要道路九、六五五哩、州道四、一八一哩、開發道路、觀光道路等計一、〇二七哩である。

一九三九年六月三十日終了年度の辨務官収入は總額二、八六五、三六四磅、内譯大藏省貸付基金より三九二、二二五磅、自動車手數料より八一九、二六七磅、聯邦助成道路計畫に基づく工事に對する聯邦交付金八〇六、二一八磅、特別失業救済事業基金より五七九、七七五磅、支出總額二、八五〇、〇七七磅、内譯繼續事業費一、八七二、二九八磅、維持費四〇五、三六七磅。

四 南 洋 洲

一九二六—三八年州道法により州道辨務官が設けられ、州道基金が設定された。辨務官は事實上その所管の豫算をどの主要道路に使用すべきかを決定する権限を有する。辨務官は決定をなすに當り、(a) 議會の協賛せる又は協賛する見込の主要道路費、(b) その道路が主要幹線道路であるか又は主要幹線道路となるべき道路であるか、即ち(一) 大生産地域、又はは、近き將來大生産地域となる可能性ある地域を市場或ひは至近の港灣若くは停車場と連接するか、(二) 又は二以上の大生産地域乃至近き將來大生産地域となる見込ある地域と連結するか、又は二乃至二以上の人口の大中心地を連結するか、(三) 首府と大生産地域間、又は人口の大中心地間を連結するか、(四) その道路の通過する地域に鐵道の便が充分あるか、又は將來充分に得られる見込の有無を考慮に入れなければならない。

州道基金の繰入金は、一定の費用を控除した殘部の(a) 一九三四—一九三九年道路交通法による免許下付手數料及び登録手數料、(b) 行人免許證手數料、(c) 參事會よりの納付金、(d) 道路用に募集充當された一切の借入金である。聯邦助成道路計畫により聯邦から州に交付された一切の補助金も、この辨務官が州道法的一般規定に基いて消費するのである。

一九三八年六月三十日現在、地方自治體地域内の一般交通用道路の總延長は五二、九二九哩、中、木又は石による舗裝一〇哩、瀝青コンクリート舗裝二四二哩、瀝青透入一、四八四哩、タール、敷砂利又は砂利舗裝道一四、二〇七哩、路形のみ七、九〇五哩、路形を造るに至らざるもの二九、〇八一哩である。

五 西 洋 洲

本州の道路街路、橋梁の建設、維持及び管理は各地方自治體及び道路委員會が管掌する。主要州道及び開發道路は一九三〇年の主要道路法によつて任命された主要道路辨務官の権限に屬する指定主要道路である。一九三九年六月三十日に「宣言主要道路」の全延長は三、〇六二哩である。

六 タスマニア

(一) 道路の延長及び概観 一九三九年六月三十日現在、タスマニアの道路總延長は九、三五〇哩、内譯瀝青又は道路油吹付舗裝五七二哩、敷砂利又は砂利舗裝五、一四四哩、路形のみ二、二七二哩敷地掘取拂濟一、三六二哩。州道は總延長中、一、三三九哩である。

(二) 建設 タスマニアに於ては、道路、橋梁の建設費は殆ど全部州政府の負擔である。土地賣却収入の半額は、新保有地に通過する道路建設用の官有地基金に充當された。同基金は、近年本來の用途以上の餘剰を生ずる上、一九一八年以來本基金よりの支出は年一〇、〇〇〇磅に限定されてゐるので餘額は負債銷却に充當してゐる。

一九三九—三九年度に於ける土木省道路、橋梁建設費に充當した借入金總額は一四〇、七七〇磅、官有地基金よりの支出一、二四二磅である。その他、聯邦政府より交付を受けた二〇八、九三三磅を道路費に當てゐる。

る。同年度中の竣工新道路哩数は、州議會の協賛を経た敷砂利又は砂利鋪裝六九哩、路形のもの七三哩、聯邦助成道路計畫による新道路八哩、同改修五四哩である。

(三) 維持 州道以外の道路維持は各地方自治體の收入によつて賄ふ。建設費五〇磅を超える橋梁は、全部州政府が維持する。州道の維持は一九二九年州道法の規定に基いて行はれるが、同法により州道トラスト基金が設定せられ、一般會計中より、前財政年度中に徴收され、國庫に納入された自動車税全額より二%を差引いた額に等しい額が同基金に繰入れら

道路橋梁純借入金支出額 (磅)

六月三十日終了年度	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	計
一九三五	三三、四三六	九、三三〇	一、〇〇八	—	—	—	四三、七七四
一九三六	三三、六八三	七、〇〇〇	一、三七八	—	—	—	四二、〇七〇
一九三七	三三、七〇七	七、〇〇七	一、三七八	—	—	—	四二、〇九二
一九三八	三六、〇五五	七、〇〇〇	一、三七八	—	—	—	四四、四一三
一九三九	一、八〇五、四八〇	借 三、五〇三	借 三、五〇三	借 三、五〇三	借 三、五〇三	借 三、五〇三	一、八〇五、四八〇
一九三九年六月三十日迄の計	一、八〇五、四八〇	三三、三三〇	三三、三三〇	三三、三三〇	三三、三三〇	三三、三三〇	一、八〇五、四八〇

(a) 借入金及び借入金勘定よりの支出を示す (b) 公有地改良部關係支出を含む (c) 證券購入より生ずる貸付勘定を除外せる精算計數。

右記の借入金支出額は道路、橋梁費の支出全額を示すものでない。右は大體新規事業に對する資本支出額を表はすものであるが、更に、地方自治體の借入金より同種の支出、聯邦補助金及び失業救済費を加算せねばならず、更に主として當該年度歳入より支出される維持費をも計算に入れる必要がある。

第三節 地方自治體

- 一 面積、人口及び増稅資産價額
- 二 歳入
- 三 新規借入、債務及び利息

(一) ニュー・ワスウェールズ 西區の大部分を除く事實上州の全地域はミニシバリテイとシャイアに區分せられ、一九三八年末現在自治制施

行地域全面積は一八四、〇一〇平方哩である。施行地域は州の東區、中央區の全域(ロードホウ島、ジャクソン灣内諸島、隔斷島を除く)及び六ミニシバリテイ及び二ミニシバリテイの一部より成る西區の小地域に亘る。シドニー市政は一九三二—三四年シドニー自治制法により施行され、ミニシバリテイ、シャイアとして知られる地方自治制管轄地域の行政は、ニューサウスウェールズ地方自治體

面積、人口、擔稅資産價額 (一九三八)

地方自治體	數	面積(カイ)	人口	擔稅資産價額 (一九三八)		
				未改良資産價額	改良資産價額	課稅見積價額
首邑	一	四、〇〇〇	八、八八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其 他	一	一、五三〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	二	五、五三〇	一、〇、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
首邑	二	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
地 區	二	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
計	四	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

一九一九年地方自治法及び同修正法によつて施行されてゐる。一九三八年十二月三十一日現在、自治制施行地域の面積、人口及び擔稅資産價額を次に示す。政府其他の非擔稅資産の合計は少くないが、それは擔稅資産價額のみを示す次表には含まれてゐない。

(四) 不明。

(二) ビクトリア 地方自治制は全州に確立され、各種地域は夫々市、タウン、パロー(Parish)又はシャイアと呼ばれる。唯一の未施行地域はウエスタン・ポート灣内のフレンチ島のみである。メルボルン、ジローンの兩市は未だ地方自治制の全般的組織の設定されない以前に、特殊法に

ビクトリア地方自治體 面積、人口、擔稅資産價額 (一九三八)

地方自治體	數	面積(カイ)	人口	擔稅資産價額 (一九三八)		
				改良資産價額	課稅見積價額	課稅見積價額
首邑	一	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
地 區	一	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
計	二	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇

より自治體となつたが、現在は地方自治法中の若干の規定に従つてゐる。メルボルン、ジローン兩市の會計年度は、夫々十二月三十一日、八月三十一日に終了し、その他の市はすべて九月三十日に終了する。自治制施行地域の面積、人口及び擔稅資産の價額を次に示す。

首	計	一六	英、三、四、三、五、五、二	一、八七三、〇一〇	六、四七、九三三、五〇〇	三、七七一、一八三
首	計	一七	英、六、〇、七、八、八、八、五	八三三、八八〇	二、九三、九六六、五九〇	一、四、七、七、三、〇、三三
首	計	二	英、一、六、八、六、四、八	一、〇、九、九、一、七、〇	三、三、三、〇、三、六、一、〇	一、九、〇、六、九、〇〇
首	計	一	英、一、六、〇、九、六	六、六、三、七、〇	三、〇、〇、九、三、三、三、〇	一、四、七、七、三、〇、三三
首	計	一	英、一、七、七、七、〇、七	九、三、三、〇、〇	三、三、〇、三、三、六、〇	四、〇、四、四、七、九

(a) プレーブルック・シャイア及びハイデルベルグ市を含む。

クインスランド地方自治體——面積、人口、擔稅資產價額 (一九三七—三八)

地方自治體	數	面積 (平方哩)	人口 (a)	未改良資產價額 (磅)
首府	一	五、五	三三、八〇〇	二、〇、九、六、四
首邑地區	一四	六、九、四、八	六、七、五、七	五、二、五、五、六
計	一四	六、九、八、三、三	六、九、二、四、六	七、三、三、五、一、七〇

(a) 一九三七年十二月三十一日現在。

(三) **クインスランド** 全州域(若干の沿岸島嶼、ドゥソン・ウアレー灌漑地域及びソーマセット・ダム地域を除く)は、一九〇二年地方(自治體)法及び同修正法により、市、タウン、シャイアに編入されてゐる。下表は一九三七年現在施行地域の面積、人口、擔稅資產價額を示すが、ブリスベーン市のみは一九三八年六月三十日終了年度による。

(四) **南濠洲** 南濠洲の開拓地域は地方自治制を施行し、比較的大きな市及びタウンは概ね自治機關、農業地域は多事會の治下にある。アデレード市を除く各自治體の主要道路其他各種道路の建設維持に對して公路事務官より補助金が下付される。

次表は一九三八年六月三十日終了年度に於ける施行地域の面積、人口、擔稅資產價額を示す。

南濠洲地方自治體——面積、人口、擔稅資產價額 (一九三八)

地方自治體	數	面積 (カイ)	人口	未改良資產價額	改良資產價額	課稅見積價額
首邑地區	一	九、九、二、五	二、六、九、五	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
其他府	〇					
計	一	九、九、二、五	二、六、九、五	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇

地方自治體	數	面積 (カイ)	人口	未改良資產價額	改良資產價額	課稅見積價額
首邑地區	一	一、五、七、七	八、六、七、三	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一、二、九、七、七、六	一、五、三、三、五、三
其他府	八	一、一、七、七	六、七、〇	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	六、五、七、七、六	一、三、二、八、六
計	九	二、七、五、四	一、五、三、七、三	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	七、八、三、五、三	二、八、六、二、一

(五) **西濠洲** 本州の地方行政は、(a) ミュニシパリティ、(b) デイストリクト道路委員會によつて行はれる。若干の権限は保健委員會に委任されてゐるが、その職員は大抵の場合ミュニシパリティ及びデイストリクト道路委員會職員の兼任になつてゐる。次表は各ミュニシパリティ(一九三八年十月終了年度)及びデイストリクト道路委員會(一九三八年六月終了年度)の施行地域の面積、人口、擔稅資產價額の明細である。

西濠洲地方自治體——面積、人口、擔稅資產價額 (一九三八)

地方自治體	數	面積 (カイ)	人口	未改良資產價額	改良資產價額	課稅見積價額
首邑地區	一	一、五、七、七	八、六、七、三	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一、二、九、七、七、六	一、五、三、三、五、三
其他府	八	一、一、七、七	六、七、〇	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	六、五、七、七、六	一、三、二、八、六
計	九	二、七、五、四	一、五、三、七、三	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	七、八、三、五、三	二、八、六、二、一

(a) 不明 (b) 首邑地域は九五、三八七エーカーに過ぎず。

評價方法は地区道路委員会によつて違ふ場合がある。即ち未改良資産價額に基く場合もあれば、一部未改良評價額と一部年課税見積價額の兩者による委員会もある。前記統計に示された金額は、各評價方法に基いて評價された面積に對する評價合計であり、個々の評價方法に基くものではない。

(六) タスマニア 全州域はミニシバル・ディストリクトに區分されてゐるが、ホバートとロウンセストンは別個の法令によつて自治體とされてゐる。次表は一九三八年六月終了年度に於ける自治制施行區域の面積、人口及び擔税資産價額の明細を示す。

タスマニア地方自治體 面積、人口、擔税資産價額 (一九三八)

地方自治體	數	面積(カイ)	人口	擔税		課税見積價額
				未改良資産價額	改良資産價額	
首邑地區	1	17,700	51,100	487,700	1,502,277	8,300,776
其他府	2	99,000	100,000	1,186,124	2,953,735	1,277,264
計	3	116,700	151,100	1,673,824	4,456,012	9,578,040
首邑地區外	4	16,611,300	171,736	1,680,500	37,331,077	1,277,830
總計	5	16,778,000	322,836	3,354,324	48,387,089	11,855,870

(a) タライレンス全城を含む。

二歳入出

一九三六年統計會議の決議の結果、現在地方自治體の財政統計は各州とも以前よりは比較し易い方式に基いて作成されてゐる。

一九三八年年度歳入出を示す次表には、借入金収入及び借入金関係経費並に各地方管理事業の收支を除いた。此等官營事業より生ずる利益は收入中に繰入れ、別欄に表示してある。

地方自治體歳入 (一九三八) (磅)

費目	タスマニア	西澳洲	南澳洲	タインスタン	ビクトリア	ニューサウスウェールズ
計	1,577,830	1,277,830	1,277,830	1,277,830	1,277,830	1,277,830

地方自治體	數	面積(カイ)	人口	擔税		課税見積價額
				未改良資産價額	改良資産價額	
首邑地區	1	17,700	51,100	487,700	1,502,277	8,300,776
其他府	2	99,000	100,000	1,186,124	2,953,735	1,277,264
計	3	116,700	151,100	1,673,824	4,456,012	9,578,040
首邑地區外	4	16,611,300	171,736	1,680,500	37,331,077	1,277,830
總計	5	16,778,000	322,836	3,354,324	48,387,089	11,855,870

(a) ニューサウスウェールズの數字は歳入出基準、他の州は現金を基準とする。(b) 主として失業救済を目的とする特別工事に對する補助金一、五八九、〇九一磅

を含む (c) 州道路委員会よりの返済五〇、〇〇〇磅を含む (d) 運搬車輛登録に對する収入三三二、三九五磅を含む。
次表に一九三八年年度歳出を示す。但し公營事業の負債に關する経費を除外す。

地方自治體歳出 (一九三八) (磅)

費目	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニヤ	計
一 般 行 政	六七九、五一	六四、〇〇一	二九三、四七七	一三三、二八八	二五、四九七	七〇、五五五	一、五〇六、一三八
負債關係経費 (公營事業關係を除く)	六四六、六三三	四六、一〇六	五四三、四五五	四七、〇〇五	九七、一七一	三三、七七八	二、〇六八、〇七〇
利 子	一一七、七九九	四〇、九七七	三三、二四八	七、七九八	一、二六六、六六六	三、四九九	二、一六六、〇三三
爲 替 差 損	三、〇七三	—	四、三〇七	—	二、三〇二	三、七九五	一三、四七三
其 他	三、九三三	七、八七七	一、四八一	—	〇三〇	—	九、二二一
計	一、九九九、三三三	九二、三三〇	九四三、三三九	二八七、六八二	三三九、一八四	六三、〇三三	四、三三六、一六〇
土木事業及び公共施設	五、四六六、三三三	一、五五六、一〇四	一、六六四、三三三	八六九、六四三	五七七、四九九	三三、六六六	一〇、八八八、四九九
道路、街路及び橋梁	一三三、一〇八	一八、三三六	九三、〇三三	九、二八〇	三、七三三	三、一一九	五六八、三三三
保 健 行 政	六八、〇三七	三六、一三六	四九、一七九	五、七六六	九、八七九	三、三三六	一、四〇八、〇三七
衛生、療養施設	三三三、〇三三	一七、九六六	六七、九六六	五、八三三	三、三三三	三、三三三	四〇八、〇三七
街 路 照 明	一、〇九二、九九三	七九、四三三	三三、〇七三	三三、〇七三	三、三三三	一、〇九二、九九三	二、五五三、二五五
公 有 財 産	三三三、七九〇	七、三二九	四一、八三三	六九、一六六	三、三三三	一、〇九二、九九三	八〇八、一六六
其 他	七、〇六六、三三三	三、四三三、〇七三	二、四三三、〇七三	一、三三三、〇七三	一、三三三、〇七三	一、〇九二、九九三	一六、五八八、三三三
計	七、〇六六、三三三	三、四三三、〇七三	二、四三三、〇七三	一、三三三、〇七三	一、三三三、〇七三	一、〇九二、九九三	一六、五八八、三三三
補助金	一〇〇、五七〇	三、三三三	三、三三三	(b)	三、三三三	三、三三三	一〇八、一六六
計	七、一六六、九〇三	三、四六六、四〇六	二、四六六、四〇六	一、三三三、〇七三	一、三三三、〇七三	一、〇九二、九九三	一七、六七〇、〇〇〇

費目	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニヤ	計
病院 救護所	三二、六六六	八八、八八〇	二四、八八〇	(b)	一、九三三	六六六	一〇八、〇〇〇
其他 慈善事業	(c) 一、九三三	(d) 三、三三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	九、九三三
其 他	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三三、三三三
計	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三、三三三	三三三、三三三
計	一〇、七三三	六、一三三	四、五三三	一、三三三	一、三三三	五、三三三	三三、三三三

(a) 下水、排水費二一五、〇七四を含む (b) 土木事業及び其施設中に含まれる強制的納付金 (c) 主要道路局及び港橋基金 (d) 地方道路委員会への交付金一六四、八三六磅を含む (e) 上記數字中、財産購入費及び其の銷却費の重複せる部分を抹殺するための控除額を含む (f) 食料費八一、五四六磅を含む。

三 新規借入、債務及び利子

次表は一九三八—三九年度新規借入、一九三九年六月三十日現在債務額
地方自治體及び半官機關の新規借入債務及び支拂利子 (一九三八—三九) (千磅)

及び年利子額の明細である。本表は前記地方自治體以外に、上下水道、電氣、道路、電車、港灣、消防部、貿易、販賣代理業務を管理する局又は法定機關の明細をも含む。

費目	地方自治體						計
	ニュージーランド	ビクトリア	タインスランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニヤ	
新規借入 (a)	三、九三三	八八	三、三三三	五	七六	三三三	〇、〇〇〇
償還基金—							
定期償還金	三、〇〇〇	六六	五三三	一	一三九	六〇	四、三三三
減債基金繰入	三〇	六	三九八	—	七	六	四一三
計	三、〇三〇	七二	九三一	一	一四六	六六	五、一三三

支拂期	新規借入 (a)		償還		半官及其他公共機関		計
	償還	借入	借入	償還	借入	償還	
一	5,000	10,000	10,000	5,000	10,000	5,000	25,000
二	10,000	15,000	15,000	10,000	15,000	10,000	45,000
三	15,000	20,000	20,000	15,000	20,000	15,000	75,000
四	20,000	25,000	25,000	20,000	25,000	20,000	120,000
五	25,000	30,000	30,000	25,000	30,000	25,000	170,000
六	30,000	35,000	35,000	30,000	35,000	30,000	220,000
七	35,000	40,000	40,000	35,000	40,000	35,000	270,000
八	40,000	45,000	45,000	40,000	45,000	40,000	320,000
九	45,000	50,000	50,000	45,000	50,000	45,000	370,000
十	50,000	55,000	55,000	50,000	55,000	50,000	420,000
計	500,000	600,000	600,000	500,000	600,000	500,000	1,200,000

(a) 年度内に借入れ完済せるものを除く。

第四節 上下水道及び排水

- 一 ニューカウスウエールズ
- 二 ビクトリア
- 三 タインズランド

(一) 概 説 シドニー及び近郊の上下水道事業は首府上下水道排水委員会の管理に属し、ニューカウスル及び近郊はハンター地区水道委員会の管理に属する。首府委員会の管轄区域はサウス・コーストに亘り、ウオロンゴン及びポート・ケンブラをも含む。カントリー・ディストリクトの上下水道は従来土木省によつて建設され、竣工後は當該地方自治團體に移管し、経費の返済を得る制度であつた。一九三五年制定の法律により、参事會は一九四〇年六月三十日に至る迄工事費に充當する借入をなす権限を與へられ、現在では参事會が直接に建設工事を施行せねばならぬ。州政府が補助をなす場合もある。

(二) 水道工事 (a) 首都 首都水道施設の給水地域は三七六平方哩で、ニピーン、キヤクストラ、コルドー河より引水する。一九三九年六月三十日現在の貯水池は八、其の容積一一〇、二四六、〇〇〇、〇〇〇ガロン

系	統	給水戸数	使用者推定数	一日平均給水量 (千ガロン)	年給水量 (千ガロン)	一日平均給水量 (ガロン)
ニューカウスル		8,000	11,000	100,000	3,650,000	100
シドニー		1,000	1,000	100,000	3,650,000	100

(三) 下水道及び排水 (a) 首府 シドニー下水道は三主要排水口を有し、何れも太平洋に出る。一九三八—三九年度に於ける下水道新設延長は八四哩、洪水放水路建設一・二哩に達する。

(b) ニューカウスル下水道 ニューカウスル及び近郊下水道原案は土木省に於て完成され、委員会に施行を委任された。この下水道の排水口はニューカウスル南方のミアウエザン湖である。一九三八—三九年度に於ける

ン、給水池は八七個所、其の容積は五二五、〇五五、〇〇〇ガロンであつた。貯水施設は主として次の四貯水池、即ちアウオン四七、一五三、〇〇〇ガロン、キヤクストラ二〇、七四三、〇〇〇ガロン、コルドー二〇、五九七、〇〇〇ガロン及びニピーン一七、八九八、〇〇〇ガロンである。主給水管延長は四、五三九哩である。一九三八—三九年度一日平均消費量は一〇六、二七四、〇〇〇ガロンであつた。

(b) ニューカウスル 水はチチェスター貯水池より約五〇哩の鐵管によつてニューカウスルに引水されるが、その貯水量は五〇億ガロンである。ニューカウスルのみならず、それより二〇哩のメイトランド及びセスノック炭田並に此ら諸地域に近接せる地方に網状に給水されてゐる。ミラリス・フォレストの農村地方及びベルモント、スワンシー、トロントの三湖畔地域にも互つてゐる。必要に応じてメイトランドのハンター河からも給水することが出来る。給水地域の給水池總数は三六、全容量六〇、四八〇、五一〇ガロンである。主給水管の總延長は一九三九年六月三十日現在九三六哩である。

(c) 給水状況 次表は一九三九年六月三十日現在、給水戸数及び利用者推定数、其他の明細である。

シドニー、ニューカッスルの下水道及び排水 (一九三三—一九三九)

系	統	排水地域戸数	使用者数	下水道延長 (哩)	放水路延長 (哩)
シドニー	ニューカッスル	二五、四三三	一、〇六六、〇〇〇	二、五〇九・九	六・八
		二八、三三七	一、一五七、一〇〇	三、五六一・一	三・七〇

(d) 財政 次表は一九三三—三八年のシドニー及び一九三三—三九年度のニューカッスルに於ける上下水道及び排水事業の歳入出を示す。

シドニー、ニューカッスル上下水道及び排水 (磅)

項 目	借入資金	収入	支			過 不 足
			営業費(更新準備費を含む)	利 子	利拂上の爲替	
シドニー(一九三三—三九)	三、五八八、三三三 一、一五八、二三八	一、七二一、〇〇元 六、九六九 一、一五八、二三八	六、〇〇、〇〇元 三二一、六〇〇 一、一五八、二三八	九、四三三・三三三 五、七、八七七 七、〇一〇	六、八、五五五 六、一、八二四 四、一、三九一	(+) 三、二、六六六 (-) 三、三、一七二 (-) 三、三、一七二
計	四、七四六、六六六	二、八七九、三三三	六、一五八、二三八	一、一五八、二三八	一、一五八、二三八	(+) 一、四〇一、一〇八
ニューカッスル(一九三三—三九)	三、六九八、六六一 一、四八八、一八五	三、六九八、六六一 一、四八八、一八五	一、〇八〇、〇〇〇 七、七、〇七六	一、〇八〇、〇〇〇 七、七、〇七六	一、〇八〇、〇〇〇 七、七、〇七六	(-) 一、〇八〇、〇〇〇 (-) 一、〇八〇、〇〇〇 (-) 一、〇八〇、〇〇〇
計	四、五八六、八四六	五、一八六、八四六	一、一六七、〇七六	一、一六七、〇七六	一、一六七、〇七六	(-) 一、一六七、〇七六

(四) カントリー・タウン上下水道及び雨水排水工事 地方の参事會所管のカントリー・タウンの水道及び下水道の借入資金は一九三三—三九年の月三十一日現在五、九〇四、八四七磅、内譯は水道の分三、六七七、八二九磅、下水道の分二、二二七、〇一八磅である。前述の中、水道の分一、三

五六、九〇〇磅及び下水道の分二、九〇〇、〇五二磅は州政府に対する負債である。一九三八年十二月三十一日現在、給水中及び敷設中の地方水道はミニシバリテイ八二及びシャイア三七であり下水道施設はミニシバリテイ四八、シャイア八に互つてゐる。

ハンター・ディストリクト水道委員會(ニューカッスル)の給水区域を除く。サウス・ウエスト・テンプルランド及びジュニーにある貯水池は土木及地方省の所管である。貯水池からは参事會所管の給水池に送水し、直接個人消費者に賣却される分は少量に過ぎない。この施設の借入資金は一九三八年十二月三十一日現在一、〇四八、七七四磅であつた。プロクンヒルに於ける水道施設は一九三八年制定の法律により、土木及地方省の所管から特設委員會に移管された。一九三八年十二月三十一日現在州よりの借入資金は八五、三一八磅であつた。この借入資金は帳消しとなり、委員會は大規模な擴張工事及び下水道建設を開始した。

二 ビクトリア

(一) A メルボルン及び首府土木委員會 (a) 概説 メルボルン市バーク街とエリザベス街の交叉点にある郵便局より一三哩以内の距離にあ

メルボルン水道事業内容

一 九 三 三 九	給水戸数	使用者推定数	一日平均消費量(千ガロン)	年消費量(千ガロン)	一日平均消費量(ガロン)	使用者推定数(人)	幹線支線延長(哩)
1,113,000	1,113,000	1,113,000	2,600	11,130,000	11,130,000	1,113,000	11,130

メルボルン水道財政 (磅)

六月三十日終了年度	年投資額	収入	事業費	収入に對する事業費の率(%)	利子	剰餘金
一九三九	11,070,000	1,000,000	11,070,000	100.0	1,000,000	1,000,000

(a) 借換に要する利子及び減債基金繰入を含む。

價額一磅に付七片であつた。
(b) 投資額、収入、事業費、利子、剰餘金 一九三九年六月三十日終了年度に於ける建設費及び財政状態は下の通りである。同日までの總額は一一、一一〇、〇九二磅であつた。

る地域全部、モーディアアロック、ムーラビン兩市の殘部、ダンディン及びブラックバイン並びにミッチアム・シャイアの一部分の上下水道主要排水工事、河川改修事業は首府地域に包含されてゐる。この地域は面積四四七平方哩で一九三九年二六市の他に一市、一シャイアの一部、即ち三八ミニシバリテイの全部又はその一部に互つてゐる。土木委員會はこの他に首邑地以外の若干のミニシバリテイにも給水する。

一九三九年六月三十日現在、右委員會の負債は二五、七〇七、四七〇磅であつた。尙一、四三二、四六四磅の起債余力を有してゐる。
(b) 歳入出 一九三三—三九年度の一般歳入出は二、三五六、九七九磅及び一、六六〇、四四二磅で借入金收支は夫々一、四〇七、五二〇磅及び一、九五一、〇二九磅、(一、一五二、四六〇磅の借入金返済を含む)であつた。
各種事業の財政状態を示す以下諸表には一般歳入會計四八七、五四三磅よりの支出は含まれてゐない。
B メルボルン水道 (a) 給水戸数 使用者数及び給水量 次表は一九三三—三九年度の事業内容細目を示す。料金は水道使用者資産の課税標準

C メルボルン下水道 (a) 使用戸数其他 一九三八—三九年度の事業内容は次の通りである。料金は使用者資産の年課税標準額一磅に付一志

メルボルン下水道事業細目

六月三十日終了年度	下水道設備戸数	下水道設備使用者推定数	一日平均揚水量(千ガロン)	一ヶ年総揚水量(千ガロン)	一日平均揚水量(ガロン)	一戸當り人當り	下水道延長其他(哩)
一九三九	三,九四二	一,〇六六	一,〇六六	一七,〇〇〇	一六〇	一六〇	三,五六

(b) 投資額、収入、事業費、利子、剰餘金 一九三九年六月三十日終了年度に於ける建設費、投資額及び財政内容は次の如く、同日迄の支出総額は一四、〇四五、七〇五磅であつた。

メルボルン下水道財政 (磅)

六月三十日終了年度	投資額	収入	事業費	収入に對する事業費の率(%)	利子	剰餘金
一九三九	三六、九八	一、一〇〇	一三、三三	一五、七	六三、〇六	二七、三六

(a) 借換に要する利子及び償還基金繰入を含む。

(c) 首府下水利用農場 一九三九年六月三十日現在、農場の面積は二、六三四エーカーで、次表は一九三九年六月三十日終了年度に於ける農畜関係の明細である。同日迄の投資額は一、二五九、九五九磅であつた。

首府下水利用農場財政 (磅) (下水道財政中に含まる)

六月三十日終了年度	投資額	収入	事業費	収入に對する事業費の率(%)	利子	剰餘金
一九三九	三三、四三	三、三三	三、三三	一〇〇	一、三三	一、三三

(d) 下水道未設地域の屎尿処理 プルックリン、キャンベル、フィード、ムーラビンの土木局出張所の手により清掃されたこの屎尿処理

二片であつた。

用四地の總数は一九三八—三九年度に六〇四、一七〇個所を數へた。
D メルボルン排水工事及び河川 投資額、収入、事業費、利子、剰餘金 次表は一九三九年六月三十日終了年度の明細で、同日迄の投資額は一、二三七、九三一磅であつた。

メルボルン排水工事、河川、財政 (磅)

六月三十日終了年度	投資額	収入	事業費	収入に對する事業費の率(%)	利子	剰餘金
一九三九	三三、三三	六、五三	三、五〇	三三、六	五七、九四	七、〇三

(a) 借換に要する利子及び償還基金繰入を含む。

(二) ジーロン上下水道トラスト (a) 概説 一九〇八年に設立されたジーロン上下水道トラストは五委員より成る。募債限度は上水道計畫に對し九〇〇、〇〇〇磅、下水道計畫に對して七六〇、〇〇〇磅、延滞制の下水道設備費二七〇、〇〇〇磅である。使用者数は約四九、〇七五人である。

(b) 給水 集水地域は約一六、〇〇〇エーカー、全貯水池貯水容量は二、七三八、一一九、八〇〇ガロンである。更に州河川水道委員会はパウオン河の上流地点より年最低五四、五〇〇ガロンの補助給水となし得る施設を設けた。給水地域内の給水管延長は三一五哩である。一九三九年六月三十日までの全工事費は七三六、〇三三磅、一九三八—三九

度の収入は五八、四二一磅である。一九三九年六月に於ける減債基金繰入額は七四、六一七磅で、その中七四、一五〇磅は借入金償還に充てられた。料金は増徴資産の課税標準額一磅に付一志である(未建築地に對しては最低年五志、借地借家は同一磅)。取替及び非常豫備金(水道)は二七、五〇〇磅に達する。

(c) 下水道 下水道はジーロンより約九哩のプラック・ロックに太平洋への排水口を設け、一哩半の幹線渠、一四三哩半の支線渠を築造した。排水地域は九、五七一エーカー、排水地域内の建物の数は一二、一三四戸で、下水道地域は一、九一九エーカー、この建物数は一一、九〇二である。一九三九年六月三十日現在の下水道の總工費は六四五、四二七磅で、各戸下水道延滞設置費は二五七、四〇三磅。その中二、〇七三磅は未拂である。一九三八—三九年度の収入は四二、七三七磅で、一九三九年六月現在減債基金繰入額は七〇、七二三磅、その中六九、五〇二磅は借入金償還に充てられた。増徴資産の課税標準額一磅に付一志三片の一般料金を徴収し、取替及び非常豫備金(下水道)は二〇、六〇〇磅であつた。

(三) パララット水道委員及びパララット下水道局 (a) 概説 パララット水道委員会は一八八〇年七月一日、パララット下水道局は一九二〇年十一月三十日に組織された。右水道委員会の委員は下水道局の職員であり、委員の数は七名、中三名(一名は委員長)は政府より任命され、四名はパララット市参事會によつて選出された。

(b) 給水 給水区域は約二七平方哩の地域であり、人口四三、〇〇〇を有してゐる。六貯水池の全容量は二、二二五、五五八、〇〇〇ガロンである。水道敷設費は六七八、二二三磅である。一九三九年十二月三十一日現在の債務は州政府よりの借入金二八四、三九八磅である。一九三九年の収入は三七、七九三磅であつた。

(c) 下水道 設計は九萬人を目標としてゐる。一九三九年十二月三十一日現在の建設費は四四九、八七七磅であつた。下水道処理方法は沈澱、酸化、汚泥消化による。一九四〇年一月一日現在、九七の下水道地域があ

り、九、五〇八の借地借家を含む。

資金は種々の金融機關からの負債證券による借入金により賄ひ、一九三九年十二月三十一日現在、四九六、五三〇磅、その中五九、二八七磅は銷却済、建設費として四三三、二四三磅が残つてゐる。各戸下水道設備として一八三、六一二磅を要したが、その中一六三、一七二磅は銷却済のため残額は二〇、四四〇磅である。

(四) ベンデイゴ下水道局 此の局はベンデイゴ市参事會を以て構成され、その下水道地域は同市の居住地域を含む。同工事は完成したが、一九三九年九月三十日迄の總工費は下水道工事三三九、二六二磅、各戸設備費一八五、七九一磅であつた。私設の分は除き、下水道使用借家数は六、三九六である。

(五) 其他カントリー・テイストリクトに於ける下水道 一九三九年末迄に下水道機關は次の諸テイストリクトにも新設された。即ちアララット、ペアンズデール、ビーチワース、ベナラ、カッスルメイン、コラック、ダンデン、ディンブリー、エチューカ、ユーロア、ハミルトン、ホトシヤム、ケラング、キャブラム、カイントン、レオンガサ、ローン、マフラ、ミルドウラ、モーニングトン、モアウエル、マートア、ニール、ポートランド、セール、シニバートン、スワン・ヒル、トララルゴン、ワンガラッタ、ワラッタナビル、ワラガル、ワルナンブール、ウエリビー、ウオドング、ヤートラム及びヤラウオンガである。

(六) カントリー・タウン及びテイストリクトの給水 カントリー區の水道は大部分河川水道委員会の所管であるが、或場所では水道トラスト乃至自治團體の經營になつてゐる。次表は一九三九年に於けるトラスト及び自治團體の統制下にある水道事業の細目である。

ビクトリア地方水道財政 (磅)

年・度	トラス		トラス		トラス		トラス	
	トラス数	投資額	債務額	未済利子	間體数	投資額	債務額	未済利子
一九三九	111	1,001,135	1,464,400	11,545	17	20,744	50,546	1,545

三 クインスランド

(一) 首府土木委員会、土木局、プリズベーン市参事會 (a) 概説
 首府區域の全水道及びイブスウィッチ市への大量給水は遮断されてゐる。
 プリズベーン河の最高貯水量は五四、三〇〇萬ガロンで、集水地域は殆ど四、〇〇〇平方哩あり、マンチエスター湖の貯水量は五七〇、〇〇〇萬ガロン、集水地域は二八・五平方哩である。エノゼラ及びゴールドクリー

プリズベーン水道概要

六月三十日終了年度	小水道管延長(哩)	給水借地借家数(a)	使用者推定数	給水量(千ガロン)	一日平均給水量(ガロン)	使用者推定数一人當り一日平均給水量(ガロン)
一九三九	六三	支、三三三	三〇、一五五	五、五八五、五五〇	一四、七六九、四三三	四、七六

(a) 大給水地イブスウィッチを除く。
 主給水管の總延長は二〇七哩である。

(c) 下水道 一九三九年六月三十日現在、三三、二四八の建物が市参事會の下水道を使用し、その推定使用人口は一四九、六一六人、現用下水道の總延長は一、〇二六哩で、右總延長の中五四二哩は各建物内にあり、四八四哩が主及び小下水道である。

(d) 上下水道財政 下表は一九三九年六月三十日終了年度に於ける財政の明細を示す。

プリズベーン上下水道財政 (磅)

六月三十日終了年度	投資額	純收入	管理及工事費	新規建設工事費	借入金利息及び償還金を含む	(a) 六三、七、五五〇
一九三九	1,018,526	78,445	1,161,277	101,445		

(a) 爲替差損、登記料等合計五六、二六三磅を除く。

(二) カントリー・タウン (a) 水道 プリズベーン市の他に一九三九年六月三十日現在、クインスランドのカントリー・タウン七五が水道施設を有してゐた(建設中七を含む)。それは主として政府からの借入金により

ミニシバリティが建設したものである。次表はプリズベーンを除く一九三九年度の全水道に関する詳細を示す。

クインスランド地方水道 (磅)

(一九三九年六月三十日現在建設費總額は三、六四三、五八八磅)

収入		支出	
水道料	三、六四〇	事務所及び俸給	二、三三六
政府其他よりの借入金	一、七八、六九七	建設費	1,101,775
借入金に對する政府補助	九三、一一九	維持費	1,011,154
其他	12,110	利子及び償還	1,256,088
計	五、五五三、五二六	其他	六、四三三、三三三
負債	三、五五三、五二六	計	五、五五三、五二六

(b) 下水道 一九三九年六月三十日現在首府區域以外に下水道のある

アデレード水道財政 (磅)

六月三十日終了年度	投資額	収入	支出
一九三九	1,676,110	水道料	管理維持其他
		計	計
		1,676,110	1,111,141

(三) アデレード下水道 一九三九年度の明細は次の通り。

アデレード下水道概要

六月三十日終了年度	下水道總延長(哩)	使用戸数	投資額(磅)	収入(磅)	支出(磅)	投資額に對する純收入の比率(%)
一九三九	五、五二六	五、三三三	1,464,400	1,184,333	1,212,864	八二・〇

の、バンダバグ、イブスウィッチ、マッケイ、メリボロー、ロケットハンプトン、トウウンバ、タウンズヴィル、ワーウィックの八市である。下水道はチャールズヴィル、グンデイウィンデイ兩タウン及びバルー(カンナムラ)、キルビー兩シャイアにも行はれ、マッケイ、メリボロー、トウウンバ、カンナムラ以外の市の下水道は同年末に未だ工事中であつた。

四南 濠洲

(一) 概説 本州の上下水道は土木省が建設維持する。

(二) アデレード水道 (a) 概要 次表は一九三九年度の明細を示す。消費量は數貯水池で計量したもので蒸發及び吸分を含む。アデレード・ディストリクトには六二、一一八個の計量器がある。

アデレード水道概要

六月三十日終了年度	料金納付者数	年使用料(磅)	給水面積(エーカー)	貯水池容積(百萬ガロン)	主給水管延長(哩)	年消費量(百萬ガロン)
一九三九	115,355	5,530,311	1,161,000	11,400	1,161	6,327

(b) 財政 一九三九年度の明細は次表の通り。

(四) カントリー水道 (a) 概要 地方水道に關する主要な資料 (一九三九年度) は下表に示す。カントリー・ディストリクトにある計量器の数は三四、九五六個である。

南濠洲地方水道財政

六月三十日終了年度	投資額(磅)		収入(磅)		支出(磅)		投資額に対する純収入の比率(%)
	水道料	計	管	支	理	持	
一九三九	1,114,658	1,104,500	111,201	51,677	31,114	107,563	0.74

(五) 其他下水道 一九三九年度のグレネルグ及びポート・アデレード、セマフォア市外下水道概要は次の如くである。

南濠洲市外下水道概要

六月三十日終了年度	下水道延長(哩)		投資額(磅)		収入(磅)		支出(磅)		投資額に対する純収入の比率(%)
	使用戸数	投資額(磅)	使用料	計	維持管理	計			
一九三九	25,255	1,175,100	51,050	51,677	51,677	51,677	2.17		

五 西 濠 洲

(一) 概 説 西濠洲の上下水道は主として州諸官廳の所管に屬し、次の如く區分される。(a) 首府上下水道及び排水。區域はパース、フリマントル、タレーアモント、ギルドフォード、ミッドランド・ジャンクション及びアーマデル・ディストリクト。(b) 金鑛地水道。(c) 其他タウン水道。(d) 農業水道。(e) 自噴井及び準自噴井水。

(二) 首府上下水道及び排水 (a) 概 説 首府水道の水源は、ビクトリア貯水池、マンダリン貯水池、チャーチマン・ブルック貯水池、キャン

ニング堰堤、若干の自噴井、アーマデル及びウングの取入ダムである。キャンニング堰堤建設は一九三九年度も繼續され、一九三九年六月三十日現在に三七九、五〇〇萬ガロン貯水された。

パース及び近郊の下水処理施設は汚泥の沈澱消化後、汚水を海に流出させる仕組になつてゐる。フリマントルの処理施設は汚水消毒タンクで海に流出する仕組である。更に同年度に、大規模な擴張工事が行はれた。一九三九年六月三十日現在、下水道使用戸数は三六、六五二戸である。

(b) 概 要 次表は一九三九年度水道關係の明細を示す。

西濠洲首府水道

六月三十日終了年度	給水推定人口	給水検査数	給水量(千ガロン)	一日平均給水量(一人當り(ガロン))	給水検査當り(ガロン)	計量器数	水道管延長(哩)
一九三九	338,488	6,177	51,241,100	51.6	33,611	8,018	2.53

(c) 財 政 次表は一九三九年度、上下水道及び排水の明細である。

西濠洲首府上下水道及び排水財政 (磅)

六月三十日終了年度	上水道		下水道及び排水	
	投資額	収入	投資額	収入
一九三九	4,668,215	2,523,233	3,297,533	1,017,440

(三) 金鑛地水道 水道管路に近きタウン及びディストリクト並にクルガーデー及び近接金鑛地附近に對する給水源はマンダリン貯水池で、貯水量は四六五、〇〇〇萬ガロンである。鐵道、鑛山、家庭その他で消費さ

西濠洲金鑛地水道概要

六月三十日終了年度	消費地量(千ガロン)	給水検査数	水道管延長(哩)	投資額(磅)	収入(磅)	支出(磅)
一九三九	1,154,000	18,240	1,710	5,537,825	321,457	3,216,368

(四) 其他タウンの水道 一九三九年度其他タウン及びディストリクトに對する給水量は二七〇、五四一、五七五ガロンで、内譯、鐵道二四、三八五、六〇〇ガロン、鑛山二四、三八〇、〇〇〇ガロン、家庭其他二二一、七七五、九七五、ガロンである。

(五) 農業水道 一九三九年度に井戸二個所を掘鑿し、貯水池七個を建設した。一九一〇年七月一日より一九三九年六月三十日に至る二九年

間に貯水池五三五が建設され、井戸三七九が掘鑿された。試掘三、五九八個所、深さ總計一七七、〇五七呎、この中五五二が淨水で、三一一は家畜用水であつた。

(六) 自噴井及び準自噴井 一九三九年六月三十日迄に自噴井又は準自噴井水を求めて試掘し、水脈を掘り當てたもの二八一個所、深さ三〇一四、〇〇六呎。その中五一一は首府區域で掘つたものである。

(b) 財 政 次表は一九三九年度水道關係の資料である。

六月三十日終了年度	料金納付者数	給水面積(エーカー)	貯水量(百萬ガロン)	水道管延長(哩)	年消費量(百萬ガロン)
一九三九	50,225	11,729,880	9,374	4,966	5,200

六 タスマニヤ

(一) ホバート水道 一九三九年六月三十日迄の建設費用は七三三、〇五一磅であつたが、水道管工事中の相当部分は収入によつて賄はれ、資本勘定には算入されてゐない。一九三九年六月三十日現在、未拂借入金は五六六、〇四二磅である。同日現在同市及び近郊の給水戸數一四、二八九戸、水道管の總延長一四三哩、一九三八―一九三九年度収入五〇、〇三六磅であつた。

(二) ホバート下水道 一九三九年六月三十日迄の年度の収入は、三八、一九〇磅であつた。同日迄、下水管延長八三・二哩が市設水道に接続され、その工費は二一九、八八九磅、使用戸數八、七六九戸であつた。同市の工事竣工後、クインバラ及びニュー・タウン兩ミニシパリティが市に編入され、下水施設が行はれたがクインバラの使用戸數は一、八〇八戸、延長二九・七哩、工費一三二、五五三磅。ニュー・タウンの延長は三九・八哩、使用戸數一、八九一戸である。一九三九年六月三十日に至る測量費、下水道排水口を含む總工費は一六、三九一磅である。

第五節 港務委員會、港務トラス

- 一 ニューサウスウェールズ 二 ビクトリア 三 クイーンズランド 四 西オーストラリア 五 タスマニヤ

(一) ニューサウスウェールズ 港務委員會 (a) 概説 シドニー

六月三十日終了年度	収				入		
	埠頭及港務使 用料	噸税及び碇泊税	其 他	計	經 費	利 子	剩 餘 金
一九三九	七五、五二	八、一〇	一、二五、六七	一、一〇、三六	(a) 四三、五〇	(b) 四〇、五一	(c) 二、二六、九

(a) 爲替差損五五、二三〇磅を含む (b) 減價基金繰入五八、二一〇磅を含む (c) 借入勘定清算殘額差引き。

1港はニューサウスウェールズ海軍委員會所管であり、同委員會は五名の委員を以て構成され、その中、三名は常任、二名は船舶及び商業關係代表者が兼務する。海軍委員會は一九三五年制定の海事法により一九三六年二月一日に新設され、以前はシドニー港トラス及び州航運省とで行つたた州の港務船舶事務の統轄を行ふこととなつた。

(b) シドニー港 シドニー港に關する海軍委員會所管事務は、埠頭、水路、照明其他港務設備、船舶の管理、水先案内、貨物、船舶に對する公課の賦課及び徴收、港務荷役船の免許、一般港務處理である。シドニー港の入口は幅約一哩、水深八〇呎以上ある。「港頭」と稱される入口と灣の間隔は四哩あり、その間に二つの水道があり、干潮時の深さ四〇呎、幅七〇〇呎である。前濱は延長一八八哩で、港全體の水域は一四、二八四エーカー(二二平方哩)で、その約半分は通常朝望湖に於ける低潮時には三〇呎或はそれ以上の水深がある。干満の平均差異は三呎六吋である。渡船用埠頭及び私用棧橋を除き、延長六四、六〇〇呎の波止場は海軍委員會所管で、延長一〇、〇〇〇呎の商用埠頭は個人所有である。同港には廣大なる上屋が設けられ、船舶鐵道交互の直接連絡の爲に鐵道橋が設けられてゐる。小麦のバラ積及び袋入の輸出の爲には廣大な埠頭施設と最も近代的な處理装置がある。凡ゆる方面の設備は必要の場合相當擴張し得る。海軍委員會管理の埠頭の約三分の二は船會社に貸與され、殘部は直接委員會が維持する。

舊シドニー港トラスの機能を繼承せる海軍委員會の一九三八―一九三九年度財政細目を次表に示す。

(c) ニューカッスル港 本港はニューサウスウェールズで第二位、全オーストラリアで第四位の入港船舶噸數を有する。本来石炭積出港であるが一般貨物をも取扱ふ。埠頭其他の設備は更に改善擴張され、同地方産業の發展に伴ふ貿易の現状及び將來の増大に應じ得るやうにされてゐる。バラ積小麦積出用に設けられた揚穀機は、輸出中心港としてのニューカッスルの重要性を著しく高めてゐる。

(d) ポート・ケンブラ港 本州交易港として發展しつつあるポート・ケンブラ港は、長さ三三〇エーカー、水深二〇―五〇呎であり、埠頭には大洋向大船舶に對する設備が施されてゐる。南部炭礦地方及び急速な發展を示しつつある工業中心地に近接せるため、其貿易は擴大しつつあり、將來を非常に期待されてゐる。

(e) 其他の諸港 海軍委員會はシドニー、ニューカッスル兩港以外、延長六〇九哩の海岸線に沿ふ二九の外港を管理する。

(二) 港 税 濠洲に於ける港税に對しては從來認識不足の非難を浴びせるものが多かつたが、實際は英本國主要港の港税よりも低廉で、また諸外國のそれよりも、その設備機能の優秀なることを考慮に入れるならば、低率なのである。港々で慣習の差がある上に賦課方法と性質も違ふので、港税の直接比較なるものは、不可能でないまでも至難である。最良の

濠洲及び英國の出入港税

港	入港船舶噸數	船舶に對する諸税 (水先案内料を除く) (磅)	噸當り平均 (片)
濠洲	11,505,717	11,000,000	4.8
メドウェイ	8,574,071	11,000,000	5.9
ロンドン	11,180,040	1,180,000	10.9
グレートブリテン	11,741,080	1,180,000	10.9

比較方法は徴收總額を取り、一噸當り平均額を算出することにあるとされてゐる。依つて英濠各主要港の分を上に表示す。

二 ビクトリア

(一) メルボルン港トラス (a) 概説 本トラスの起源、構成に就ては既刊本年第一二卷九七〇頁以下参照。一九三九年十二月三十一日現在、埠頭上屋總延長一八、二七八呎、面積一、二〇七、六八四平方呎であつた。トラスト所管の港灣及びヤラ河水域は約五、三二二エーカー、港内埠頭棧橋等の全延長は六一、八五〇呎、面積は五七エーカー以上に及び、實際荷役に供し得る碇泊埠頭の延長は五〇、六九九呎である。一九三九年ヤラ河の浸漬及び開墾によつて除去した泥土は三、一三〇、三四五バード・ヤード、費用一、二、〇五二磅であつた。トラストは一七、〇二二、二七五バード・ヤードの土を使用して埋立等土地改良事業を實施したが、その費用は三六三、二〇四磅であつた。

(b) 財政 一九三九年十二月三十一日終了年度に於ける(噸税を除く)トラストの収入は八四三、八九九磅で、支出は八三七、五七七磅(一般經常収入及びジロン港トラストに對する支拂一五五、二三四磅を含む)六、三二二磅の純剩餘金があつた。減價基金繰入額、減價銷却、修理、保險の諸経費一九六、〇〇九磅、同年度の投資額は一二八、五六七磅である。一九三九年十二月三十一日に至る投資總額は九、一六一、九四二磅、同負債額は四、〇一八、五二七磅であつた。

(二) ジロン港トラスト ジロン港トラストは、一九三四年メルボルン及びジロン港トラスト法に基き一九三四年に改組された。トラストは行政會議に於ける知事の任命する三名の委員により管理される。一九三九年度の収入は九三、五一四磅であつた。支出は九八、四八五磅、事業費は五八、三二六磅、同年度現在未拂負債總額は五二九、三六〇磅であつた。

(三) 港務委員會 一九二八年制定の港務委員會法は、ギブズランド湖、ウエルシュプール、ワルナンプール、フェアリー港、ポートランドに港務委員會を開設すべきことを規定した。此ら諸港はすべて本法施行當時ま

では土木省所管であつた。本法の規定により一九二八年五月二十九日開設されたワランブル港務委員会は、一九三六年六月三十日に廢止され、港務は土木省所管に復歸した。

三 クインズランド

(一) **ボウエン港務委員会** ボウエン港務委員会は七名を以て構成され、中二名は行政會議に於ける知事が任命、他五名はボウエン・タウン及び隣接諸シャイアより選出される。管轄地域はボウエン・タウン、ブローサー・バイン、ワンガラッタの南部及びエーア・シャイア第一區に亘る區域である。一九三九年度投資額三〇七磅、同収入一四、六二二磅、支出一五、三七〇磅であり、右の支出は悉く収入より充當した。

(二) **バンドバーグ港務委員会** バンドバーグ港務委員会は九名より成り、一名は行政會議に於ける知事が任命、四名はバンドバーク市選舉人による選挙、グーバラム、ウンガラ南部の選挙人により各シャイア二名宛選出される。

一九三九年度の投資額は九五二磅、収入は一一、〇六二磅、支出六、一八七磅であつた。

(三) **ケアンズ港務委員会** ケアンズ港務委員会はケアンズ市及び隣接六シャイアを代表する委員一三名を以て構成される。埠頭は悉く港務委員會所管で、補強鐵筋コンクリート埠頭の延長一、九〇〇呎、その上に面積一四、四〇〇平方呎の廣大な上屋があり、パロン・フォールズ水力電氣計畫により電燈照明が施されてゐる。大規模の電力設備により砂糖を倉庫より直ちに船に積込むことができ、右設備のある砂糖専用倉庫は七、五〇〇噸の貯蔵力を有してゐる。港務委員會の吸上げ淺瀬船は入港水道の水深を最小限度二二呎に維持して居り、吃水二七呎以上の船舶が埠頭に横づけ出来る。鐵道引込線は埠頭の前向と背後に設けられてゐる。入港碇泊其他の諸税より成る収入は一九三九年度には六一、四二八磅、支出は七二、二四一磅であつた。更に同年借入金七、九五三磅が前項埋立工事費として支拂はれた。

(四) **グラッドストーン港務委員会** グラッドストーン港務委員会は七名より構成され、中二名は行政會議に於ける知事が任命、五名はグラッドストーン・タウン及びカリオーブ、ミリアムヴェール南部選挙人の選出による。

一九三九年度投資額は一四、〇一四磅、一九三九年末迄の總額は一三三、三三四磅、一九三九年度収入は二三、四九九磅、支出は二五、七九九磅であつた。

(五) **マツケイ港務委員会** マツケイ港務委員会は九名より成り、マツケイ市、パイオニア、サリナ、マイラニ、ネボ等のシャイアの選挙人により選出される。港務は目下建設中である。

一九三九年度の支出總額は四三八、三一五磅、中四〇一、九五五磅は建設費である。収入合計は三九二、五六九磅、内譯、港務税は五七、四四〇磅、政府よりの借入は一三、七三二磅、政府の借入金補助は一〇七、八六七磅である。

(六) **ロツクハンブトン港務委員会** ロツクハンブトン港務委員会は十一名より成り、中七名はロツクハンブトン市、マウント・モーガン、ファイアツロイ及びリヴィングストンの各シャイアから選出され、残り四名は奥地諸シャイア参事會議員により選挙される。

一九三九年度の収入は四一、〇一二磅、支出は三八、九〇六磅、一九三九年度に於ける投資額五、二一一磅で、同年度末總額は八一〇、四三一磅であつた。

(七) **タウンズヴィル港務委員会** タウンズヴィル港務委員会は九名より成り、中二名は行政會議に於ける知事の任命、残り七名はタウンズヴィル及びタウン、シャイアの選挙人による選出である。港務事業並に船舶用施設は全部港務委員會の所管である。一九三九年度に於ける投資額は五、二四五磅、一九三九年度収入は七六、〇九五磅、支出は七一、六五九磅であつた。

クインズランド港務委員会財政 (磅)

十二月三十一日終了年度	収入		支出				計	負債
	埠頭及び港務税	計	負債利子	負債償還	建設及び維持	其他		
一九三九	三九,五三〇	六六,六三三	三六,三三三	三六,六二二	五五,六八八	三七,六六六	六六,四三〇	三,五五八,六六六

四 西 洋 洲

(一) **フリマントル港務トラスト** (a) 概説 フリマントル港は行政會議に於ける知事任命の五名の委員によつて管理されてゐる。施設の内容は既刊本年鑑第一二卷九七三頁に記載してある。その記述後、バラ積荷役

フリマントル港務トラスト財政 (磅)

六月三十日終了年度	収入	支出				計	
		諸 費	利 子	減債基金	借換基金		
一九三九	五三,三三三	三三,七三三	一四,三五六	一八,九〇一	二〇,〇〇〇	五三,三三三	
						九九,〇八八	五,一六三,三三三

(a) 一般經常収入納付分。

(二) **バンベリー港務委員会** (a) 概説 バンベリー港務委員会は政府任命にかゝる五名の委員より成る。三、七〇〇呎の碇泊設備を含む埠頭の總延長は四、九〇〇呎で、電燈設備がある。

(b) 財政 一九三八—三九年度の明細は下表に示す。収入剩餘金は利子支拂と減債基金繰入に充てるため一般經常歳入へ繰入られた。

五 タスマニア

(一) **ホバート海事委員会** (a) 概説 ホバート海事委員会はホバート港の船主及び同海事委員會管轄下の諸港を使用する輸出入商の選出する九名の理事を以て構成されてゐる。

(b) 財政 次表は一九三九年六月三十日終了年度の明細である。

バンベリー港務委員会財政 (磅)

六月三十日終了年度	事業費	収入	支出
一九三九	六八〇,三三七	三三,〇三五	五三,四三五

(a) 投資額に對する利子三三、四八八磅を含む。二、九七四磅は委員會収入より支出されたのである。

六月三十日終了年度	借入資本	收	税使用料其他	計	支	利子及減債基金	工事施設其他	計
一九三九	三、四、四	五、三、九	五、三、九	五、三、九	八、二、四	八、二、四	八、二、四	五、三、九

(二) ロウンセストン海事委員會 (a) 概説 ロウンセストン海事委員會は五名の理事を以て構成され、中三名はロウンセストン市の納税者、二名はタマル・ディストリクト内ミニシバリティの納税者により選舉される。

ロウンセストン海事委員會財政(磅)

(b) 財政 次表は一九三九年六月三十日終了年度の明細である。

六月三十日終了年度	借入資本	收	税使用料其他	計	支	利子減債基金	工事施設其他	計
一九三九	三、五、七、七	三、五、七、七	三、五、七、七	三、五、七、七	一、五、六、〇	一、五、六、〇	一、五、六、〇	三、五、七、七

(三) パーニー海事委員會 防波堤の延長一、二五〇呎、干潮時水深四二呎、埠頭の延長七三六呎、幅九一呎、干潮時の水深三〇呎乃至四〇呎である。その他、延長各七〇〇呎、五二〇呎の木材積出用埠頭が二つある。一九三九年六月三十日終了年度収入は三三三、七七六磅、支出は負債利子一五、九四三磅其他を含み二四、三三六磅であつた。

第六節 消防部

- 一 ニューサウスウェールズ
- 二 ビクトリア
- 三 クインズランド
- 四 南澳洲
- 五 西澳洲
- 六 タスマニア

(一) 概説 一九〇九—二七年消防法の規定により消防委員八名より成る消防委員會が開設され、一二七消防區が編成された。維持費は政府、ミニシバリティ各四分の一、關係火災保險會社二分の一

の率を以て支出されるが、消防區參事會の支拂ふべき額が、該消防區の課税土地の未改良資産價額一磅に付四分の一片の率の課税により得られる額を超過すること無きやう支出を調整するを要する。但し消防委員會は大臣の認可を得、消防區内の一部をなすミニシバリティ又はシャイアの參事會、ミニシバリティ又はシャイア多數委員の要求ある場合は其區に付上記制限率を超過し得ることになつてゐる。

(二) ニューサウスウェールズ消防委員會 一九三九年十二月三十一日現在、消防委員會はシドニー消防區に七九消防署、地方消防區に一五四の消防署を管理してゐる。シドニー消防區はシドニー市及び郊外を含み、其の面積は二九三平方哩である。一九三九年の収入は四八三、一三二磅、内譯は政府より一八、六七七磅、ミニシバリティ、シャイアより一八、六七七磅、火災保險會社より二二、三七、三五四磅、その他より八、四二三磅であつた。同年度の支出は四七八、〇八九磅である。

二 ビクトリア

(一) 概説 一九二八年の消防法により、首府消防委員會及び地方消防委員會が設置された。同委員會は各九名より成り、カントリ・ディストリクトには地方委員會がある。兩消防委員會の經費は、政府、ミニシバリティ及び保險會社が均等に負擔してゐる。

(二) 首府消防委員會 一九三九年六月三十日現在の所管消防署は四三であつた。一九三八—三九年度収入總額は二二一、三三三磅、内譯補助金一八二、四〇六磅、事業収入二八、九〇五磅、利子及び雜費二〇、〇四二磅であつた。支出總額二二八、五五〇磅の内譯は——常備員の俸給一二七、一四九磅、元利償還、一九、四一八磅、其他八一、九九三磅であつた。同年度借入支出額は二七、二三八磅で、同年度末現在借入金總額は二〇七、三三六磅であつた。

(三) カントリー消防委員會 一九三九年六月三十日現在消防法適用のミニシバリティ一二六、保險會社一一〇であつた。消防部は主として志願制度によるが、主要中心地に於ては少數の常備消防署職員及び少額手當を支給する消防夫を常置してゐる。主要地方市、タウン四二には完全な火災警報施設がある。一九三九年六月三十日現在の登録消防隊は一五四である。一九三八—三九年度の収入は三五、〇二六磅、支出三五、四三九磅、借入金償還額一八、一〇四磅、年度末現在借入金總額五九、八六二磅であつた。

三 クインズランド

(一) 概説 一九二〇—三一年の諸法律には現在の消防區の維持並びに新區設定の規定がある。各消防區には夫々七名よりなる消防委員會を設けるを要し、消防部維持費は、政府七分の二、保險會社七分の三、地方機關七分の二の率で負擔する。消防區の義勇消防部は全部登録を要することになつてゐる。

(二) 消防委員會 一九三九年六月三十日現在、消防部は三五タウンに設置してあつた。一九三八—三九年度の収入總額は一〇八、七四二磅で、

その主要な財源は政府二四、七七〇磅、地方機關二四、四六二磅、保險會社三七、一八七磅及び借入金(政府其他)一八、七三二磅であつた。支出總額は一一五、二五一磅で、主なる内譯は俸給五九、五二三磅、借入金利子及び償還一一、一七〇磅であつた。

四 南 澳 洲

一九三六年消防法の規定により、委員五名より成る消防委員會が設立され、消防部の經費は政府九分の二、保險會社九分の五、關係ミニシバリティ九分の二の割合で分擔してゐる。併し政府交付金は一〇、〇〇〇磅に限定され、規定の九分の二がこの制限を超過する場合には、超過額は保險會社七分の五、ミニシバリティ七分の二を離出することになつてゐる。一九三八年末現在消防署は二八、同年度収入總額は六二、四八五磅であつた。

五 西 澳 洲

(一) 概説 一九一六年の法律により若干のミニシバリティ及び道路委員會の地區が西澳洲消防委員會管下の消防區に編成された。収入は政府八分の二、ミニシバリティ八分の三、保險會社八分の三の割合で分擔する。

(二) 西澳洲消防委員會 全州の消防署が西澳洲消防委員會所管となつてをり、其数は四二である。一九三九年九月三十日終了年度の収入及び支出は夫々六六、九七六磅、六三、九二四磅であつた。土地及び建物の推定評價額は九六、〇〇〇磅、諸設備四一、〇〇〇磅であつた。

六 タスマニア

(一) 概説 州内のミニシバリティ參事會は、一九二〇年の法律に基づき、其のミニシバリティ又は其の一部分が消防區なる旨公布方を知事に請願することができる。各消防區は五名の委員を以て構成する消防委員會を有する。消防委員會の經費は政府、ミニシバリティ、關係保險會社が同率で分擔してゐる。

(二) ホバート消防委員會 一九三九年度、同消防委員會の収入は七、二三六磅であつた。

第二十三章 労働、賃銀及び物價

A 小賣價格及び物價指數

第一節 小賣價格及び家賃の報告集計

第二節 小賣物價及び家賃指數作成

第三節 食料、雜貨小賣價格及び家賃(B種)の指數

第四節 全項目(C種)小賣物價指數

第五節 二百都邑小賣物價指數

第六節 生計費目の變化

B 卸賣價格及び卸賣物價指數

第一節 メルボルン卸賣物價指數

第二節 基礎物價及び食料

C 家賃

第一節 賃銀委員會及び産業調停法の運用

第二節 賃銀率及び労働時間

第三節 濠洲に於ける基準賃銀

第四節 濠洲に於ける子女手當

D 雇傭

第一節 労働争議

第二節 就業の變動

第三節 徒弟

E 團體

第一節 労働團體

第二節 雇主團體

F 比較指數

第二十三章 労働、賃銀及び物價

A 小賣價格及び物價指數

第一節 小賣價格及び家賃の報告集計

廣範圍の一般家事用品並に勞務の價格は、統計局に依つて聯邦重要都邑の代表的小賣店から頻繁に集計される。より狭範圍の商品の價格も、多少とも重要な大部分の都邑から年々集計されるが、その都邑の總數は約二百に達する。(譯註「こゝにいふ「勞務」は家具、布類其他の修理費、社會生活費、文化費を指す。)

同一等級又は品質の商品に對する價格を、何時如何なる所に於ても注意と努力の許す限り確實に記録する爲に、各商品に一定の品質標準が設けられた。この標準は印刷した「明細書」に一括されてゐるが、變動する取引の實情に沿ふべく、常に綿密な注意が拂はれ、次々に訂正される。實際の資料蒐集は州統計官の直接監督の下に、統計局の専門的な係官が行ひ、更に州によつては二名の監督係官が當該係官の現場事務の調整を輔導してゐる。食料品の價格は可能なる限り各首府に於ては約十軒の小賣商から地方都邑に於ては約五軒の小賣商から集める。各都邑全體を代表すべき正確な報告を入手する爲に、商店並に業者の選擇は慎重に行はれ、提供せられた報告に些少の疑念でもある場合は綿密に再調査をする。家賃の報告は、木造及び煉瓦建家屋に大別し、更に室數により分類し、各都邑の家屋周旋人の代表により毎四半期の中間に行はれる。この報告は各戸の家賃を示し、統計局の係官が之を監査する。

第二節 小賣物價及び家賃指數作成

一 概説 二 生計費目 三 大量單位 四 類及び項の相對的重要往

五 指數基準期 六 統計作成法

一 概説

小賣物價及び家賃指數の作成方法を極めて簡單に以下に述べる。詳細は「勞働年報」(Labour Report)第三〇號並に同第九號附録を参照。

一 生計費目 (Reasons)

小賣物價指數は普通一般家庭に於て消費される商品並に勞務の項目から成る生計費目から作成される。生計費目は次の項に分類される。

小賣物價

一	食料・雜貨	A	雜貨
		B	酪農製品
		C	食肉
二	住居	D	家賃
		E	男
		F	女
三	被服	G	男兒(十才六ヶ月)
		H	女兒(七才)
		J	幼兒(三才六ヶ月)
		K	家事用布類
		L	家事用什器
四	雜	M	光熱
		N	其他

指數(全項目)又は「C」種は上述の類全部に對し作成するが、多くの

場合指数は各別各項別に作られる。
各項に含まれる物品並に勞務の一覽表は「勞働年報」に發表される。

三 大量單位

「大量單位」又は「乘數」は、各項の各種目に對し採用された數量單位の濠洲に於ける一人當り又は一世帯當り年消費推定量を表す。食料・雜貨の大量單位は殆ど一九二七—一九二九年間の各種物品の家庭に於ける一人當り平均消費量である。住居費の大量單位は週賃料を年基準に換算する乘數である。EからJの項目の大量單位はこの項に含まれる商品の一人當り平均消費推定額である。KからMの項目の大量單位は一世帯當りの消費推定額を示し、一方「N」項は普通の家計に含まれる勞務の推定總額を示す。

大量單位は總て一人當り又は一世帯當りの消費を基準として示すことに注意せよ。指數作成上、各類及び各項總計に右に該當する人口數を乗じて「總人口」基準の數字を割出す。即ち食料、雜貨は全人口數を乗じ、住居は全世帯數を乗じ、被服は夫々性別、年齢別の人口を乗じ、KからN(雜)の各項は全世帯數を乗ずる。従つてこれより得られる指數は全人口の商品並びに家庭勞務に對する費用の變動を示す。

四 類及び項の相對的重要性

一九三九年十二月四半期に於てメルボルの「全項」(C種)指數に現はれた類及び項の相對的重要性は次の如くである。

類	項	總計に對する百分比
一 食料、雜貨	A 雜貨	一五・〇
	B 醃製食品	一〇・三
	C 食肉	三六・四
	D 家賃(四—五室)	二二・二
二 住居		三二・八 三二・八

三 被服		四 雜	
E 男	八・三	N 其他	一〇・〇
F 女	八・八	M 光熱	三・七
G 男兒十才六ヶ月	一・六	L 家事用什器	五・〇
H 女兒七才	一・二	K 家事用布類	一・三
J 幼兒三才六ヶ月	〇・六		一九五

五 指數基準期

統計局の採用した小賣物價指數基準期は、最初は一九一一年であつた。「全項」(C種)指數作成の爲、被服及び雜貨の價格集計が行はれることとなつたので、一九一四年十一月を以て「C」種の基準期とした。大戰後を基準とした小賣物價指數算定の必要が、一九二九年の統計會議で審議せられ、一九三〇年一月一日以降、一九三二—三七年の五年間を基準期として採用することに決定した。従つて一九三〇年以降、小賣物價指數はこの基準期より公表されてゐる。合計額は基準期間に於ける六州首府生計費日總支出額の評量合計である。

六 統計作成法

生計費目各項に對して各小賣業者より集められた價格(片に換算)を集計し、その集計を集められた價格の數で除す。次いでこの平均價格にそれぞれ大量單位を乗ずる。生計費目の各項各類に對する積に、夫々の項又は類に適用さるべき人口因數を乗ずる。指數基準期とされた期間に各項別、各類別並に類項綜合別に算出した總計を一、〇〇〇とする。他の時期の指數は同期總計の基準期總計に對する比率を一、〇〇〇に對する比率によつて示す。

第三節 食料、雜貨小賣價格及び家賃

(B種)の指數

一 概説 二 首府小賣價格指數

一 概説

本指數は食料、雜貨の價格並に四—五室家屋の賃貨價格を測定する。そ

首府小賣價格指數 (B種)

(各項基準—一九三二—三七年) ●六首府評量平均一、〇〇〇)

都 市	食 料、雜 貨		住 居 (四—五室)	
	一九〇七	一九一一	一九一四	一九二一
シ ョ ン	五三三	五三三	六四六	一〇三三
メ ム ー	五二七	五三三	六四〇	一〇三〇
プ リ ン	五〇〇	五三三	六三〇	一〇二〇
ア ー	五三三	五三三	六三〇	一〇二〇
バ ー	六七〇	七二〇	七二〇	一〇二〇
ホ ー	五三三	五三三	六三〇	一〇二〇
評 量	五三三	五三三	六三〇	一〇二〇
シ ョ ン	五三三	五三三	六三〇	一〇二〇
メ ム ー	五二七	五三三	六四〇	一〇三〇
プ リ ン	五〇〇	五三三	六三〇	一〇二〇
ア ー	五三三	五三三	六三〇	一〇二〇
バ ー	六七〇	七二〇	七二〇	一〇二〇
ホ ー	五三三	五三三	六三〇	一〇二〇
評 量	五三三	五三三	六三〇	一〇二〇
シ ョ ン	五三三	五三三	六三〇	一〇二〇
メ ム ー	五二七	五三三	六四〇	一〇三〇
プ リ ン	五〇〇	五三三	六三〇	一〇二〇
ア ー	五三三	五三三	六三〇	一〇二〇
バ ー	六七〇	七二〇	七二〇	一〇二〇
ホ ー	五三三	五三三	六三〇	一〇二〇
評 量	五三三	五三三	六三〇	一〇二〇
シ ョ ン	五三三	五三三	六三〇	一〇二〇
メ ム ー	五二七	五三三	六四〇	一〇三〇
プ リ ン	五〇〇	五三三	六三〇	一〇二〇
ア ー	五三三	五三三	六三〇	一〇二〇
バ ー	六七〇	七二〇	七二〇	一〇二〇
ホ ー	五三三	五三三	六三〇	一〇二〇
評 量	五三三	五三三	六三〇	一〇二〇

これは初めて一九二五年を対象として作成され、以下に示す數字に對つて算定された。これは一九一二年統計局が初めて作成した原指數である。「A」種指數(食料、雜貨及び全家屋賃料)に代へる筈であつたが、小賣價格の變動に對し賃銀を調整する爲に、産業、調停裁判所が「A」種指數を利用し續けてゐた結果、「B」種指數は「A」種指數に代り得なかつた。

二 首府小賣價格指數 (一九〇七—三九)

各州首府に對する生計費目各類別指數及び綜合評量平均指數を次表に示す。

西		東		平均	
品名	数量	品名	数量	品名	数量
カデイナ	1,000	カデイナ	1,000	カデイナ	1,000
ボロトビ	1,000	ボロトビ	1,000	ボロトビ	1,000
マウントガンビア	1,000	マウントガンビア	1,000	マウントガンビア	1,000
ビーターボロ	1,000	ビーターボロ	1,000	ビーターボロ	1,000
五都邑	1,000	五都邑	1,000	五都邑	1,000
六首府	1,000	六首府	1,000	六首府	1,000
...

三 首府小賣物價指數 (一九二二—二〇)
 次頁表は各首府に於ける家庭消費全項目の價格變動を示す指數である。被服及び雜の指數は王立基準貨價委員會の蒐集資料から作成。

首府家消費全項目(C種)小賣物價指數
 (基準 一九二二—二七年 六州首府評量平均、1,000)

期 間	食 料、雜 貨					
	シドニ	メルボルン	ブリス	アドレ	パース	トパー
一九二二 十一月	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
一九二二 十二月	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
一九二三 一月	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
...

家事支出總計

期 間	食 料、雜 貨					
	シドニ	メルボルン	ブリス	アドレ	パース	トパー
一九二二 十一月	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
一九二二 十二月	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
一九二三 一月	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
...

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

家事消費全項目小賣物價指數(C種)類別支出 (基準—各都邑に於ける全類評量平均支出—1,000)

州及び都邑	食料雑貨			住居			被服			雑			家事支出總計
	一	九	三	一	九	三	一	九	三	一	九	三	
ニューサウスウェールズ	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000
シドニー	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000
メルボルン	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000
ブリスベーン	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000
パース	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000
阿德レード	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000
メルボルン	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000
ビクトリア	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000
五都邑評量平均	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000

四類別支出比較
次表は「C種」指數記載都邑に於ける生計費目類別支出の比率を示す。

州及び都邑	食料雑貨			住居			被服			雑			家事支出總計
	一	九	三	一	九	三	一	九	三	一	九	三	
クイーンズランド	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000
ブリスベーン	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000
メルボルン	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000
パース	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000
阿德レード	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000
メルボルン	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000
ビクトリア	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000
五都邑評量平均	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,000

デボンポート	食金	三〇九	一〇六	一,〇〇〇	三〇九	三三六	一,〇〇〇
クインスタウン	四〇〇	三〇八	二九二	一,〇〇〇	四〇〇	三〇九	一,〇〇〇
五都邑評量平均	四〇〇	三〇〇	二九〇	一,〇〇〇	四〇〇	三〇八	一,〇〇〇
三〇都邑評量平均	三九八	二九九	二八九	一,〇〇〇	三九八	三〇八	一,〇〇〇
六首府評量平均	三九八	二九九	二八九	一,〇〇〇	三九八	三〇九	一,〇〇〇
チャーターズタワリス (クインスタウン)	三九八	二九九	二八九	一,〇〇〇	三九八	三〇九	一,〇〇〇
ワーウイツク(ク)	三九七	二九八	二八七	一,〇〇〇	三九七	三〇九	一,〇〇〇
ポートオーガスタ(西洋洲)	三九七	二九八	二八七	一,〇〇〇	三九七	三〇九	一,〇〇〇

五 各州首府小賣物價金額指數 (一九一四—四〇)

出を二〇志〇片の基準にした。數字は(一)食料、雜貨(二)住居(四)五室(三)食料、雜貨、住居合計(四)被服(五)其他家事必需品(六)家庭消費全項目綜合價格變動を示す。

期	食料 雜貨		住居	食料 雜貨		住居	食料 雜貨		住居
	片	志		片	志		片	志	
一九三九	八	七	七	二	一	八	七	七	一
三月四半期	八	七	七	二	一	八	七	七	一
六月	八	七	七	二	一	八	七	七	一
一九三九	九	八	七	二	一	九	八	七	一
三月四半期	九	八	七	二	一	九	八	七	一
六月	九	八	七	二	一	九	八	七	一
一九三九	九	八	七	二	一	九	八	七	一
三月四半期	九	八	七	二	一	九	八	七	一
六月	九	八	七	二	一	九	八	七	一
一九三九	九	九	八	七	六	九	九	八	七
三月四半期	九	九	八	七	六	九	九	八	七
六月	九	九	八	七	六	九	九	八	七
一九三九	九	九	八	七	六	九	九	八	七
三月四半期	九	九	八	七	六	九	九	八	七
六月	九	九	八	七	六	九	九	八	七
一九三九	九	九	八	七	六	九	九	八	七
三月四半期	九	九	八	七	六	九	九	八	七
六月	九	九	八	七	六	九	九	八	七

首府(C種)小賣物價金額指數 (基準一九二三—二七年六首府評量平均二〇志〇片)

期	食料 雜貨		住居	食料 雜貨		住居	食料 雜貨		住居
	片	志		片	志		片	志	
一九四〇	七	二	七	七	四	七	二	七	七
三月四半期	七	二	七	七	四	七	二	七	七
六月	七	二	七	七	四	七	二	七	七
一九四〇	九	三	八	六	五	九	三	八	六
三月四半期	九	三	八	六	五	九	三	八	六
六月	九	三	八	六	五	九	三	八	六
一九四〇	九	三	八	六	五	九	三	八	六
三月四半期	九	三	八	六	五	九	三	八	六
六月	九	三	八	六	五	九	三	八	六
一九四〇	九	三	八	六	五	九	三	八	六
三月四半期	九	三	八	六	五	九	三	八	六
六月	九	三	八	六	五	九	三	八	六

<p>三月四半期</p> <p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>	<p>家事消費全項目指數</p>	<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>
<p>八 八 八 七 七 七 七 〇 二 四</p> <p>八 九 九 九 四 一 二 三</p>		<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>
<p>八 八 七 七 七 六 六 〇 一 三</p> <p>六 六 二 四 二 六 一 五</p>		<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>
<p>七 七 七 六 六 五 五 八 三</p> <p>六 五 一 九 一 七 六 三</p>		<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>
<p>八 八 七 七 七 六 六 〇 一 三</p> <p>二 一 九 二 九 五 九 〇</p>		<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>
<p>七 八 七 七 七 六 六 〇 一 三</p> <p>二 〇 八 五 一 八 二 二</p>		<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>
<p>八 八 七 七 七 六 六 〇 一 三</p> <p>〇 二 九 六 二 〇 五 九</p>		<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>
<p>八 八 七 七 七 六 六 〇 一 三</p> <p>五 五 二 六 〇 八 三 九</p>		<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>

八七七

<p>三月四半期</p> <p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>	<p>被服</p>	<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>
<p>八 七 七 六 六 六 六 〇 一 三</p> <p>六 八 一 〇 〇 八 〇 八 四 七 二 一 一</p>		<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>
<p>八 七 七 六 六 六 六 〇 一 三</p> <p>二 二 三 六 五 五 八 五 一 〇 二 五 七</p>		<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>
<p>八 七 七 六 六 六 六 〇 一 三</p> <p>七 二 四 八 八 七 〇 六 二 七 五 六 二</p>		<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>
<p>八 七 七 六 六 六 六 〇 一 三</p> <p>八 二 五 三 三 二 三 二 五 八 一 二 一</p>		<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>
<p>八 七 六 六 六 六 六 〇 一 三</p> <p>三 一 〇 九 六 六 八 六 一 四 六 八 〇</p>		<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>
<p>八 七 七 六 六 六 六 〇 一 三</p> <p>〇 九 四 〇 一 〇 一 〇 五 二 一 七 六</p>		<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>
<p>八 七 七 六 六 六 六 〇 一 三</p> <p>九 九 二 九 九 八 〇 七 四 〇 八 二 一</p>		<p>一九四〇</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>一九三九</p> <p>九 月 夕</p> <p>六 月 夕</p> <p>三月四半期</p>	<p>九 九 九 九 九 九 九</p> <p>三 三 三 三 三 二 一</p> <p>九 八 七 六 五 一 四</p>

八七六

一九三九	六月	八
一九三九	九月	八
一九三九	十二月	八
一九四〇	三月	八
一九四〇	六月	八

第五節 二百都邑小賣物價指數

一 概説 二 二百都邑小賣物價指數

一 概説

前記の三〇都邑の月集計資料を補足する爲、別に七〇都邑の價格特別調査が一九一三年十一月に行はれた。右調査は一九一四年十一月に再び行はれ更に一九一五年十一月に三度行はれたが、其際追加された都邑は二一〇に増加し、一九二三年十一月には更に一七〇に増加した。従つて毎年十一月の價格報告は現在二百都邑に及んでゐる。最初の調査の結果は「労働時報」(Labour Bulletin) 第五號二六一三三頁に發表され、以後の詳細は本局刊行「労働時報」及び「労働年報」に記載。

本年誌一九三八年第三一巻以前の巻には、四、五室の家賃の變動に關する。

二 二百都邑小賣物價指數 (一九三三—一九三九)

此の報告を記載。この指數は一定の都邑の家賃變動の尺度として一般に有用であつたが一定時日に於ける異つた都邑の絶対家賃水準の比較の適當な尺度と看做される傾向が増した。かかる數字の誤用を防ぐ爲と統計局に於て禁止的な高費用を要さず此等全都邑よりの家賃報告を代表例に基つて繼續的に徴する事が恐らく不可能なため、資料はやむなく食料及び雜貨の價格に關し集めた報告に限定することに定められた。これらの都市の家賃の詳細な報告を産業調査所が希望するならば、統計局は局員による特別調査の請求に應じる用意がある。

次表の指數基準は本年誌一九三八年第三一巻以前に使用のものとは異なる。新基準は一九二三—二七年間六府府食料、雜貨の評量平均價格である。

食料雜貨小賣物價指數 (二百都邑) (基準 一九二三—二七年六府府評量平均一、〇〇〇)

州及び都邑	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三九
ニューサウスウエルズ	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
クィーンズランド	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
ヴィクトリア	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
タスマニア	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
西オーストラリア	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
南オーストラリア	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
西オーストラリア	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
南オーストラリア	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八

州及び都邑	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三九
ニューサウスウエルズ	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
クィーンズランド	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
ヴィクトリア	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
タスマニア	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
西オーストラリア	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
南オーストラリア	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
西オーストラリア	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
南オーストラリア	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八

第六節 生計費目の變化

本局の最初の小賣物價指數作成以來、各類項の生計費目は若干修正された。次に簡単に記す。

(一) 食料、雜貨 食料雜貨の費目は一九二二年に初めて採用され、第一回の修正は一九三二年九月四半期に行はれ、第二回は一九三六年四月の統計會議による生計費目の一般的修正の一部として行はれた。此の修正の主な特色は下記(四)に述べる。

(二) 住居 生計費目中の住居標準も修正され、初めには「三—三室未満」から「八—八室以上」の全家屋の賃料を集計した。それは「A」種指數として一九二二年から、「A」種指數が廢止された一九三八年六月三十日迄繼續された。又それらは一九二四年迄(一九二四年を含む)全項目指數にも使用された。一九二五年以降は四—五室家屋の賃料のみ「C」種指數に使用され、又同年に食料、雜貨と共に「B」種指數をなすこととなつた。

一九三六年十二月四半期以來、一九三六年の統計會議の決定に従つて、若干都邑の四—五室家屋の賃料は以前使用したものとは別個の基準により集計され、表に作成せられた。十二の比較的重要なる都邑からの報告は戸別家賃を示し、それに基き、豫め定めた標準との變動が算定される。この標準の變動は各都邑家賃の相對的水準及び絕對の高さの點に於てのみ指數に影響を與へたのであるが、この標準は完全就業労働者及び傳給生活者の居住する四—五室の木造及び煉瓦建家屋の賃料に關する一九三三年國勢調査資料の特別調査により決定された。此の方法は家屋の平均的「質」の差異が大きいため地方小都邑の状況に對しては概して不適當であるから、之等小都邑の家賃水準は豫め設定せられた一定の標準により家屋周旋人の選擇した標準家屋によつて決定される。この標準賃料の變動は上記の主要十都邑の場合と同一方法で調査される。

(三) 被服及び雜 被服及び他家必需品の費目は一九二二年に初めて採用され、第一回修正は一九三五年三月四半期に行はれた。第二回は

一九三六年四月の統計會議による生計費目の一般的修正の一部として一九三六年九月四半期に行はれ、其後も些少の點を修正された。

(四) 一九三六年四月統計會議による生計費目の修正 この修正は包括的性質のもので、同會議は指數作成の基本となる生計費目の廣汎な修正を提唱したのみならず、資料の蒐集及び取捨の方法にも審議を加へた。その成果及び其後の文書による討議により多大の進歩改善が行はれた。

生計費目の變更は價格變動の尺度としての指數改善の見地から行はれ、主として不必要な項目若しくは經驗により價格變動測定に不適當と判明した項目の除去又は置換、最も一般的に使用されてゐるものと一致せるやう或項目の量單位の變更、現在の一般的消費に適應せしめるために或種の物品に適用される大量單位の變更、一九三三年國勢調査の結果に基き生計費目の類項に適用すべき人口比重の再調整等を含むものであつた。一定の等級又は品質が生計費目の各項目に對して定められ、時と所を問はず常に出來得る限り同一品目に對する價格が集められるやうに留意された。同時に平均家賃の蒐集及び評量に改善された方法が採用された(上述(二)參照)。

統計會議の決議は「労働年報」第二七號附録第十一に再録。

B 卸賣價格及び卸賣物價指數

第一節 メルボルン卸賣物價指數

一 概説 二 指數

本節の基礎資料は殆どメルボルン卸賣價格に基き、シドニー卸賣物價指數はニューサウスウェールズ政府統計官により作成され、同州年鑑及び「事業統計月報」(The Monthly Summary of Business Statistics)に發表されてゐる。

メルボルン卸賣物價指數は一九二二年に初めて算定され、以後同一方法により今日迄繼續してゐる。メルボルン卸賣物價指數に含められる項目は主として原料、食料又は動力源の形で家庭消費用に生産される基礎物資である。

従つてこの指數の目的は一般價格の變動よりは寧ろこの特殊物資の價格變動を測ることである。濠洲が輸入原料品で輸出向商品を全然製造しない

メルボルン卸賣物價指數 (一八六一—一九四〇) (基準 一九二二年=1,000)

年 度	1 金屬及石炭	2 羊毛、棉花、皮革其他	3 農産物其他	4 酪農製品	5 嗜好品其他	6 食 肉	7 建築材料	8 化學製品	綜 合
一八六一	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一八七一	1,006.0	1,057.0	1,036.0	860.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一八八一	1,012.0	1,115.0	1,110.0	950.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一八九一	1,015.0	1,070.0	1,100.0	950.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一九〇一	1,020.0	1,070.0	1,115.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一九〇二	1,000.0	1,070.0	1,115.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一九〇三	1,000.0	1,070.0	1,115.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一九〇四	1,000.0	1,070.0	1,115.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一九〇五	1,000.0	1,070.0	1,115.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一九〇六	1,000.0	1,070.0	1,115.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一九〇七	1,000.0	1,070.0	1,115.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一九〇八	1,000.0	1,070.0	1,115.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一九〇九	1,000.0	1,070.0	1,115.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一九一〇	1,000.0	1,070.0	1,115.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一九一一	1,000.0	1,070.0	1,115.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一九一二	1,000.0	1,070.0	1,115.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
一九一三	1,000.0	1,070.0	1,115.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0

以上、國內消費は最も適當なウェイトを示してゐるやうに思はれる。これらの卸賣及び小賣物價指數の變動に於ける均齊の缺如は、概して基礎物資の原價に對する製造費及び販賣費の關係の變化を示すこととならう。

二 指數 類別及び綜合物價指數を次表に示す。

一九三〇	一九二九	一九二八	一九二七	一九二六	一九二五	一九二四	一九二三	一九二二	一九二一	一九二〇	一九一九	一九一八	一九一七	一九一六	一九一五	一九一四
一、八五五	一、八五九	一、八六三	一、八六六	一、八七〇	一、八七三	一、八七五	一、八七七	一、八七九	一、八八一	一、八八三	一、八八五	一、八八六	一、八八七	一、八八八	一、八八九	一、八九〇
一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇

註 本表の数字は横欄により比較すべく縦欄によつては比較出来ない。

第二節 基礎物資及び食料

一 概説 二 指数

上記の如くメルボルン卸賣物價指數は一九二二年に初めて作成された。爾來各項目並に評量に關しては何等の變更も行はれてゐない。従つて、該指數は使用を基準とした卸賣物價水準の變動を測定するものであるが、この使用の重要性は最初に評量を行つた時期以來、本質的に變化してゐる。各項目の相對的重要性は恒常的であるとの想定の下に、該指數は過去八十一年間に亘る長期間の趨勢を示すものとして有用である。併しながら該指數は、現在の消費に適應した評量を行ふ場合には、各物資の年度別、月別價格の變動の尺度としては用をなさない。「労働年報」に發表される指數の說明を参照すれば、「農産物」の部類に於ては株が優位を占めてをり、一方「建築材料」の部類に於ては輸入木材以外のものは殆んど含まれてゐないことが分る。他の部類に於ては若干の主要項目の消費が増大し、他は減少してゐる。かくて一九三〇年プリンスエドワード島の統計會議に於て、項目の修

基礎物資及び食料品指數 (一九二八—一九二九—一九四〇—四一年) (基準 一九二八—一九二九年 = 1,000)

正並びに擴大を行ひ、事態の變化に指數を適應せしめる時期に到達したとの決議が行はれた。この目的の爲の調査が開始され、過去數年間の中に一九二八年一月迄に遡つて多くの新しい價格が月別に蒐集された。その中の若干は基礎物資及び食料品價格の新指數に作成せられ、その豫備的指數は毎月「事業統計月報」に發表されてゐる。他のものは「特殊目的」用指數に作成されつゝあり、將來發表の運びに至るものと思はれる。その作成が遲延してゐるのは、更に廣範圍の工場製産統計の蒐集の結果利用し得るやうになつた莫大な資料を評量する爲であつた。價格表は主として直接に製造者及び販賣者から蒐集せられ、且つ二三の重要な除外例はあるが、メルボルンから入手した。國産建築材料、石炭及び一二の比較的重要でない商品を除けば、價格の動きは大部分の濠洲市場に於ける基礎物資の卸賣價格の變動を代表するものと考へ得る。採用せられてゐる評量方式は一九二八年—二九年から一九三四—三五年に至る平均年消費高を基準としてゐる。併し、他方、本來の指數は本章第一節記載の通り其の繼續されてゐる。

二 指數

基礎物資及び食料品の類別及び綜合卸賣物價新指數は下表の通り。

期 間	金 屬 及 石 炭	油 脂 及 蠟 燭	物	化 學 製 品	ゴ ム 及 皮 膚	建 築 材 料	食 料 品 及 糧 草	主として輸入せらるる物品	主として國內で生産せらるる物品	合
一九二八—二九	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
一九三〇—三三	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

C 貨 銀

第一節 貨銀委員會及び産業

調停法の運用

一 概説 二 裁定、判定及び協定 三 官設委員會及び現に効力を有する裁定其他

裁定、判定及び協定登録件数

年 度	一九三三		一九三五		一九三六		一九三七		一九三八		一九三九	
	裁定又は判定協定	協定	裁定又は判定協定	協定	裁定又は判定協定	協定	裁定又は判定協定	協定	裁定又は判定協定	協定	裁定又は判定協定	協定
ニュージーランド	101	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ビクトリア	101	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
クイーンズランド	101	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
南 洋 洲	101	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西 洋 洲	101	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
タスマニア	101	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
聯邦裁判所	101	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
聯邦公務調停官	101	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	566	11	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

貨銀、労働時間及び労働条件の調整に関する聯邦法及び各州法の運用の詳細は一九一三年初めて編纂され、各年度末のものは「労働年報」及び Quarterly Summary of Australian Statistics に發表される。

次表は一九三五—三九各年の概要を示す。

三 官設委員會及び現に効力を有する裁定其他

(一) 濠洲總計 下表は各州の一定時日に於ける官設委員會及び聯邦及び州調停法により現在効力を有する裁定、判定、協定数を示す。

一九三〇	六三	五八〇	一、三二五	六〇
一九三五	六〇	五八三	一、三二七	六〇
一九三六	六〇	五八三	一、三二七	六〇
一九三七	六〇	五八三	一、三二七	六〇
一九三八	六〇	五八三	一、三二七	六〇
一九三九	六〇	五八三	一、三二七	六〇

(a) 調停裁判所及び聯邦公務調停官による裁定を含む。(b) ニューサウスウェールズ産業争議法(一九〇八年)による多くの裁定は未だ有効なので、産業調停法(一九一二年)によりかかる産業に對し構成された委員會は未だ裁定を行つてゐない。(c) ニューサウスウェールズに於て一九一三年十二月三十一日現在

官設委員會、裁定其他 (一九一三及び一九三九)

事 項	十二月三十一日現在		聯邦公務調停官	ニュージーランド	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	計
	裁定	判定								
産業及貨銀	一九三	一九三	—	—	—	—	—	—	—	一九三
官設委員會	一九三	一九三	—	—	—	—	—	—	—	一九三
判定をなせる委員會	一九三	一九三	—	—	—	—	—	—	—	一九三
裁定及判定	一九三	一九三	—	—	—	—	—	—	—	一九三
現に効力を有する數	一九三	一九三	—	—	—	—	—	—	—	一九三
協 定	一九三	一九三	—	—	—	—	—	—	—	一九三
現に効力を有する數	一九三	一九三	—	—	—	—	—	—	—	一九三
聯邦裁判所裁定	一九三	一九三	—	—	—	—	—	—	—	一九三

官設委員會、裁定其他

日 時	官設委員會	裁定、判定をなせる委員會	現に効力を有する裁定又は判定(a)	現に効力を有する協定
一九一三	五五	(b) 六六	(c) 五五	一〇一
十二月三十一日	五五	(b) 六六	(c) 五五	一〇一
一九二〇	五五	(b) 六六	(c) 五五	一〇一

十一日(一九〇八年産業争議法により) 濠洲となれる裁定又は判定を除く。上記期間中に貨銀の法定最低率及び労働条件を公定する原則が著しく擴張された。一九三九年末には裁定、判定及び協定の現に効力を有する數は一九一三年十二月三十一日現在より夫々一、一一一件及び二七二件増加した。

* ビクトリア及びタスマニアの法律には協定を登録する規定はないが、かかる協定は聯邦調停法の條項により届出の上登録でき、同州内に於ては効力を有す。

(二) 各州概要 次表は特定年度の各州及び聯邦の官設委員會数を示す。

各州に於て現に效力を有する数	一五九		一六〇		一六一		一六二		一六三	
	一五九	一六〇	一六〇	一六一	一六一	一六二	一六二	一六三	一六三	一六四
聯邦協定	一五九	一六〇	一六〇	一六一	一六一	一六二	一六二	一六三	一六三	一六四
各州に於て現に效力を有する数	一五九	一六〇	一六〇	一六一	一六一	一六二	一六二	一六三	一六三	一六四
聯邦公務員	一五九	一六〇	一六〇	一六一	一六一	一六二	一六二	一六三	一六三	一六四
各州に於て現に效力を有する数	一五九	一六〇	一六〇	一六一	一六一	一六二	一六二	一六三	一六三	一六四

(a) 産業調停法(一九二六年)により調停委員会が創設され、一九三九年現在に三二四の委員会が活動してゐた。(b) 裁定委員会一四を含む。

(三) 濠洲首都領 一九二二年に創立され、同年最初の裁定を與へた濠洲首都領の産業委員會の活動に就ては、「労働年報」第三〇號第二章第一節参照。

第二節 賃銀率及び労働時間

一 概説 二 週賃銀率 三 相對的労働時間及び時間賃銀率 四 成年男子名目週労働時間評量平均 五 名目及び實質賃銀

一 概説

各種産業の各種職業に於て支拂はるべき賃銀の現行率に關する報告の蒐集は本局により一九一三年上半期に初めて試みられた。資料は主に聯邦及び各州産業法による裁定、判定及び協定から得られ、従つてそれは最低率で、一般に各州首府に關するものであるが、例へば鑛業、農業等、首府では行はれない産業に關しては主要中心地の率を採用した。裁定、判定又は協定の行はれない場合は、支配的な所管組合によるか又は主に行はれてゐる率を採用した。近年殆どすべての職業が現行裁定、判定又は協定に含まれてゐる爲、表中の主として行はれてゐる賃銀率の数は著しく減少し

成年男子労働者の指數は一九一一年評量平均賃銀を基準(=1,000)として算定される。併し女子は一九一四年以前の報告が得られなかつたので、一九一四年四月三十日現在濠洲成年女子労働者支拂賃銀の評量平均を基準(=1,000)とした。

各州首府に於ける主要職業の成年男子及び女子労働者の最低賃銀率を表にしたものは毎年「労働年報」の附録に掲載される。

二 週賃銀率(一九三五—三九)

(一) 概説 前記「労働年報」附録掲載の算術平均賃銀率は各産業部門に就て行はれてゐる。この平均は各州及び濠洲の全職業の平均を示す爲に國勢調査の結果に従つて評量される。

(二) 成年男子 各州 次表は特定日時に於ける成年男子労働者に支拂はるべき名目週賃銀率評量平均を示す。

成年男子賃銀率 (週間完全就業に支拂ふべき名目週賃銀率評量平均並に賃銀指數)

事 業	項 目	賃 銀 率		南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	濠 洲
		ニユーサウスウエールズ	ビクトリア				
一九三五年十二月三十一日	志 片	六 七	六 七	七 二	六 七	六 七	六 七
一九三六年	六 六	六 六	六 六	七 一	六 七	六 七	六 七
一九三七年	六 一	六 一	六 一	七 〇	六 七	六 七	六 七
一九三八年	六 〇	六 〇	六 〇	七 〇	六 七	六 七	六 七
一九三九年三月三十一日	六 〇	六 〇	六 〇	七 〇	六 七	六 七	六 七
一九三九年六月三十日	七 〇	七 〇	七 〇	七 一	六 八	六 八	六 八
一九三九年九月三十日	七 〇	七 〇	七 〇	七 一	六 八	六 八	六 八
一九三九年十二月三十一日	七 七	七 七	七 七	七 二	六 八	六 八	六 八
一九三五年十二月三十一日	一、六三三	一、六三三	一、六三三	一、五三〇	一、六六九	一、六六一	一、六〇〇
一九三六年	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、五五三	一、六八八	一、六五九	一、六四〇
一九三七年	一、七七七	一、七七七	一、七七七	一、六七四	一、七〇六	一、六七七	一、六五八
一九三八年	一、八八〇	一、八八〇	一、八八〇	一、七〇〇	一、七三二	一、七〇三	一、六八四
一九三九年三月三十一日	一、九〇四	一、九〇四	一、九〇四	一、七二四	一、七五六	一、七二七	一、七〇八
一九三九年六月三十日	一、八八五	一、八八五	一、八八五	一、七〇五	一、七三七	一、七〇八	一、六八九
一九三九年九月三十日	一、八八五	一、八八五	一、八八五	一、七〇五	一、七三七	一、七〇八	一、六八九
一九三九年十二月三十一日	一、八八五	一、八八五	一、八八五	一、七〇五	一、七三七	一、七〇八	一、六八九

貨銀は一九三一年三三三年間全州に於て低降し、一九三三年十二月三十一日現在平均率は一九三〇年末當時に比し約一七%少なかった。次の六一年間に各州に於て増額が認められ、一九三九年十二月三十一日現在全濠洲各目貨銀率平均は一九三三年より週に付一四志九片多く、一九三〇年十二月三十一日現在平均より僅か一・六%減であつた。一九三七年末貨銀

週間完全就業に支拂ふべき産業別名目週貨銀率平均及び貨銀指数

註 産業別指数及び全産業総合指数の基準は一九二一年の全産業平均貨銀(五一志三片)に一、〇〇〇 本表指数は任意の比較可能

産業部門	一九三五年十一月三十日		一九三六年十一月三十日		一九三七年十一月三十日		一九三八年十一月三十日		一九三九年十一月三十日		一九三九年十二月三十一日	
	貨銀	指数	貨銀	指数	貨銀	指数	貨銀	指数	貨銀	指数	貨銀	指数
一 木材、家具其他	1,212	100	1,233	102	1,185	98	1,266	104	1,296	107	1,296	107
二 機械其他	1,000	100	1,000	100	1,000	100	1,000	100	1,000	100	1,000	100
三 食料、飲料其他	1,100	100	1,100	100	1,100	100	1,100	100	1,100	100	1,100	100
四 被服、靴其他	1,200	100	1,200	100	1,200	100	1,200	100	1,200	100	1,200	100
五 書籍、印刷其他	1,300	100	1,300	100	1,300	100	1,300	100	1,300	100	1,300	100
六 其他の製造工業	1,400	100	1,400	100	1,400	100	1,400	100	1,400	100	1,400	100
七 建築	1,500	100	1,500	100	1,500	100	1,500	100	1,500	100	1,500	100
八 商業其他	1,600	100	1,600	100	1,600	100	1,600	100	1,600	100	1,600	100

産業部門	一九三五年十一月三十日		一九三六年十一月三十日		一九三七年十一月三十日		一九三八年十一月三十日		一九三九年十一月三十日		一九三九年十二月三十一日	
	貨銀	指数	貨銀	指数	貨銀	指数	貨銀	指数	貨銀	指数	貨銀	指数
九 鐵道其他	1,700	100	1,700	100	1,700	100	1,700	100	1,700	100	1,700	100
十 其他の陸上運送	1,800	100	1,800	100	1,800	100	1,800	100	1,800	100	1,800	100
十一 海運其他 (a)	1,900	100	1,900	100	1,900	100	1,900	100	1,900	100	1,900	100
十二 農業其他 (b)	2,000	100	2,000	100	2,000	100	2,000	100	2,000	100	2,000	100
十三 家事其他 (b)	2,100	100	2,100	100	2,100	100	2,100	100	2,100	100	2,100	100
十四 雜業	2,200	100	2,200	100	2,200	100	2,200	100	2,200	100	2,200	100
全産業	2,300	100	2,300	100	2,300	100	2,300	100	2,300	100	2,300	100

(a) 支給せらるゝ場合は食費、部屋代を含む。(b) 支給せらるゝ場合は宿泊、郵費を含む。

率の増加は週一志一〇片であつた。十二月三十一日現在の最高を記録した一九二九年十二月三十一日現在平均貨銀率(二〇一志三片)に比すれば一九三九年末貨銀は週五志二片の低降を示した。

(四) 成年女子 各州 次表は各州及び全濠洲に於ける成年女子労働者に對し、週間完全就業に支拂ふべき名目週貨銀率平均を示す。

前表の一九三九年十二月三十一日現在週平均最高貨銀は第五部門(書籍印刷、其他)の週一四志三片で、次いで第八部門(礦業其他)一〇九志一〇片、第七部門(雜業)一〇六志五片、第一部門(木材、家具其他)一〇志一、第二部門(機械其他)九九志三片、第十一部門(海運其他)九八志六片、第三部門(飲食其他)九六志九片、第九部門(鐵道其他)九六志七片の順となる。最低平均率は第十二部門(農業其他)八四志〇片であつた。同年中貨銀率は全部門に於て増加し、最大の増加は次の通り、雜工業週二志五片、書籍印刷其他二志三片、木材、家具、其他及び建築各一志一、片、農業一志九片、礦業其他及び家事各一志八片、機械其他及び食品各一志七片、被服其他一志五片、其他の製造業一志四片、陸運其他一志三片、鐵道其他一志二片、海運其他一志である。同年中の全部門平均貨銀

一九三九年六月三十日	一、七九元	一、八八元	一、八八元	一、八八元	一、八八元	一、八八元	一、八八元
一九三九年九月三十日	一、七七元	一、八六元	一、八八元	一、八八元	一、八八元	一、八八元	一、八八元
一九三九年十二月三十一日	一、七五元	一、八六元	一、八八元	一、八八元	一、八八元	一、八八元	一、八八元

(a) 支給せらるゝ場合は食費及宿泊費を含む。

一九三九年に於て各産業女子労働者の賃銀率は増加を示し、最高は第四部門(糖)の週二志二片、次いで第三部門(飲食料其他)の週一志八片であつた。全部門に對する評量平均は週一志五片増加した。

三 相對的労働時間及び時間給 (一九三五—三九)

(一) 概 説 前述の賃銀率は週間完全就業に支拂はれる最低率であるが週間労働の時間数は多くの場合同一州に於ても職業を異にするに従ひ相違し、又同一職業にあつても州によつて異つてゐる。別の目的の爲に比較を容易ならしむるやう前記數字を共通基準、爲ち時間給に還元した。次表に於て一九三五—三八年末州別、男女別に内譯を示した。これらの内譯は(a)評量平均名目週給、(b)週間労働を構成する評量平均労働時間数及び(c)評量平均時間給を示す。評量平均週給は全産業の場合を示し、陸上職

業にあつては支給せらるゝ場合は賄及び宿泊費を含み、海上職業にあつては、支給せらるゝ場合は食費及び部屋代を含むが、労働時間数及び時間給は第十一部門(糖)及び第十二部門(農業、牧畜業其他)を除く全産業部門に就て示す。以上二部門に含まれる職業の多くは不定又は季節的性質を有するもので、農業及び酪農の労働時間は一般に産業調停裁判所其他の裁定又は判定の執れにも規制されない。其結果、平均労働時間数算定に必要な資料を得られない。

賃銀率を共通基準(即ち毎時)に引下げることは、労働時間の相異に基因すると思はれる各州間の表面的差異を比較に際して除去することになる。

(二) 成年男女 最近五年間各年末現在成年男女週給及び時間給並に労働時間数の内譯を次表に示す。

成年労働者週給、時間給並に労働時間

十二月三十一日	事項	成年労働者週給、時間給並に労働時間					
		ニュージーランド	ビクトリア	タインランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア
一九三五	週給(a)	八志二片	七志九片	六志五片	七志二片	八志七片	八志〇片
	労働時間(b)	四〇・八時	四〇・六時	四〇・六時	四〇・八時	四〇・八時	四〇・八時
一九三五	時間給(b)	一志二・五片	一志九片	一志八・五片	一志一〇・五片	一志一〇・五片	一志一〇・五片
	週給(a)	八志二片	七志九片	六志五片	七志二片	八志七片	八志〇片

一九三六	週給(a)	労働時間(b)	時間給(b)	一九三七	週給(a)	労働時間(b)	時間給(b)	一九三八	週給(a)	労働時間(b)	時間給(b)	一九三九	週給(a)	労働時間(b)	時間給(b)

一九三五	週給(a)	労働時間(b)	時間給(b)	一九三六	週給(a)	労働時間(b)	時間給(b)	一九三七	週給(a)	労働時間(b)	時間給(b)

一九三九	一九三八	一九三五	一九三六	一九三七	一九三九
週給(時)	週給(時)	週給(時)	週給(時)	週給(時)	週給(時)
一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片
一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片
一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片
一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片
一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片
一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片
一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片
一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片	一志・二五片

(a) 全産業部門評量平均週給 (b) 一週當り評量平均労働時間。第十一部門(海運其他)及び第十二部門(農業、牧畜業其他)を除き全産業部門に對する算定時間給第十一、十二部門に屬する職業の労働時間は一般産業部停止裁制所の取給を受けない。

(iii) 指 數 濠洲全體として労働時間の減少傾向は一九二四年の十二月四半期から始つた。當時に於ける男子の評量平均は四六・六六時間、女子は四六・〇二時間であつた、一九二九年及び三〇年の僅少な増加を除けば減少はその後も依然續き、一九三九年には一週四四時間労働が未だ標

成年労働者週給時間給指數 (基準 一九一四年四月三十日全濠洲評量平均 11,000)

十二月三十一日	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
事項	週給(時)	週給(時)	週給(時)	週給(時)
ニュージーランド	一、五二六	一、五三三	一、五三七	一、五三七
ビクトリア	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八
タインスランド	一、四六二	一、四六二	一、四六二	一、四六二
南 濠 洲	一、四二五	一、四二五	一、四二五	一、四二五
西 濠 洲	一、四七二	一、四七二	一、四七二	一、四七二
タスマニア	一、四七二	一、四七二	一、四七二	一、四七二
濠 洲	一、四七二	一、四七二	一、四七二	一、四七二

準労働時間になつてゐない諸州に於てこの減少傾向が増大した。一九三九年十二月三十一日現在の全濠洲評量平均は男子四四・二九時間、女子四四・三六時間であつた。週給の一般的増加に比して、労働時間の變動が時間給に及ぼした影響は次表指數の比較から容易に看取し得る。

一九三九	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
週給(時)	週給(時)	週給(時)	週給(時)	週給(時)
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六

一九三九	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
週給(時)	週給(時)	週給(時)	週給(時)	週給(時)
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六

(ii) 次表註参照。* 週給男子約五五志一片、女子二七志二片、時間給男子一志二片、女子六・七五片。

四 成年男子名目週労働時間評量平均

勞 働 時 間 (成年男子週労働時間指數)

註 基準 一九一四年四月三十日現在全濠洲平均労働時間(四八・九三) 11,000。時間外労働を除く。

次表は一九三五—三九年十二月三十一日現在各州及び全濠洲成年男子労働者の評量平均名目労働時間數(時間外労働を除く)を示す。

十二月三十一日	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
事項	週給(時)	週給(時)	週給(時)	週給(時)	週給(時)
ニュージーランド	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
ビクトリア	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
タインスランド	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
南 濠 洲	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
西 濠 洲	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
タスマニア	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
濠 洲	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六

一九三七	評量平均時間 指量平均時間	四〇・七	四三・三	四六・六	四九・七	五二・七	五五・七	五八・七	六一・七	六四・七	六七・七	七〇・七	七三・七	七六・七	七九・七	八二・七	八五・七	八八・七	九一・七	九四・七	九七・七	一〇〇・七
一九三八	評量平均時間 指量平均時間	四〇・〇	四三・〇	四六・〇	四九・〇	五二・〇	五五・〇	五八・〇	六一・〇	六四・〇	六七・〇	七〇・〇	七三・〇	七六・〇	七九・〇	八二・〇	八五・〇	八八・〇	九一・〇	九四・〇	九七・〇	一〇〇・〇
一九三九	評量平均時間 指量平均時間	三九・六	四二・六	四五・六	四八・六	五一・六	五四・六	五七・六	六〇・六	六三・六	六六・六	六九・六	七二・六	七五・六	七八・六	八一・六	八四・六	八七・六	九〇・六	九三・六	九六・六	九九・六

(a) 第十一部門(海運)、第十二部門(農、牧畜業其他)を除く全産業部門週労働時間(年平均、第十一、十二部門に属する職業の労働時間は一般に産業団体裁判所の取替を受けてゐない。)

五 名目及び實質賃銀

(一) 概 説 賃銀は労働の代償として受取られた實際貨幣額を表す場合には名目賃銀と言はれ、當該賃銀に相當する購買力、即ち或る一定の複合單位、若くは生計費目——本費目の價格は時に應じて決定し得る——に對する購買力で表した場合には現實又は實質賃銀と言はれる。名目賃銀と實質又は現實賃銀の關係は「労働年報」第六號に稍詳しく論ぜられ、又第一一號にも論及されてゐる。

一種以上の複合單位即ち生計費目に對する購買力を評價できる以上、同様にして名目賃銀を實質又は現實賃銀に換算することもできる。一九三六年以前には名目賃銀指數を當時の食料雜貨家賃(A種)の小賣物價指數で除して實質賃銀指數を算定するのが統計局の遺り方であつた。賃銀率は一般に「A」種指數に基いて變動するものであるが、之より算定することに

就ては兎角の批評があつた。聯邦裁判所が「A」種を廢棄したので名目賃銀率を低下せしむる「C」種の機能が強化された。「C」種は食料、雜貨、四五五家賃、被服及び其他家事必需品を包含する。「A」種指數の作成が一九三八年六月四半期以後廢止されたので、一九三七年末までは實質賃銀は次表に於ける如く「A」種生計費目と「C」種生計費目に對する購買力で算定し、それを以降は「C」種生計費目に對する購買力で算定してある。

(二) 名目週賃銀指數(一九〇一—一九三九年) 次表は一九一一年瀋洲評量平均賃銀率を基準(=1,000)とし、一九〇一—一九三九年間各州成年男子週名目賃銀率評量平均を示す。この數字は一般に各州首府の賃銀率を基準とするが、礦業等若干の産業に於ては當然首府以外のものである。一九〇一年及び一九一一年の指數は年平均不明のため、十二月末現在賃銀率による。併し一九一四年以降の年度では、指數は各年四半期末現在の平均賃銀率を基準とする。

成年男子名目賃銀指數 (基準—一九一一年瀋洲評量平均賃銀率=1,000)

州	一九〇一	一九一一年	一九一四年	一九二一年	一九二九年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
ニューサウスウェールズ	八六六	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
ビクトリア	七六六	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

州	一九〇一	一九一一年	一九一四年	一九二一年	一九二九年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
タインズランド	九一〇	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
南 洋	八二六	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
西 洋	九一〇	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
タスマニア	七六六	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(三) 各州實質賃銀指數(一九〇一—一九三九年) 次表の實質賃銀指數は上記名目賃銀指數を首府小賣物價指數によつて除し、1,000を乗じたものである。

十二月末現在の名目賃銀率に基く一九〇一—一九一一年の指數は、一九一四年以前はどの年も賃銀變動が比較的輕微であつたから、實質的に正確なものと見て差支へない。

成年男子(完全就業) 實質賃銀指數 「A」種生計費目に對する購買力より算定 (基準—一九一一年全瀋洲實質賃銀率平均=1,000)

州	一九〇一	一九一一年	一九一四年	一九二一年	一九二九年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
ニューサウスウェールズ	九七五	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
ビクトリア	九一五	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
タインズランド	一,一七五	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
南 洋	一,一七五	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
西 洋	一,一七五	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
タスマニア	九七五	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

一九一四年十一月以前の期間に對して「C」種指數は作成されなかつたから、次表に於ては其の基準である一九一一年から一九一四年迄の「C」種に於ける變動は「A」種に見られた變動と同様のものと推定に基いて作成された。

成年男子(完全就業) 實質賃銀指数

(基準—一九二一年濠洲實質賃銀指数平均=1,000)

州	一九二一年		一九二二年		一九二三年		一九二四年		一九二五年		一九二六年		一九二七年		一九二八年		一九二九年	
	一九二一	一九二二	一九二二	一九二三	一九二三	一九二四	一九二四	一九二五	一九二五	一九二六	一九二六	一九二七	一九二七	一九二八	一九二八	一九二九	一九二九	一九三〇
ニューサウスウェールズ	九五五	九八〇	一,〇〇〇	一,〇二〇	一,〇四〇	一,〇六〇	一,〇八〇	一一〇〇	一一二〇	一一四〇	一一六〇	一一八〇	一二〇〇	一二二〇	一二四〇	一二六〇	一二八〇	一三〇〇
ビクトリア	九三〇	九六〇	一,〇〇〇	一,〇二〇	一,〇四〇	一,〇六〇	一,〇八〇	一一〇〇	一一二〇	一一四〇	一一六〇	一一八〇	一二〇〇	一二二〇	一二四〇	一二六〇	一二八〇	一三〇〇
クイーンズランド	九二〇	九五〇	一,〇〇〇	一,〇二〇	一,〇四〇	一,〇六〇	一,〇八〇	一一〇〇	一一二〇	一一四〇	一一六〇	一一八〇	一二〇〇	一二二〇	一二四〇	一二六〇	一二八〇	一三〇〇
南オーストラリア	九一〇	九四〇	一,〇〇〇	一,〇二〇	一,〇四〇	一,〇六〇	一,〇八〇	一一〇〇	一一二〇	一一四〇	一一六〇	一一八〇	一二〇〇	一二二〇	一二四〇	一二六〇	一二八〇	一三〇〇
西オーストラリア	九〇〇	九三〇	一,〇〇〇	一,〇二〇	一,〇四〇	一,〇六〇	一,〇八〇	一一〇〇	一一二〇	一一四〇	一一六〇	一一八〇	一二〇〇	一二二〇	一二四〇	一二六〇	一二八〇	一三〇〇
タスマニア	八九〇	九二〇	一,〇〇〇	一,〇二〇	一,〇四〇	一,〇六〇	一,〇八〇	一一〇〇	一一二〇	一一四〇	一一六〇	一一八〇	一二〇〇	一二二〇	一二四〇	一二六〇	一二八〇	一三〇〇
濠洲	九〇〇	九三〇	一,〇〇〇	一,〇二〇	一,〇四〇	一,〇六〇	一,〇八〇	一一〇〇	一一二〇	一一四〇	一一六〇	一一八〇	一二〇〇	一二二〇	一二四〇	一二六〇	一二八〇	一三〇〇

右表の實質賃銀指数は一九二一年の濠洲を基準として算定した。指数は凡ゆる點で比較されるから、任意の期間及び州の實質賃銀指数に於ける増減も比較できる。

名目賃銀及び實質賃銀指数(完全就業)

(基準—一九二一年實質賃銀指数平均=1,000)

年	度	名目賃銀指数	小賣物價指数		實質賃銀指数、即ち生計費目に對する相對的購買力
			「A」種(食料、家賃)	「C」種(全項目)	
一九二一	一九二一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九二二	一九二二	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
一九二三	一九二三	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
一九二四	一九二四	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
一九二五	一九二五	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
一九二六	一九二六	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
一九二七	一九二七	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
一九二八	一九二八	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
一九二九	一九二九	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
一九三〇	一九三〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇

(四) 聯邦の實質賃銀指数(一九〇一—一九二九年) 次表には濠洲全體の同種指数を示す。濠洲名目賃銀指数を六首府小賣物價指数で除し、一〇〇〇を乘じたものである。

年	度	名目賃銀指数	小賣物價指数		實質賃銀指数、即ち生計費目に對する相對的購買力
			「A」種(食料、家賃)	「C」種(全項目)	
一九二一	一九二一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九二二	一九二二	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
一九二三	一九二三	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
一九二四	一九二四	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
一九二五	一九二五	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
一九二六	一九二六	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
一九二七	一九二七	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
一九二八	一九二八	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
一九二九	一九二九	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
一九三〇	一九三〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇

(a) 不明。註—一九二四年以前の名目賃銀指数は年度のみを示すが、一九二四年以後は小賣物價指数と共に全年平均である。

第三節 濠洲に於ける基準貨銀

一 概説 二 聯邦基準貨銀 三 州基準貨銀 四 一九二〇年王立基準貨銀委員会

一 概説

濠洲に於ける基準貨銀は聯邦及び州の調停法により組織された各種産業調停裁判所によつて決定され、生活費、家族單位の構成等の變動に應じて隨時變更される。ニューサウスウェールズ、クイーンズランド、南濠洲、西濠洲の産業法規には聯邦及び州調停法により設立された調停裁判所が、成年不熟練労働者に支拂ふべき基準貨銀を決定すべき旨の條項がある。タスマニアでは、基準貨銀率の公示に關する條項は現行産業法中には存しない。本州に於ては貨銀委員会制度が實施せられ、各貨銀委員会が、一産業又は職業に對する判定をなす場合、不熟練労働者に支拂ふべき基準貨銀を決定する。ビクトリアに於ては同じ貨銀委員会制度が存するが、一九三四年十月十七日より施行せられた改正工場法により、貨銀委員会は同種産業に對する聯邦調停裁判所の裁定せる基準貨銀をそのまゝ同州の基準貨銀として採用することになつた。聯邦調停裁判所の權限は、憲法により二州以上に跨る争議の仲裁並に調停による解決に限定されてゐるから、聯邦調停裁判所には同様の條項は含まれてゐない。併し實際に於ては、裁判所(聯邦)は聯邦基準貨銀を公示し、右貨銀を、其の權限の行使に當り爲す所の一切の裁定の標準として用ひてゐる。即ち新基準貨銀が公示されると、二州以上に跨る一切の争議の解決に當つて行はれた裁定が再審査され、新基準により訂正せられる。「基準」貨銀の外に調停裁判所は「第二次」貨銀、即ち「要求されたる職務遂行上被備者が必要とする熟練技術又は特殊能力に對して支拂はれる特別手當」をも決定する。「最低」貨銀なる言葉は、特定産業に於て支拂はれる最低率を表はすものとして使用せられ、「基準」貨銀と同類又はそれ以上である。

Mr. Justice Higgins - A New Province of Law and Order

もの、即ち指數表の基準一、〇〇〇を週四八志等價に相當するものとして、夫々の郡邑の指數に基いて定められた。多數の地方郡邑には例外を設け、低廉な總家賃による低指數を補ふ爲に「割増」が行はれた。

これらの指數は生計費の約六〇%を含むに過ぎない爲、低廉な家賃による低指數は生計費の未調査部分四〇%に於ける支出も少いものと誤つて推定せしむることにならう。逆の場合も亦同。

一九二二年に「パワースの三志」として知られてゐる額が物價騰貴期の労働者に「ハーヴェスター」基準と同等額を確保させる爲に週貨銀の一般「割増金」として増加された。同年「A」種小賣物價指數の示す購買力の變動に即應するため、基準貨銀を前年又は前四半期に終る一年間の指數に依らず毎四半期の指數によつて訂正することとなつた。

ガス労働者事件に於けるパワース判事の裁定。

聯邦調停裁判法は、「基準」貨銀又は算定の原則をも含むその變更はかかる變更を含む裁定の改訂又は解釋と共に、主席判事及び二名以上の判事より成る裁判所により審議せられ、同裁判所構成員の大多數により承認せらるべきことを規定してゐる。一九三三年四月二十一日大審院の判決により、「基準」貨銀は前述の目的に對して「ハーヴェスター」貨銀のみならず、不熟練労働者の本給の構成部分たる「割増金」をも意味するものとされた。「割増金」は特異の労働條件又は周囲の事情に對する補償としての「基準」貨銀への附加であり、「熟練に對する開き」によるものではないと定義された。熟練労働に對して支拂ふ貨銀は「割増金」をも含めた「基準」貨銀を基礎として算定する。

「ハーヴェスター」基準の適否は多くの論議的であつたし、創始者自身數度に亙りその訂正の必要に就て論じてゐる。一九一四—一九一六年大戦中及びそれに續く暫くの間、非常事態の爲に、濠洲全體の貨銀は小賣物價の變動に對し自動的に調整されてゐる事實に基き、緊急を要せずとしてその訂正は行はれなかつた。王立委員會(後述)が基準貨銀を算定する爲に一九一〇年設置されたが、その報告は實現しなかつた。不況の影響を切實に感じ始めた一九三〇年迄は基準貨銀の決定又は調整

二 聯邦基準貨銀

(一) 概説 基準貨銀主義は遠く、一八九〇年クイーンズランド首相サミュエル・グリフィスにより提案され、又同様の原則が一九〇五年ヘイデン判事により可なり類似した用語を以てニューサウスウェールズ調停裁判所に於て宣言された。併しかくの如き宣言や貨銀決定裁判所が早くも一八九六年(ビクトリアに於て)活動してゐたにも拘らず、最初の基準貨銀が濠洲に於ける裁判所で宣告されたのは漸く一九〇七年の事であつて、右は聯邦調停裁判所所長ヒギンズ判事によつて行はれた。この貨銀は、「文明社會に生活する人間としての一般雇傭者の正當的必要」に基き、不熟練労働者に支拂ふべき最低貨銀と定義された。この公告は、ビクトリアのサンシャイン・ハーヴェスター工場H.V.マッケイ氏によつて提訴された事件に於て、一九〇六年消費税率第二項(d)に關する命令の形式で行はれた。一般に「ハーヴェスター貨銀」と呼ばれるのはこゝに起因してゐる。この事件に於て公告された貨銀率はメルボルンに於て日給七志、換言すれば週二磅二志であつて、この金額が「約五人の家族」の合理的基準と考へられた。この金額の内譯は、食費一磅五志五片、家賃七志、其他支出九志七片である。

上掲書

一九四〇年基準貨銀調査に於ける裁判所の「家族單位」の解釋に就ては本項(五)參照

「ハーヴェスター」基準貨銀は聯邦調停裁判所の用ふる所となり、その裁定中に採り入れられ、殆ど同一の率が一九一三年に至るまで繼續された。同年、調停裁判所はその前年初めて聯邦統計官によつて公表された濠洲三〇主要郡邑の食料、雜貨及び全家屋家賃の小賣價格指數「A」種を認めた。この指數は一九一一年を基準として一九〇一年に迄遡り、一九〇七年以來の著しい比率の増加と各都市に於ける相對的貨幣購買力の大きな相異を明らかにした。各都市に對する基準貨銀はその後、一九〇七年に於けるメルボルンの指數八七五を「ハーヴェスター」貨銀の、週四二志に相當する對し次の如く定められた。

(一) 基準貨銀調査(一九三四年) 小賣物價の變動に對して調整した「ハーヴェスター」基準は一九三四年四月十七日に行はれた判決によつて同年四月三十日變更せられる迄聯邦裁判所の貨銀の理論的基礎として存続した。その詳細は本年第二九卷一九三六年五五頁に記載。その際公示された基準貨銀(一九三四年)「必要」基準貨銀として知られてゐるは六首府に對し次の如く定められた。

シドニー	六七志〇片	アデレード	六四志〇片
メルボルン	六四志〇片	パース	六六志〇片
ブリスベーン	六一志〇片	ホバート	六七志〇片
六首府平均	六五志〇片		

既述の一〇%の特別切下げは新貨銀率の採用により廢止され、小賣物價變動に對する定期調整の規程は「A」種指數から「C」種に移つた。C種指數は食料雜貨、四一五室家屋賃料、被服、燃料、燈火、家事用什器、家事用布類、交通費及び其他家庭諸雜費を含む。表の基準(一、〇〇〇)は裁判所により週八一志と規定された。これにより六首府夫々の物價指數に即應して上記貨銀率が算出された。結果に於ては六首府平均の新貨銀率は「パワースの三志」及び一〇%の切下げを除けば、以前「A」種指數により支拂はれた貨銀率と同一である。「A」指數と「C」指數では各郡邑の關係が違つた爲「A」指數による貨銀率に比較して、郡邑により増減があつた。

(三) 基準貨銀調査(一九三七年) 一九三七年五月聯邦裁判所は基準貨銀増加に對する聯合労働組合の請願を聴取した。同團體は「C」指數の基準(一、〇〇〇)等價を八一志から、當時の指數によれば週一〇志の平均増加

に相當する九三志に増加するやう要求した。審理は一九三七年五月十日から六月四日に亘り、裁判所は六月二十三日に判決を下した。その要點は次の如し。

(a) 基準賃銀に對して種々の増額が行はれたが、それは賃銀の不可分のな從つて調整しうる部分としてではなく、一九三四年の判決により決定された「志表」により支拂はれるべき賃銀率に對する「割増金」としてであつた。前者は總基準賃銀の「必要」部分として判決で言及された。六首府に對する「割増金」及びそれを含む「總基準賃銀」は次の如し。

都	市	「必要」基準賃銀	「割増金」	總基準賃銀
シ	ド	志	志	志
メ	ル	志	志	志
ブ	リ	志	志	志
ア	デ	志	志	志
バ	ー	志	志	志
ホ	ー	志	志	志
六	首	志	志	志
府	ト	志	志	志

(a) 「二志最低調整」規定により實際は一志多く支拂はれた (b) 「二志最低調整」規定により一志少く支拂はれた。

上記は鐵道従業員には適用されず、鐵道従業員に對し裁判所はニューサウスウェールズ及びビクトリアに於て五志、南滿洲及タスマニアに於て三志の「割増金」を認許した。地方都邑労働者も「割増金」を受ける。即ちニューサウスウェールズ、ビクトリア及びタインズランド六志、南滿洲、西滿洲及びタスマニアは四志であつた。四、五又は六首府、又は三〇都邑を含む「綜合」指数に基く賃銀は週五志の「割増金」を受ける。海上労働者は月二志六片の「割増金」を認められ、牧畜労働者は六八志から七七志への基準賃銀率の増加に比例して、出來高労働賃銀率の基準増

加を得た。牧場夫は週三志の増加を得た。「割増金」の支拂は次の如く二回に亘つて行はれることとなつてゐた。

「割増金」(志片)	一回分(志片)	開始	期	日
三	三	一九三七年七月	最初の支拂日より	
四	二	七月	七月	七月
五	二	七月	七月	七月
六	三	七月	七月	七月
三	一	七月	七月	七月
〇	〇	七月	七月	七月

海上、牧畜及びガス労働者の増額は七月に於ける最初の支拂日に残りなく開始される等であつた。

(b) 賃銀調整は變動額が少くとも二志に達しなければ行はぬといふ以前の但書は廢止され、最低變動額一志となつた。

(c) 前の判決により定められた地方都邑賃銀率に關する一般方針は變換された。但しジロロン及びワルナンブルの賃銀率はメルボルンと同一になつた。

(d) 小賣物價指數の示す變動に即應する賃銀調整の基準は「C」種指數から、「C」種指數に基く特別の「裁判所」指數に變つた。

(e) 女子及び未成年者賃銀率は、各判事が夫々裁定を爲す際の調整に委された。

判決の主要部分は本年第三〇卷に再録してある。

(四) 調整の「後」 聯邦調停裁判所は、一九三九年十二月十九日、「裁判所」指數の變動に即應する基準賃銀の調整時期を物價の變動の起つた期日に、現在より更に近接せしめて貰ひたいとの労働組合の申請を聴取した。同日に與へられた判決に於て裁判所はかかる調整は一ヶ月繰上ぐべしとの指令を與へた。その結果、爾後の調整は二月、五月、八月或は十一月の最初の各支拂日から施行せれることになつた。

(五) 一九四〇年基準賃銀調査 一九四〇年八月五日、「完全」裁判所は、基準一、〇〇〇の「裁判所」指數の基礎をなす「C」種指數の基準等價を週八一志から一〇〇志に引上げ、以て現行の「好」況「割増」を廢止して新基準賃銀の中に包含せしめたいとの聯合労働組合の請願審査を開始した。この審査は、裁判長(サー・ジョージ・エス・ビービー)の重忠の爲、十週間に亘つて中絶したが、一九四〇年十一月二十八日に至つて漸く完了した。判決は一九四一年二月七日に下され、同判決は滿場一致で増額を拒否したが、該請願は却下されたのではなく、一九四一年六月三十日以降に於て再び審議せらるべしと決定されたのである。右請願は、主として現在の戦時状態の下に於ける經濟界の不安定な情勢を理由として拒否せられたのである。

聯邦調停裁判所の基準賃銀は特定の家族單位に基いて決定されてゐるとの一般的通念に關して事態を明らかにするために裁判長は次の如き説明を與へた。「本裁判所は基準賃銀の決定に當り、普通の家族の「必要」が常に考慮に入れらるべきことを容認して來た。併しながら裁判所は自らの調査の結果として、普通の家族とは何か、或は普通の家族を實察に維持してゆく上に必要な食料、被服、住居其他の諸経費は幾何であるか、若くは基準賃銀が斯かる調査の結果を實行に移すものである等といふことを特に公表したことは未だ嘗てない。究極に於て、經濟的發展の可能性が常に決定的要因であつた。……究明せらるべき事柄は、全産業が、第一次、第二次其他附隨的形態の一切を含めて、容認し得る最高基準賃銀を獨自に確認し、規定することである。疑ひもなく目的はそこにあるが、所與の單位として實際の普通家族の如きものを採り上げることは、この目的の達成に強ち無用なことではない。一國の全産業の一般的賃銀支拂能力を測定する明確な方法はない。なし得ることは近似値を算定することであつて、その方法の一つは、當時に於て普通の家族單位を維持してゐる暮らし向のよい労働者の實際の賃銀を検出することである。ヒギンス判事はハーヴェスター事件に於て極めて賢明にこの標準を使用されたと申上げた。更に、かくの如き暮らし向のよい労働者の標準家族が我が國に於て一定の生活水準を享

有して來たし、又現に享有してゐるとすれば、全労働者に對するかくの如き水準は、産業一般が許容し得る能力以上のものではないと當然推定できらるであらう。從つて生活賃銀、即ち基準賃銀の決定に際して、實際の平均家族單位を確め、待遇のよい労働者の家族が既に到達してゐる生活水準と同じ程度の生活を維持するに必要な費用を算定することには堅實な經濟的根據があるのである。併しながら、實際の平均家族單位を離れ、經驗から徴して望み得べくもない生活水準が求められた場合、實現不可能な賃銀水準が制定されることは明らかである。……過去の經驗に徴して、本裁判所は普通家庭の生活費に就き特殊な調査を行ふべきであるが、戦時下に於てはかくの如き調査は無益であらう。從來以上に賃銀の決定は經濟状態に左右されるものである。」

裁判長はさらに次の如く述べた。「余は低賃銀の家族持労働者の收入の不適正に關する新なる證據並に論議に心を打たれた。吾々の容認する生活水準に立ち、單に最低必要の見地からのみ見て、現在の基準賃銀は三人家族に對しては安當であるが、四人家族に對しては、乏しい生存を許すに過ぎないと思はれる。家族數が四人以上になると、屢々家計困難が感ぜられる。同判事は更に合理的な制度は扶養家族に應じて基準賃銀の等級を決定することであらうとし、又一人以上の扶養すべき子女を有する労働者の賃銀増額の爲に國民所得を再配分することは總賃銀を増加させることにはなるが、之から受ける利益は、子女手當の廣汎な計畫を設けるために生ずるインフレーションの傾向を相殺して餘りあること、聯邦政府によつて最近公表された如く、この種の計畫が實現した暁には、將來に於ける基準賃銀の決定は遙に單純化されるであらうと述べてゐる。他の二人の判事(オマラ、パイパー判事)も別個の判決で、裁判長の意見に同意し、主要問題の解決に子女手當計畫の必要なることに就ては特に同意を表明してゐる。

* 本計畫の法規は一九四一年四月三日聯邦議會を通過、同年七月一日より實施。詳細は本章第四節「四」參照。

(六) 現行聯邦基準賃銀 一九四一年二月一日實施聯邦裁判所成年男子基準賃銀(一九三七年施行「割増金」を含む)は次頁の如し。

ニューサウスウェールズ	シドニー	ニューカッスル(a)	ブローケンヒル	五都邑	ビクトリア	メルボルン	ジョーロン	ワルナンブル	ミルドゥラ	ヤローン	五都邑	クインズランド	ブリスベーン	五都邑	南	アデレード	五都邑	西	パース	カルグリー	ジェラルトン	五都邑	スマニヤ	ホバート	ロウンセストン	クインズタウン	五都邑	三〇都邑
八八志	八八志	八八志	八七志	八六志	九二志六片	八六志	八六志	八六志	八六志	八六志	八二志	八二志	八二志	八二志	八二志	八一志	八一志	八一志	九六志	八七志	八二志	八三志	八一志	八一志	八二志	八五志	八五志	八五志

六 首府

九〇八

八五志

上記のものを除いて、地方都邑の賃銀率は夫々の首府の基準より三志少
い。各判事によつて決定された成年女子の賃銀率は男子の約五四%であ
る。

三州基準賃銀

(一) ニューサウスウェールズ 成年男子労働者の標準生活賃銀に關す
るニューサウスウェールズ産業調停法による最初の判定は一九一四年二月
十六日産業調停裁判所により行はれた。ニューサウスウェールズに於ける
成年男子及び女子労働者に対する生活賃銀決定権を有する業務委員会が
一九一八年に設立された。業務委員会は一九一八―二五年に移し判定を行
つたが、一九二六年産業調停(改正)法によるニューサウスウェールズ
産業委員会設立後はその機能を停止した。同委員会は一九二六年四月
十五日から業務委員会の権限を行使した。
成年男子賃銀率は一九一四―二五年に夫婦及び二兒より成る家族單位に
對し決定され、一九二七年には夫婦のみを單位とし要扶養兒には家族手當
を附し、一九二九年には夫婦及び一兒を家族單位とし其他の要扶養兒には
家族手當を附した。後述する聯邦基準賃銀が一九三七年に採用せられてか
ら、基準賃銀に關する家族單位の區別は消滅した。
農村産業の使用人は次表の賃銀率から除外されてゐる。週三磅六志とい
ふ農村産業労働者の生活賃銀は一九二一年十月から十二月間行はれ、四
磅四志の賃銀率は一九二七年六月から一九二九年十二月迄行はれ、一九二
九年十二月に農村労働者の生活賃銀を決定する産業裁判所の権限は廢止さ
れた。
一九三七年四月二十七日以前にニューサウスウェールズ産業裁判所の決
定した生活賃銀の變動は次表に示す。以後の變更は次項に概述した方法に
より自動的に行はれる。最近の支拂賃銀率は本節「六」の表にあり。

ニューサウスウェールズ基準賃銀變動(州所管)

男	子	女	子
公示日附(年月日)	週基準賃銀(磅志片)	公示日附(年月日)	週基準賃銀(磅志片)
一九一四 二 一六	二 八〇		
一九一五 一 一七	二 三六		
一九一六 八 一八	二 五〇		
一九一八 九 一五	三 〇〇		
一九一九 一〇 一〇	三 七〇		
一九二〇 一〇 一〇	四 〇〇		
一九二一 一〇 一〇	四 五〇		
一九二二 一〇 一〇	四 八〇		
一九二二 一〇 一〇	四 九〇		
一九二二 一〇 一〇	五 〇〇		
一九二二 一〇 一〇	五 一〇		
一九二二 一〇 一〇	五 二〇		
一九二二 一〇 一〇	五 三〇		
一九二二 一〇 一〇	五 四〇		
一九二二 一〇 一〇	五 五〇		
一九二二 一〇 一〇	五 六〇		
一九二二 一〇 一〇	五 七〇		
一九二二 一〇 一〇	五 八〇		
一九二二 一〇 一〇	五 九〇		
一九二二 一〇 一〇	六 〇〇		
一九二二 一〇 一〇	六 一〇		
一九二二 一〇 一〇	六 二〇		
一九二二 一〇 一〇	六 三〇		
一九二二 一〇 一〇	六 四〇		
一九二二 一〇 一〇	六 五〇		
一九二二 一〇 一〇	六 六〇		
一九二二 一〇 一〇	六 七〇		
一九二二 一〇 一〇	六 八〇		
一九二二 一〇 一〇	六 九〇		
一九二二 一〇 一〇	七 〇〇		
一九二二 一〇 一〇	七 一〇		
一九二二 一〇 一〇	七 二〇		
一九二二 一〇 一〇	七 三〇		
一九二二 一〇 一〇	七 四〇		
一九二二 一〇 一〇	七 五〇		
一九二二 一〇 一〇	七 六〇		
一九二二 一〇 一〇	七 七〇		
一九二二 一〇 一〇	七 八〇		
一九二二 一〇 一〇	七 九〇		
一九二二 一〇 一〇	八 〇〇		
一九二二 一〇 一〇	八 一〇		
一九二二 一〇 一〇	八 二〇		
一九二二 一〇 一〇	八 三〇		
一九二二 一〇 一〇	八 四〇		
一九二二 一〇 一〇	八 五〇		
一九二二 一〇 一〇	八 六〇		
一九二二 一〇 一〇	八 七〇		
一九二二 一〇 一〇	八 八〇		
一九二二 一〇 一〇	八 九〇		
一九二二 一〇 一〇	九 〇〇		
一九二二 一〇 一〇	九 一〇		
一九二二 一〇 一〇	九 二〇		
一九二二 一〇 一〇	九 三〇		
一九二二 一〇 一〇	九 四〇		
一九二二 一〇 一〇	九 五〇		
一九二二 一〇 一〇	九 六〇		
一九二二 一〇 一〇	九 七〇		
一九二二 一〇 一〇	九 八〇		
一九二二 一〇 一〇	九 九〇		
一九二二 一〇 一〇	一〇 〇〇		

(a) 一九二三年以降の公示日附は男子率に於けると同じ (b) 賃銀率は一磅

一五志六片と公示されたが、法律により男子の率の五四%を女子率となすこ
とに修正さる (c) 以下参照。

前節(三)に述べた聯邦調停裁判所の判決に従ひニューサウスウェールズ
政府は州基準賃銀を同州内の聯邦賃銀率と一致せしめることに決し其の爲
に産業調停法の修正を行つた。同法(一九三七年第九號)は一九三七年十月
七日に可決され、十月の第一回支拂日から、即ち實際は一九三七年十月
一日から效力を發生することとなつてゐた。聯邦裁判所の定めた一般原則
は出来る限り厳密に遵守され、「裁判所」指数として知られてゐる聯邦裁判
所「全項目」小賣物價指數の示す小賣物價の變動に従つて賃銀を自動的に
調整する規定が設けられた。「好況」割増金を基準賃銀總額の調整せ
ざる別個の部分として取扱ふ聯邦裁判所の原則が採用された。産業委員
會による生活賃銀の定期公示に對する主要法令の條項は廢止された
が、修正法は委員會に對し、新法の意圖に従つて總ての裁定及び協定を變
更すべき責任、各種賃銀率が行はるべき境界の設定及び賃銀率と關聯する
妥當な「裁判所」小賣物價指數の指定に對する責任を與へたのである。
當時行はれてゐた男子週三磅一志六片及び女子一磅一八志六片の州成
年基準賃銀に比較すると、男子に對する變更はシドニーに於て六志六片、
地方(若干の例外を除き)に於ては三志六片、及び鐵道其他法律の規定する
官業使用人に對し四志六片増加してゐる。女子に對する増加は前述の五四
%で夫々三志六片、二志、二志六片に上つた。
一九四一年二月一日より首府地域に適用される賃銀率は男子四磅八志、
女子二磅七志六片である。

十四歳未満の要扶養兒に對する手當により賃銀を補足する原則はニュー
サウスウェールズで行はれてゐる。この制度の特徴に就ては第四節「二」
に略述してある。

(二) ビクトリア及びタスマニア 州基準賃銀率はビクトリア及びタス
マニアに於ては公示されない。兩州では賃銀決定の爲の賃銀委員會組織が
行はれてゐる。各委員會は一定の産業又は職業に於ける最低支拂賃銀率を
決定する。この委員會は從來多くの場合小賣物價の變動に伴ひ賃銀を調整

一九四一	三三一	四九〇	二八〇
------	-----	-----	-----

する聯邦調停裁判所の慣例を遵守した。ビクトリアでは一九三四年の第四二七五號、一九三六年の第四四六一號の工場商店法修正により、同法によつて各賃銀委員會がその判定に適用し得る権限を與へられた聯邦裁定の條項を採用することは凡ての賃銀委員會にとつて義務的となつた。労働大臣も同法により賃銀委員會を招集せず小賣物價指數の變動に従ひ賃銀調整をなす権限を賦與されてゐる。メルボルンに對する最近の聯邦成年賃銀率は週八六志(一九四二年一月一日實施)、ホバートに對しては週八三志(一九四一年二月一日實施)である。女子賃銀率はこの率の約五四%である。

(三) **クインズランド** 基準賃銀に關し本州の産業調停裁判所の行つた最初の正式公示は一九二一年二月二十四日に發表された。此より先き成年男子週三磅一七志の賃銀率は基準又は生活賃銀として裁定に於て裁判所により一般に認められた。基準賃銀は名義上は夫婦及び三兒の必要を充つに足るものとされた。産業調停裁判所の決定した成年基準賃銀の變動は次に示す。

クインズランド基準賃銀變動(州所管)

施行年月日	成年基準賃銀(磅志片)	
	男	女
一九二一	三	一
一九二二	三	一
一九二五	九	二八 ^(a)
一九三〇	八	一
一九三〇	一	一
一九三一	七	一
一九三七	四	一
一九三八	四	一
一九三九	八	七

右の賃銀率はクインズランドの東南地區に互つて適用され、次の區には手當を加へる。北部地區一〇志、西北地區一七志四片、マツケイ地區五志六片、西南地區七志四片。女子にはこの手當の半額が與へられる。

(四) **南濠洲** 一九二〇—三七年の産業法は、産業委員會の公式調査後、男女成年労働者に支拂ふべき生活賃銀を公示すべき旨を規定してゐる。本法可決前には生活賃銀は産業裁判所により公示され、最初の裁定は一日七志で、一九〇八年十二月ブラシ翰人判決例に際してゴードン判事によつて行はれた。

産業委員會最初の公示は一九二一年七月十五日に行はれ、首府地域の成年男子使用人に對する生活賃銀は週三磅一九志六片と決定された。家族單位は右の法律に特に定められてゐないが、一九二〇年に南濠洲産業裁判所は生活賃銀の公示せらるべき普通使用人とは妻及び三兒を有する男子であると決定した。

産業委員會の決定した生活賃銀の變動は次に示す。

南濠洲基準賃銀變動(州所管)

施行年月日	男		女	
	子	子	子	子
一九二一	八	四	三	一
一九二二	四	二七	三	一
一九二三	一	八	三	一
一九二四	五	一五	二	一
一九二五	八	一三	四	一
一九三〇	一〇	三〇	五	一
一九三一	一〇	三〇	五	一
一九三二	一〇	三〇	五	一
一九三三	一〇	三〇	五	一
一九三四	一〇	三〇	五	一
一九三五	一〇	三〇	五	一
一九三六	一〇	三〇	五	一
一九三七	一〇	三〇	五	一

(五) **西濠洲** 一九二一—三七年産業調停法により調停裁判所は毎年七月一日より施行すべき基準賃銀及び必要なる時處に於ては特別又は特定地區の差別的基準賃銀を決定公示すべしと規定されてゐる。一九三〇年修正法は政府統計官が前四半期に比し週一志又はそれ以上の生活費變動がある旨を報告した場合には四半期調整を行ふやう規定してゐる。

一九二五年調停裁判所に基準賃銀決定の権限が賦與されてからの最初の公示は一九二六年六月十一日に行はれた。家族單位は調停法には明記されてゐないが、夫婦及び要扶養一兒を基準とするのが裁判所の慣例であつた。調停裁判所の毎年の公示に於ける變動は次表に示す。

一九三一	九	一〇	三	〇	一九三一	一	二	四	一	二	六
一九三五	一	一	三	〇	一九三六	一	一	六	一	二	〇
一九三七	一	一	三	〇	一九三七	四	二	九	一	二	〇
一九三七	一	一	三	〇	一九三七	一	一	二	五	一	〇
一九三七	一	一	三	〇	一九三七	一	一	二	五	一	〇
一九三九	一	一	三	〇	一九三九	一	一	二	五	一	〇
一九四〇	一	一	三	〇	一九四〇	一	一	二	五	一	〇

西濠洲基準賃銀變動(州所管)

施行年月日	首府		地域		西南地區(首府地域を除く)		其他		地區	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一九二六	七	二	四	二	四	二	四	二	四	二
一九二九	七	二	四	二	四	二	四	二	四	二
一九三〇	七	二	四	二	四	二	四	二	四	二
一九三一	七	二	四	二	四	二	四	二	四	二
一九三二	七	二	四	二	四	二	四	二	四	二
一九三三	七	二	四	二	四	二	四	二	四	二
一九三四	七	二	四	二	四	二	四	二	四	二
一九三五	七	二	四	二	四	二	四	二	四	二
一九三六	七	二	四	二	四	二	四	二	四	二
一九三七	七	二	四	二	四	二	四	二	四	二
一九三八	七	二	四	二	四	二	四	二	四	二
一九三九	七	二	四	二	四	二	四	二	四	二
一九四〇	七	二	四	二	四	二	四	二	四	二

(a) 金銀地區を除く。同地區賃銀率は一九二六年七月一日施行のものと同じ
(b) 一九三九年四月二十四日より適用。

四半期調整により裁判所が訂正公示した最近の基準（一九四一年四月二十八日より施行）は次の如し。首府地域男子八八志、女子四七志六片。西南地域（首府地域を除く）男子八九志三片、女子四八志二片。他地方男子一〇三志六片、女子五五志一片。

（六）現行州基準賃銀率 次表に各州調停裁判所公示の現行基準賃銀率を示す。

州産業調停裁判所決定週基準賃銀率

州	基準賃銀		施行年月日	家族単位（男子賃銀率に對する）
	男子	女子		
ニューサウスウェールズ	(a) 四八〇	(a) 二七六	四年三月一日	(c)
ビクトリア	(b)	(b)	(b)	(b)
タインランド	(c) 四九〇	(c) 二八〇	四年五月二十日	夫婦三兒
南 洲	四〇〇	二一〇	四年七月二十六日	間 右
西 洲	(d) 四八〇	(d) 二七六	四年四月二十六日	夫婦二兒
タスマニア	(b)	(b)	(b)	(b)

(a) シドニー、ニューカッスル、ポートケンブラ、ウーロンゴン及ブローケンヒル。其他では男子四磅五志、女子二磅六志。男子賃銀及女子賃銀 (b) 公示なく大略聯邦基準率に準ず。(c) 南東地域。他區では以下の手當加算、北部一〇志、西北部一七志四片、マツケイ五志六片、西南部七志四片。女子には上記の半額支給。(d) 首府地域、金領地域、南西地域を除く地域——男子五磅三志六片、女子二磅八志二片。(e) 聯邦基準賃銀適用、家族単位規定なし。

四 一九二〇年王立基準賃銀委員會

第二項(1)に述べた聯邦基準賃銀はその土地に適用される相対的小賣物價指數に基いて濠洲の他部分に於ても效力を有してゐたが、夫婦及び十四歳未満の三兒より成る家族の通常家計支出全額を含む合理的な生活標準に従つ

て、各州に於ける實際の必需額はどれ程であるかを確めるために、唯一の包括的な調査が聯邦當局により特別に行はれた。この調査は王立委員會によつて行はれ、一九二〇年報告は各首府に對し次の額を勧告した。

九二二

シドニー	五 志
メルボルン	一七 片
ブリスベーン	一六 六
アデレード	一六 二
パーース	一六 一
ホバート	一六 一
六首府（評量平均）	一五 八

同委員會の勧告は當時の賃銀率に對し著しい値上になり、かゝる賃銀率に對する産業の支拂能力に就て重大なる疑義が表明された爲、實現に至らなかつた。

當時（一九二〇年九月四半期）メルボルンに對する「ハイグエスター」等價額は週四磅一三志であつたが、僅々三磅一八志から四磅二志が年指數を基準として支拂はれてゐた。

第四節 濠洲に於ける子女手當

一 概 説

十四歳未満の要扶養子女手當により賃銀を補足する原則は近年濠洲に於ては極めて顯著で、既に行はれてゐる所もある。この制度は遠く一七九五年より英國及び歐洲大陸に於て各種形式により實施されてをり、最初の例は一七九五年英國に見られる。

各國に行はれてゐるこの制度の完全な調査は *Lennox Keith's Disinherited Family: A Plan for the Employment of the Family and The Case for Family Allowances*

に記載。

二 ニューサウスウェールズ

本制度を設けんとする濠洲最初の試みは一九一九年ニューサウスウェールズに行はれ、同年に夫婦だけの單一基準賃銀及び子女一名に付週五志の手當を制定する法案が州議會に提出された。後者の率は、順應率により引下げられ、収入が基準賃銀を超過すること週三磅に及ぶと自動的に消滅することとなつてゐた。同案は否決されたが、この問題は一九二六—二七年の議會に再び提案され後に修正されたが、それにより子女手當の支拂が制定された。最初の法律は一九二七年四月十一日に成立し、その諸法案は次の事項を決定した。(a) 夫婦基準賃銀の公示。及び(b) 扶養子女一名毎に手當週五志の支拂、但し労働者及び家族の總所得が、基準賃銀に十四歳未満の子女一名に付週五志の手當を加算した額を超えない場合に支拂はれる。

一九二七年家族手當法。一九二七年財政（家族手當法）法。一九二七年産業調停（生活賃銀公示）法其他。*後に成年男子週四磅五志、成年女子週二磅六志と公示された。農村労働者賃銀率は別個に後述の週四磅四志と公示された。

かくて扶養子女三名を有し週賃銀五磅を得る労働者は手當を受ける資格を與へられないが、四名の場合には手當を受けられる。ニューサウスウェールズでは一九二七年七月二十三日から實施された。夫婦及び一兒の基準賃銀は一九二九年十二月二十日に決定され、一九二九年十二月二十三日に成立した修正法は各家族の子女一名を手當から除外した。最初の子女手當支拂基金は雇主の賃銀支拂額に對する課税から得られた。雇主から徴収する課税の率は一九三〇年は一％に規定されてゐた。一九三二年七月一日からは課税率は二％に、一九三三年一月一日からは週三磅を超える全賃銀一磅に付き五片の割に定められた。一九三四年一月一日から徴収は廢止され、手當の財源は他の社會事業にも使用される特別収入賃銀税に求められ、手當の財源は他の社會事業にも使用される特別収入賃銀税に求められることになつた。

三 聯邦公共事業部

濠洲に於ける最初の子女手當制度は聯邦公共事業部に於て採用された。王立基準賃銀委員會の勧告に従ひ、聯邦政府は一定の場合、週四磅の基準賃銀及び十四歳未満の扶養子女一名に付週五志の割合による子女手當を、手當加算俸給年四〇〇磅の範囲内で官吏に對して支拂ふことを決定し、一九二〇年十一月一日より實施した。一九二三年公共事業調停官の決定の結果、この手當は俸給の恒久部分と確認され、その支拂に要する基金は全成年官吏の基準賃銀から平均支拂額を控除して得た。それ故、實際には官吏自身が手當を支拂ふ基金を提供してゐるのである。控除額は初めは年一一磅であつたが現在は一一二磅である。現在手當の支拂は、手當を含めて年五〇〇磅以下の官吏にのみ制限されてゐる。この方式による支拂法の採用及び算定法の詳細は既刊本年鑑に發表されてゐる。本局發行「労働年報」参照。

* 委員會議長 (Mr. A. B. Piddington, K. C.) は追加報告中、勸奨した賃銀（五磅一六志）は基準賃銀四磅及び扶養子女一名に付週一二志の手當に分割され、手當支拂基金は使用人一名に付週一〇志九片を雇主に課税して得る旨提言した。

四 聯 邦 案

聯邦政府は一九二七年六月國家的見地より本問題を考慮する爲メルボルンに數州の首相會議を召集した。聯邦首相は十四歳未満の濠洲在住扶養子女に對し週五志の手當額を支給する經費の種々なる見積額を提出した。討議の結果、問題を聯邦政府設立の王立委員會に附託することに決定した。同委員會は一九二八年十二月二十五日に報告を提出したが、その判定に一致を見ず、委員の意見及び勧告は二つの別個の報告とされ、憲法上の點、現存組織、産業立法、基準賃銀、生活水準、賃銀調整、労働條件及び同種の問題が徹底的に取扱はれた。

一九二九年五月キャンベラに開催された聯邦、州大臣會議で聯邦首相は聯邦政府は少數派報告の推薦する如き、全部課税により附ふ案を採用する用意なき旨を述べ、聯邦政府は子女手當は基準賃銀の統制より切離し得ぬものとす。委員會多數派の報告に賛同した。然るにその權限を聯邦は所有

D 雇 傭

第一節 勞 働 争 議

- 一 概説
- 二 一九三九年操業停止に至れる産業別労働争議
- 三 一九三九年主要争議
- 四 一九三五—三九年争議一覽
- 五 一九三九年主要争議
- 六 一九三九年労働争議期間
- 七 労働争議の原因
- 八 労働争議の結果
- 九 解決方法

一 概 説

操業停止に至つた労働争議に関する事項の集計及び作表の方法に関する報告は既刊本年鑑及び本局編年刊「労働年報」に掲載。
 年次作表事項にはその年度に開始又は繼續中の争議全部が含まれる。「争議件数」、「関係工場数」及び「参加労働者数」は、それ故前年度に發生せる争議及び前年末未解決なりし争議に關しては二重に計算されてゐるが争議件数を脚註に示し、表より算定する場合適當な酌量をなし得るやうにした。

二 一九三九年操業停止に至れる産業別労働争議

次表は一九三九年に開始又は繼續中の労働争議の詳細を示す。

部門	産 業 別	件 数	工 場 数	参加労働者数		喪失労働日数	喪失賃銀推定額(円)
				直 接	間 接		
2	ニューヤウスウ エールズ 機械、金屬其他	5	11	650	4,849	5,556	5,380

産業別労働争議 (一九三九)

計	14 8 5					計	14 8 6 4 3					計	14 11 9 8 7 6 4 3						
	クインスタンド	書籍、印刷其他	炭	(a) 炭	雜		被服、織物其他	飲食料其他	其他製造業	(a) 炭	(b) 其他礦業、採石業		鐵道、軌道	海運、港灣労働其他	被服、織物其他	其他製造業	建築	其他礦業、採石業	鐵道、軌道
5	1	2	2	2	10	5	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	2	2	2	10	5	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	2	2	2	10	5	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	2	2	2	10	5	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	2	2	2	10	5	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	2	2	2	10	5	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1
11	1	2	2	2	10	5	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1
12	1	2	2	2	10	5	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1
13	1	2	2	2	10	5	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1
14	1	2	2	2	10	5	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1

せず又州は放棄する用意がない。それ故政府は子女手當支給制を設定する提案を何ら行はなかつた。産業に對する負擔を増加する企圖は如何なるものでもかゝる特殊の時期に於ては賢明でないことは一般に瞭解されてゐた。従つて子女手當支給案は州政府の適宜の處置に委された。
 多数派及び少数派報告の判定及び勸告は「労働年報」第一九號に掲載。
 一九四一年初頭、聯邦政府は全瀋洲に子女手當を實施すべき意向を表明した。關係法案は三月二十七日に議會に提出せられ、一九四一年四月三日一切の手續を完了した。一九四一年七月一日より實施される本案の主要特徴は次の通り。
 (1) 一家族一名を超える十六歳未満の凡ての子女に週五志の割合で支拂ふこと。但し手當請求者並に手當を受ける子女は請求時日以前瀋洲内に十二ヶ月以上居住せることを要する。
 (2) 手當は子女の母又は法定人に支拂はれる。
 (3) 本案の財源は一部一般會計乃至二番目以下の子女に對する控除の廢止により賄はれるが、主として週二〇磅を超過する一切の給料に對する二・五%の課税より得る。
 (4) 本法の一般業務は社會事業省の次官の監督下にあり、廢疾養老年金法の機構を用ひてその運用を行ふ。
 本案の初年度の經費は一、三〇〇萬磅、適用子女は約一〇〇萬人と推定される。本案の適用から除外される「第一」兒は約八三萬、十六歳未満の全子女の四五%と推定される。調査の結果既婚男子の六〇%は子女僅かに一名なることが判明した。

年 度	争 議 件 数	製 業 (1-6)		建 業 (7)		炭 業 (8)		陸 海 運 輸 (9-11)		(12)		全 部 門
		製 業 (1-6)	製 業 (1-6)	建 業 (7)	建 業 (7)	炭 業 (8)	炭 業 (8)	陸 海 運 輸 (9-11)	陸 海 運 輸 (9-11)	(12)	(12)	
一九三五	三	三	三	二	二	九	九	三	三	五	五	一八三
一九三六	五	五	五	四	四	一七	一七	三	三	五	五	二五

州	件 数	工 場 数	参 加 勞 働 者 数
ニューサウスウェールズ	一	一	一、六五五

三 一九三五—三九年濠洲労働争議

次表は一九三五—三九年各年間に發生又は繼續中の争議件数、参加労働

年 度	争 議 件 数	製 業 (1-6)		建 業 (7)		炭 業 (8)		陸 海 運 輸 (9-11)		(12)		全 部 門
		製 業 (1-6)	製 業 (1-6)	建 業 (7)	建 業 (7)	炭 業 (8)	炭 業 (8)	陸 海 運 輸 (9-11)	陸 海 運 輸 (9-11)	(12)	(12)	
一九三五	三	三	三	二	二	九	九	三	三	五	五	一八三
一九三六	五	五	五	四	四	一七	一七	三	三	五	五	二五

* 次の争議は一九三八年に開始せられ、同年中に解決を見ず、従つて「件数」「工場数」の點に於て一九三九年の数字と重複してゐる。

者数、争議により生じた喪失労働日数及び喪失賃銀を産業別に示す。
 炭礦業(第八部門(8))を除けば産業別争議頻度数は十分に比較を行ひ得る。一九一三年に礦業關係争議の比率は總数の五〇%を示し、其後も引續き高率を占め、一九一七年及び一九一八年の四五%から一九三九年の八七%に及ぶ。最近五年間炭礦労働者の關係せる争議による喪失労働日数は一、九一四、三二二日で、同期間喪失労働日数總計の五七%を示す。

州又は領	年 度	件 数	工 場 数	参 加 者			喪失労働日数	喪失賃銀推定額 (磅)
				直 接	間 接	計		
カインスタン	一九三五	一	九	二,七九七	一	二,七九七	八七,五九九	八七,五九九
	一九三六	一	二	一,〇五五	一	一,〇五五	一五,六八〇	一五,六八〇
	一九三七	一	三	一,〇五五	一	一,〇五五	一五,六八〇	一五,六八〇
	一九三五	一	三	一,〇五五	一	一,〇五五	一五,六八〇	一五,六八〇
	一九三五	一	三	一,〇五五	一	一,〇五五	一五,六八〇	一五,六八〇
ピタトリヤ	一九三五	一	九	一,九六九	一	一,九六九	二七,七五五	二七,七五五
	一九三六	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五
	一九三七	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五
	一九三八	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五
	一九三九	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五
ユネーサウスウ エールズ	一九三五	一	九	一,九六九	一	一,九六九	二七,七五五	二七,七五五
	一九三六	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五
	一九三七	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五
	一九三八	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五
	一九三九	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五

州又は領	年 度	件 数	工 場 数	参 加 者			喪失労働日数	喪失賃銀推定額 (磅)
				直 接	間 接	計		
一九三五—三九	一九三五	一	九	二,七九七	一	二,七九七	八七,五九九	八七,五九九
	一九三六	一	二	一,〇五五	一	一,〇五五	一五,六八〇	一五,六八〇
	一九三七	一	三	一,〇五五	一	一,〇五五	一五,六八〇	一五,六八〇

四 一九三五—三九年争議一覽 (操業停止に至れる)
 次表は参加労働者数、喪失労働日数、喪失賃銀推定額と共に一九三五—三九年間の各州労働争議数の詳細を示す。

勞 働 争 議 一 覽

州又は領	年 度	件 数	工 場 数	参 加 者			喪失労働日数	喪失賃銀推定額 (磅)
				直 接	間 接	計		
カインスタン	一九三五	一	九	二,七九七	一	二,七九七	八七,五九九	八七,五九九
	一九三六	一	二	一,〇五五	一	一,〇五五	一五,六八〇	一五,六八〇
	一九三七	一	三	一,〇五五	一	一,〇五五	一五,六八〇	一五,六八〇
	一九三五	一	三	一,〇五五	一	一,〇五五	一五,六八〇	一五,六八〇
	一九三五	一	三	一,〇五五	一	一,〇五五	一五,六八〇	一五,六八〇
ピタトリヤ	一九三五	一	九	一,九六九	一	一,九六九	二七,七五五	二七,七五五
	一九三六	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五
	一九三七	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五
	一九三八	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五
	一九三九	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五
ユネーサウスウ エールズ	一九三五	一	九	一,九六九	一	一,九六九	二七,七五五	二七,七五五
	一九三六	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五
	一九三七	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五
	一九三八	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五
	一九三九	一	二	七〇七	一	七〇七	一〇,七五五	一〇,七五五

	南 洋 洲					西 洋 洲					タスマニア					北 部 領				
	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
件数	二	二	六	一	二	七	三	四	三	七	一	四	四	四	一	一	一	一	一	一
労働者数	101	101	101	101	101	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
賃金総額	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
平均賃金	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

一九三五—三九年間及び其以前の争議の詳細は本局発行「労働年報」に掲載。

五 一九三九年主要争議

(一) 概 説 前表は一九三九年度の産別全争議件数及びその影響を示す。一九三九年の参加労働者数は若干の主要産別に於て増加してゐるが、喪失労働日数、喪失賃銀額は著しく減少した。争議件数の八七%以上は主としてニューサウスウェールズの炭産業に關するもので、同州の炭産業の喪失賃銀は三一八、五七七磅と推定され、全産別喪失賃銀合計四五五、七一六磅の七〇%である。一九三九年の喪失労働日数及び喪失賃銀の主要部分を占める争議の大略を以下に示す。

(二) 二州以上に互る争議 場合により廣範圍に擴大することもあるが一州以上に擴大する争議の数は比較的に少い。かゝる争議は最初から一州以上を地盤として發生することは稀であつて、労働組合組織の相互關係から、二州以上に發展するのである。一九三九年中にはかゝる性質の争議は發生しなかつた。

(三) ニューサウスウェールズ 賞與率の引下が提案されたのに起因し

産 別	南 洋 洲					西 洋 洲					タスマニア					北 部 領				
	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
件数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
労働者数	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
賃金総額	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
平均賃金	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

て、一九三九年四月、ドラモインのダンロップ・ベルドリオ・ゴム株式會社の工場にゴム労働者約四〇〇名の参加した争議が勃發した。直接交渉による解決の努力が無効に歸し、従業者は組合の就業命令を拒否した。組合の登録取消並に聯邦仲裁調停裁判所の裁定の中止若くは取消を要求する雇主側の聯邦裁判所への申請はドレック・ブロックマン判事の招集せる強制調停會議の終了迄延期された。同會議は争議の解決に成功したので、約六週間の操業停止の後、作業は開始せられ、登録取消の申請は繰越されることになつた。

参加人員約三〇〇名を算した一九三九年四月のメルリントン炭産操業停止の原因は石炭積載機に人員を配備する際、會社側が「占參」の原則に従はなかつたことにあつたと報告されてゐる。争議は約十週間繼續、經營者側と従業者代表との直接交渉によつて漸く解決した。

仕事に不當であるとの理由による一従業者の解雇に起因して一九三九年五月、ベルバードのペルトン炭産に於て炭礦夫の罷業が發生した。圓滿解決に達するために數回交渉が行はれたが、盡く不成功に終り、約三ヶ月に亘つて操業が中止された。經營者側が問題の従業者に適當な仕事を與へるとの條件で漸く解決、作業に復した。

一九三九年五月シドニーに勃發した機械金屬工場十社の罷業の原因は、賃銀値上、労働條件の改善に對する機關夫及び火夫の要求であつた。労資の接衝は解決に達し得ずして、聯邦仲裁調停裁判所のオマラ判事により強制調停會議が命ぜられた。同會議に於て、従業者の苦情は裁判所に開陳されるべきであるとの件を認められた解決條件に勞資双方が同意した。同會議に直接参加した約一二〇名の機關夫の他に、約一、五〇〇名の従業者が九日間に亘つて操業を中止した。

一九三九年六月、中央發電所の機關夫及び火夫四〇名の争議に際してブロクン・ヒル鎮業従業者三千名以上が操業を停止した。争議の原因は一組合員に對する支配人の待遇が不當であるといふことであつた。約二週間の操業停止の後、經營者側と組合代表との間に交渉が成立、經營者側は當該従業者に六ヶ月間の試験期間を與へることを承認した。

「國民登録」への抗議として、一九三九年七月ニューサウスウェールズの炭礦従業者が一日間の罷業を行つた。雇主側と紛争があつたわけではなかつたから、何等の交渉もなく翌日就業した。

一従業者を左遷せしめんとする委員の行動に反對して、一九三九年十一月ホームブッシュ屠殺場の中央食肉業委員會従業者の争議が勃發した。半雇取消並に裁定の優先條項削除を申請した。カンタリー判事司會の會議は争議解決の基礎を發見し得ず、同委員會は即時就業するにあらざれば組合の登録取消及び優先條項の廢止を行ふべしと決定した。この決定に對する抗議として、殘餘の従業者(約一、三〇〇名)が罷業に入つた。労働産業大臣(ゴードン)は會議を招集し、その結果、解決條件に對し當事者双方が

労働争議繼續期間 (一九三九)

繼續期間	件数	参加労働者数		喪失労働日数	喪失賃銀推定額(磅)
		直接	間接		
一日及び一日未満	110	6,154	1,121	9,755	10,750
一日以上二日未満	6	1,636	85	2,720	3,520
計	116	7,790	1,206	12,475	14,270

同意した。その解決條件は、就業した場合に雇主は組合の再登録及び優先條項の復活に反對せざること、些細な争議は作業再開後當事者の會議に於て論議せらるべきことであつた。従業者は二週間以上に亘る罷業の後、就業した。

(四) ビクトリア 一九三九年七月に於けるウオンタギの州炭礦争議の原因は、舊裁定で認められた食事時間三十分を含む一日八時間労働の代りに食事時間を八時間労働から除外することを規定した暫定裁定の規定に對する反對であつた。約三週間の罷業の後、従業者側は、聯邦仲裁調停法に基き招集せられた強制調停會議の解決條件を受諾の上決定した。

同解決條件は新裁定により地上勤務者は八時間半交代で勤務すべきこと、但し裁判所が八時間勤務を決定せる場合は作業再開の日より調停裁判所の命令の日附日まで三十分の時間外労働に對し普通の率で支拂を受くべきことを規定した。

(五) 西澳洲 一九三九年七月フリマントルのビスケット製造業の従業者が労働時間短縮及び賃銀値上を承認する協定を得られなかつた結果、罷業が行はれた。この争議は参加人員約三〇〇名、約六週間に亘つて続けられたが、州調停裁判所長の調停に依つて漸く解決した。同解決條件の中最も重要な點は雇主側が従業者を長年束縛してゐた長期間に亘る協定を撤回し、新裁定の審議に同意したことであつた。

六 一九三九年労働争議繼續期間

次表は繼續期間に一定の限度を附して分類した一九三九年度労働争議の詳細を示す。

計	二日以上三日未満		三日以上一週(六日)未満		一週以上二週未満		二週以上四週未満		四週以上八週未満		八週及び以上	
	件数	労働者数	件数	労働者数	件数	労働者数	件数	労働者数	件数	労働者数	件数	労働者数
116	116	11,475	116	11,475	6	7,790	10	10,100	6	6,867	4	5,949
116	116	12,475	116	12,475	6	7,790	10	10,100	6	6,867	4	5,949

七 労働争議の原因 (一九三三—一九三九)

次表は一九一三年及び一九三三—一九三九年に勃發した争議の主要原因を示す。

労働争議原因

争議原因	件数							
	一九一三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九	計
一 賃銀	3	10	9	16	1	10	11	60
(a) 増額	3	10	9	16	1	10	11	60
(b) 減額	0	0	0	0	0	0	0	0
(c) 其他	0	0	0	0	0	0	0	0
二 労働時間	1	1	1	1	1	1	1	7
(a) 短縮	1	1	1	1	1	1	1	7
(b) 其他	0	0	0	0	0	0	0	0
三 労働組合	7	6	1	1	1	1	1	18
(a) 非組合員雇員反對	7	6	1	1	1	1	1	18
(b) 其他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	18	12	19	5	12	14	105

計	参加労働者数						
	一賃銀	二労働時間	三労働組合	四特殊の階級、人物の雇傭	五労働条件	六同他	七其他
計	八、六三三	七、二一〇	一、八〇九	二、一八〇	二、〇一三	七、六七六	九、六七六
(a) 増額	五、三三三	三、八七二	一、〇〇九	一、二九〇	一、〇〇九	一、一五二	一、一五二
(b) 減額	一、四八八	一、三三八	八〇〇	九一〇	一、〇〇四	一、五二四	一、五二四
(c) 其他	一、八一二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二労働時間	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三労働組合	五、三三三	三、八七二	一、〇〇九	一、二九〇	一、〇〇九	一、一五二	一、一五二
(a) 非組合員雇傭反対	一、四八八	一、三三八	八〇〇	九一〇	一、〇〇四	一、五二四	一、五二四
(b) 其他	一、四八八	一、三三八	八〇〇	九一〇	一、〇〇四	一、五二四	一、五二四
四特殊の階級、人物の雇傭	一、一五二	一、一五二	一、一五二	一、一五二	一、一五二	一、一五二	一、一五二
五労働条件	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
六同他	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
七其他	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	五〇、八六六	四七、七三三	六、〇五七	六、〇五七	六、〇五七	六、〇五七	六、〇五七

喪失労働日数

労働争議の主因は「賃銀」問題、「労働条件」、「特殊の階級、人物の雇傭」である。一九二二年を除き一九二一—二五年各年に、賃銀関係争議数が他の原因によるものより多く一九二二年二六%の最低率と一九二六年四五%の最高率の間を上下した。一九二五年以来「賃銀」関係争議数は各年総数の平均二四%を占める。「特殊の階級、人物の雇傭」の項に分類される労働争議の大多数は同僚労働者の意見によれば不当の待遇を受け又は犠牲になつた従業者の解雇に抗議する爲の罷業である。此種の争議は多く炭礦業に發生し、一九二五年以降労働争議の主因をなし、この期間に於ける毎

計	年間の争議件数の平均三一%を占めてゐる。「労働組合」問題関係争議数は調査年間の争議總数に略々均等な比率を占めてゐるが、「労働時間」に関する罷業は一九二六年及び一九二七年に増加したが、近年は比較的重要ならざるものとなつてゐる。						
	一賃銀	二労働時間	三労働組合	四特殊の階級、人物の雇傭	五労働条件	六同他	七其他
計	一〇〇、〇〇〇	九、一八八	二、七七一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(a) 増額	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(b) 減額	九、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(c) 其他	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二労働時間	二、七七一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(a) 短縮	二、七七一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(b) 其他	二、七七一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三労働組合	九、一八八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(a) 非組合員雇傭反対	九、一八八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(b) 其他	九、一八八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四特殊の階級、人物の雇傭	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五労働条件	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
六同他	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
七其他	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	六三、五五六	五七、〇六六	四、五二二	四、五二二	四、五二二	四、五二二	四、五二二

最近六年間各年労働争議の結果は次表に示す。

八 労働争議の結果

労働争議の結果

年 度	件 数		参加労働者数		喪失労働日数	
	要求貫徹	要求不貫	要求貫徹	要求不貫	要求貫徹	要求不貫
一九三九	五	三〇	三、五七	二七、四七五	一、〇〇一、五三	四、五九九
一九三八	九	三〇	二、九九九	一七、一〇〇	三、五九九	一、〇〇一、五三
一九三七	六	四	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三
一九三六	四	二	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三
一九三五	七	九	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三
一九三四	七	九	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三
一九三三	三	二	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三
計	三三	七〇	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三

九 解決方法

次表は解決方法の分類を示す。

労働争議解決方法

解 決 方 法	件 数		参加労働者数		喪失労働日数	
	要求貫徹	要求不貫	要求貫徹	要求不貫	要求貫徹	要求不貫
一九三九	五	三〇	三、五七	二七、四七五	一、〇〇一、五三	四、五九九
一九三八	九	三〇	二、九九九	一七、一〇〇	三、五九九	一、〇〇一、五三
一九三七	六	四	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三
一九三六	四	二	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三
一九三五	七	九	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三
一九三四	七	九	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三
一九三三	三	二	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三
計	三三	七〇	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三

協 議
 雇主、従業員又は其代表者間直接
 聯邦、州産業法に依らざる特定第三者
 の調停又は助力
 州産業法による
 調停、助力又は強制調停會議
 委員會又は裁判所附託
 聯邦仲裁調停法により
 調停、助力、強制調停會議

協 議	参加労働者数		喪失労働日数	
	要求貫徹	要求不貫	要求貫徹	要求不貫
一九三九	三、五七	二七、四七五	一、〇〇一、五三	四、五九九
一九三八	二、九九九	一七、一〇〇	三、五九九	一、〇〇一、五三
一九三七	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三
一九三六	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三
一九三五	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三
一九三四	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三
一九三三	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三
計	一、五九九	一、〇〇〇	一、五九九	一、〇〇一、五三

協 議
 雇主、従業員又は其代表者間直接
 聯邦、州産業法に依らざる特定第三者
 の調停又は助力
 州産業法による
 調停、助力、強制調停會議
 委員會又は裁判所附託
 聯邦仲裁調停法により
 調停、助力、強制調停會議

計	一 九三三		一 九三六		一 九三九		一 九四〇	
	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率
關與、助力、又は強制調停會議	一七、八七	一、八〇	一七、七三	一、七〇	一八、七九	一、九六	一八、七九	一、九六
委員會議又は裁判所附託	三三、七九	三、四七	三三、七九	三、四七	三三、七九	三、四七	三三、七九	三、四七
聯邦仲裁調停法により	二、一五	〇、二二	二、一五	〇、二二	二、一五	〇、二二	二、一五	〇、二二
關與、助力、強制調停會議	一四、二九	一、四八	一四、二九	一、四八	一四、二九	一、四八	一四、二九	一、四八
罷業者又は工場閉鎖労働者の補充	一〇、〇〇	一、〇〇	一〇、〇〇	一、〇〇	一〇、〇〇	一、〇〇	一〇、〇〇	一、〇〇
其他	五、五〇	〇、五七	五、五〇	〇、五七	五、五〇	〇、五七	五、五〇	〇、五七
計	六三、五八	六、六六	六三、五八	六、六六	六三、五八	六、六六	六三、五八	六、六六

争議の大多数は雇主及従業者間の直接交渉により解決され、その比率は一九一三年以来一九二五年の四三%と一九三〇年の七五%の間を上下してゐる。一九三九年解決の四一六争議中二七七件、即ち六七%が此により解決された。州又は聯邦調停法により強制會議又は官吏の關與、助力により解決された争議の比率は同期間に著しく變動し、一九一五年の三%から一九一三年の二二%に互つてゐる。一九三九年の比率は三%であつた。「其他」の方法による解決と分類される比較的多数の争議に關聯して多くの罷業者が毎年主として炭礦に見られたが、その原因は雇主又は其代表者には公式には知られてゐない。かゝる罷業者は通常一日間繼續し、紛議解決の爲何らの協議を行ふことなく作業は再開される。

第二節 就業の變動

- 一 概説 二 失業 三 季節的失業状態 四 就業状態の直接的測定 五 失業救済に対する特別立法

一 概説

以下の表は労働組合書記の提供した報告に基く、定期的報告をなす組合

の組合員数は四七萬人を超え、その構成人員は大部分男子で、全労働組合員の五四%に當り、凡ての給料賃取者得者の二〇—二五%を占めてゐる。所屬組合員が永続就業である鐵道及び軌道従業者及び官吏の組合、又は臨時に雇傭される労働者の組合（港灣労働者其他）からは失業の報告は集められない。組合で失業扶助料を支拂ふものは極めて少いが、組織の比較的大規模な組合の大多数は常置的書記及び組織者を置いて組合員及び組合の屬する産業と緊密な關係を保つてゐる。組合は多く失業登録を行ひ、失業労働者の組合費減額に對して規定を設けてゐる。失業の季節的變動は一九一三年一月一日以降毎季の報告から得られる。この四半期毎の数字は各期の一定週間に於て三日以上失業せる者を示し罷業者及び工場閉鎖による失業を除外してゐるが、前記罷業者及び工場閉鎖の間の影響により失業状態にある者を含む。一年の数字は四期の平均を示す。

労働組合の報告による失業率の價値は組合書記の報告する組合員中の失業趨勢を示すといふ點にある。

二 失業

(一) 濠洲概要 一九三五—三九年次頁表は最近五年間及び一九三六—

三九年の毎四半期の全國概要及び一九四〇年に於ける失業率を示す。
失業 (濠洲)

期 間	組合数	組合員数	失 業	
			人 員	比 率
一 九三五	五九六	四四、九八八	七、八三三	一六、五
一 九三六	五九三	四四、三二二	五、九三二	一三、二
一 九三七	五八七	四四、五八八	四、八三三	一〇、八
一 九三八	五九〇	四四、三三三	四、〇二六	八、七
一 九三九	五九六	四四、九一八	四、六六七	一〇、三
一 九四〇	五九三	四四、三二二	五、九三二	一三、二
三月四半期	五九三	四四、三二二	五、九三二	一三、二
六月々	五九三	四四、三二二	五、九三二	一三、二
九月々	五九三	四四、三二二	五、九三二	一三、二
十二月々	五九三	四四、三二二	五、九三二	一三、二
一 九三七	五八八	四四、〇〇〇	四、〇〇〇	九、一
三月々	五八八	四四、〇〇〇	四、〇〇〇	九、一
六月々	五八八	四四、〇〇〇	四、〇〇〇	九、一
九月々	五八八	四四、〇〇〇	四、〇〇〇	九、一
十二月々	五八八	四四、〇〇〇	四、〇〇〇	九、一
一 九三八	五八七	四三、七〇〇	三、七〇〇	八、四
三月々	五八七	四三、七〇〇	三、七〇〇	八、四
六月々	五八七	四三、七〇〇	三、七〇〇	八、四
九月々	五八七	四三、七〇〇	三、七〇〇	八、四
十二月々	五八七	四三、七〇〇	三、七〇〇	八、四
一 九三九	五八六	四三、三三三	三、三三三	七、八
三月々	五八六	四三、三三三	三、三三三	七、八
六月々	五八六	四三、三三三	三、三三三	七、八
九月々	五八六	四三、三三三	三、三三三	七、八
十二月々	五八六	四三、三三三	三、三三三	七、八
一 九三九	五八五	四三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、〇
三月々	五八五	四三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、〇
六月々	五八五	四三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、〇
九月々	五八五	四三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、〇
十二月々	五八五	四三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、〇

註—一九一二年以降各四半期の同種数字は「労働年報」参照。四半期の数字は各四半期特定一週間中三日又は三日以上失業せる者の数、年の数字は四半期平均を示す。右報告は罷業者又は工場閉鎖による失業者を含まず。但し間接的影響により失業状態にある者を含む。

最高失業率(三〇・〇%)は一九三二年六月終了四半期に記録された。(附録より收録)

期 間	失業率 (一九四〇年第四四半期、一九四一年第一四半期間)			
	ニュージーランド	オーストラリア	南 洋 洲	計
三月四半期	九・七	六・五	四・八	六・九
六月々	一五・九	六・六	八・五	六・九
九月々	九・八	五・九	八・五	五・〇
十二月々	八・五	四・五	四・七	四・六
一九四〇—	七・〇	三・二	四・七	四・六
三月四半期	七・〇	三・二	四・七	四・六

(一) 産業別 次表は産業別失業率を示す。就業の安定した鐵道業、例外的變動に左右される港灣労働、農業、牧畜業等は含まない。其他の職業

家事、ホテル従業者等は報告が完全なものではないから「其他及び雜」部門に含める。

産業別失業 (一九三九)

産業別	報告		失業	
	組合数	組合員数	人員	比率
製造業	26	1,875,571	2,556,616	15.9
1 木材、家具其他	6	86,268	67,878	7.7
2 機械、金属工業	6	4,155,553	7,732,616	17.7
3 其他	3	1,255,757	1,773,353	13.9
4 飲食料品、烟草	3	1,255,757	1,773,353	13.9
5 其他	3	1,255,757	1,773,353	13.9
6 書籍、印刷其他	3	1,255,757	1,773,353	13.9
7 其他製造業	3	1,255,757	1,773,353	13.9
8 建築、採石其他	3	1,255,757	1,773,353	13.9
9 運送(鐵道、軌道を除く)	3	1,255,757	1,773,353	13.9
10 其他及び雜	3	1,255,757	1,773,353	13.9
全 部	134	14,762,988	22,676,677	15.3

(三) 州 別 一九三九年度の各州失業率の比較をなすには、労働組合の報告記載の産業は各州に於て一律でないこと、或る州の報告は他州の報告に比して一層代表的な事例である等の事情を考慮に入れねばならない。従つて以下の表は各州に於ける組合員の失業率の比較として見るべきではなく、組合によつて報告された失業の動向の表示として見るべきである。

月	一九三八年	一九三九年	比率
十二月	10.1	7.5	6.6
十一月	9.6	7.3	6.6
十月	9.8	8.5	7.2
九月	10.0	9.7	6.6
八月	10.1	9.0	6.6
七月	10.6	10.8	6.1
六月	10.6	10.8	6.1
五月	10.6	10.8	6.1
四月	10.6	10.8	6.1
三月	10.6	10.8	6.1
二月	10.6	10.8	6.1
一月	10.6	10.8	6.1

三 季節的 就業

濠洲に於ける季節的失業に関する調査が一九二九年に行はれた。州統計官は季節的變動に左右される各州の産業及び職業に就き簡単な報告を提供するよう委嘱された。これら統計官の報告を他からの報告で補足し細目を作成して、本年第二巻及び「労働年報」第十九号に公表した。

四 就業状態の直接的測定

(一) 概 説 労働組合失業率を補足する為聯邦及び州統計官は過去数年間工場及び小賣商の就業状況の直接的月集計を行つてきた。工場の場合には年集計の結果を利用し得る満一ヶ月前に就業経過に就ての可なり確實な指数が得られる。小賣商の場合には、従来なかつた就業指数を示す。これら指数は「事業統計月報」並に年四回定期刊行物に發表される。

(二) 工場就業指数 この指数は一九三三年七月から毎月作られてゐる。

州別失業 (一九三九)

九三〇

州	報告		失業	
	組合数	組合員数	人員	比率
ニューサウスウェールズ	26	2,001,816	3,333,353	11.0
ビクトリア	6	1,556,268	2,150,353	10.5
クイーンズランド	6	6,122,971	8,869,353	14.5
南 洋 洲	6	3,433,353	4,673,353	13.6
西 洋 洲	6	3,433,353	4,673,353	13.6
タスマニア	6	1,000,000	1,400,000	14.0
全 洲	134	14,762,988	22,676,677	15.3

(四) 各州失業率 (一九三五—三九) 次表は一九三五—三九年度の各州失業率を示す。

期 間	失 業 率 (%)	
	ニューサウスウェールズ	ビクトリア
一九三五	10.6	8.7
一九三六	10.7	7.8
一九三七	10.9	7.3
一九三八	9.9	6.4
一九三九	11.0	5.9
三月	11.8	7.7
六月	11.4	7.6
九月	10.5	7.2

「工場」には従業者数四人以上、或は人力以外の動力を使用する全産業施設を含む。この指数は毎月の十五日に一番近い支拂日に賃銀給料簿記載の従業者を扱ひ、又獨立營業者にして労働に従事する者及び只商品の配達販賣にのみ従事する労働者を除き、支配人、監督、書記及び全労働者を含む。

一九四〇年六月迄の指数は年次工場調査の結果に基づき、月中現在工場全従業者就業状態は本局発行「生産時報」Production Bulletin に發表される。爾後の指数は選擇せる代表工場よりの報告に基き後に改訂されるが、これは「事業統計月報」及び本局発行の年四回就業公告により知ることが出来る。一九三九—四〇年に於ける「代表」工場数及び全工場従業者に対するその従業者数の比は表の下欄に示す。

工場就業状態の變化を一般求職者数の變化と比較する爲に、表中最後の三欄で濠洲就業指数を使用人口指数で除して示す。使用人口指数は一六歳より六四歳(を含む)迄の男女数を基準とする。これは國勢調査施行日現在各年齢男女数に生死及び移住統計を適用して得られる。總指数は一九三三年六月國勢調査に於ける業務別使用人口(賃銀及び俸給取得者失業率、徒勞及び手傳ひ)に於ける男女数で評量した各指数の平均をとつて得られる。これは男子に女子の約三倍の評量を與へてゐる。使用人口指数で除した全工場就業指数は一九二六—二七年から一九二八—二九年(基準年度)間に一〇〇と一〇五の間を上下した。不況のどん底であつた一九三一—三二年には指数は七一に下落、爾後毎年上昇して一九三八—三九年には一一・六に達した。一九三八—三九年に於ては工場の相對的失業率は不況前の年度に比し著しく高い。

工場就業の分布状態には變化があつた。工場の女子就業率は男子就業率より一年早く一九三一—三二年に増加し始め、一九二八—二九年及び一九三六—三七年間に工場就業率は、使用人口の増加を差引いて男子就業率より四%増加した。一九三七—三八年の数字はこの差違が同期間には二%に低下し、この割合は一九三八—三九年度も同様であつた。

(三) 小賣商就業指数 本指数は一九三三年七月より利用し得る。それ

は「代表的」小賣商に於ける就業状態に基き、商店数は表の下欄に記載してある。小賣商の年次就業調査は行はれない爲め、これらの小賣商に於ける就業状況の變動が、全分野に於ける變動に對する正確性の度合を知る方法がない。その結果、本指数は工場就業指数よりも遙かに信頼できない。濠洲指数は一九三三年六月の國勢調査當時「商業」に従事するものと報告された人員数により評量した州平均指数である。右調査の産業別項目「商業」は卸賣及び小賣兩業者を含み、後者別個の数は得られない。同國勢調査に於てこの部類の従業者として報告された濠洲人員数は男子二二二、〇〇〇人、女子八七、〇〇〇人、計二九九、〇〇〇人であつた。此部門の失業總数の比率は夫々男子一八・一%、女子一〇・六%、計一五・九%で、その外に多くの短時間労働者があつた。

國勢調査の「製造業」部門に於ける失業率は前記「商業」の一五・九%に比し二二・一%であつた。兩部門に於ける失業率の増加は、こゝに報告されてゐる失業者や短時間労働者を吸収したのみならず、通常就職を希望する使用人口の自然増加部分をも吸収して餘りあるものであつた。

(四) ニューサウスウェールズ、タインスランド及びタスマニヤ總就業

期間	工場就業指数 (基準 一九二八—一九二九年平均=100)		タインスランド		南 洋		計
	男	女	男	女	男	女	
一九二八—二九	100	100	100	100	100	100	100
一九二九—三〇	100	100	100	100	100	100	100
一九三〇—三一	100	100	100	100	100	100	100
一九三一—三二	100	100	100	100	100	100	100
一九三二—三三	100	100	100	100	100	100	100
一九三三—三四	100	100	100	100	100	100	100

工場就業指数 (基準 一九二八—一九二九年平均=100)

調査 ニューサウスウェールズ指数は同州政府統計官により發表され、詳細は同州年鑑にあり。本指数は全給料賃銀取得者に關するものであり、一九三三年六月國勢調査に於ける就業記録及び同日以後の賃銀稅受取高及び政府就業記録に基き、兵籍編入の影響と普通には賃銀労働者でない者を賃銀労働に従事するとしたことなどからこの種の就業失業指数は一九四〇年四月から中止された。一九三三年六月の國勢調査の数字と共に一九三四—四〇年間の六月十五日に於ける従業者概数を示す表はこゝに發表され、各月別集計は「事業統計月報」に發表される。

タインスランド産業局の發表するタインスランド指数は、國勢調査、失業保險拂込金、労働者補償記録、商店及び工場報告から作成される。兵籍編入者は従業者数から除外され、國防訓練の就業に及ぼす影響を考慮して訂正が行はれた。以下に示す三ヶ月毎の数字は季節的變動を訂正済である。

タスマニヤの就業率は本統計局によつて發表されるが、それは民間の雇主がその従業者に關し課稅せられる者とせられない者とを問はず、報告する賃銀稅報告並に聯邦、州及び地方自治體の就業報告から作成される。

期間	ニューサウスウェールズ		ビクトリア		タインスランド		南 洋		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
一九三四—三五	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一九三五—三六	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一九三六—三七	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一九三七—三八	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一九三八—三九	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一九三九—四〇	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一九三九	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一九四〇	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一月	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二月	100	100	100	100	100	100	100	100	100
三月	100	100	100	100	100	100	100	100	100
四月	100	100	100	100	100	100	100	100	100
五月	100	100	100	100	100	100	100	100	100
六月	100	100	100	100	100	100	100	100	100
七月	100	100	100	100	100	100	100	100	100
八月	100	100	100	100	100	100	100	100	100
九月	100	100	100	100	100	100	100	100	100
十月	100	100	100	100	100	100	100	100	100
十一月	100	100	100	100	100	100	100	100	100
十二月	100	100	100	100	100	100	100	100	100

期 間	西 洲			オーストラリア			南 洲			使用人口指数にて除せる南洲		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
従業者数(千)(a)	160.0	108.8	268.8	77.9	71.8	149.7	25.9	26.1	52.0	1	1	1
一九二八—二九	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一九二九—三〇	106	108	117	101	95	108	98	97	100	100	100	100
一九三〇—三一	106	108	117	98	92	105	102	100	101	99	99	99
一九三一—三二	106	108	117	97	91	104	101	99	100	100	100	100
一九三二—三三	106	108	117	96	90	103	100	98	99	99	99	99
一九三三—三四	106	108	117	95	89	102	99	97	98	98	98	98
一九三四—三五	106	108	117	94	88	101	98	96	97	97	97	97
一九三五—三六	106	108	117	93	87	100	97	95	96	96	96	96
一九三六—三七	106	108	117	92	86	99	96	94	95	95	95	95
一九三七—三八	106	108	117	91	85	98	95	93	94	94	94	94
一九三八—三九	106	108	117	90	84	97	94	92	93	93	93	93
一九三九—四〇	106	108	117	89	83	96	93	91	92	92	92	92
一九三九	106	108	117	88	82	95	92	90	91	91	91	91

代表工場数 (b) 六月 152 151 153
代表工場従業員数 (d) 1,971 1,901 1,976

代表工場数	従業員数	従業者数	従業者指数	従業者指数	従業者指数
一九三九—四〇年					
一九四〇年	1940	110	111	110	111
一月	107	111	110	111	111
二月	107	111	110	111	111
三月	107	111	110	111	111
四月	107	111	110	111	111
五月	107	111	110	111	111
六月	107	111	110	111	111
七月	107	111	110	111	111
八月	107	111	110	111	111
九月	107	111	110	111	111
十月	107	111	110	111	111
十一月	107	111	110	111	111
十二月	107	111	110	111	111
一九三九年	1939	107	110	109	108
一月	107	110	109	108	108
二月	107	110	109	108	108
三月	107	110	109	108	108
四月	107	110	109	108	108
五月	107	110	109	108	108
六月	107	110	109	108	108
七月	107	110	109	108	108
八月	107	110	109	108	108
九月	107	110	109	108	108
十月	107	110	109	108	108
十一月	107	110	109	108	108
十二月	107	110	109	108	108

(a) 自ら労働に従事する経営者及び商品の配運販賣のみに従事する者を除き、基準年度一九二八—一九二九年の従業者数 (b) 附後の指数は「事業統計月報」及び本局發行季刊就業公告参照 (c) 訂正中に付不明 (d) 「事業統計月報」に發表された一九四〇年七月以降の指数は代表工場の報告に基いて訂正される。代表工場の質が異なるため、この比率はたゞ推定の相對的正確さに就ての大體の概念を與へるだけのものである。

小賣商就業指數 (基準 一九三三年七月一〇〇)

月	ニューサウスウェールズ	ビクトリア	クイーンズランド	南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	洋 洲	使用人口指数 で除した洋洲
一九三三年七月	100	100	100	100	100	100	100.0	100.0
一九三三年三月	100	100	101	101	101	102	100.7	103.2
一九三三年四月	111	111	108	108	108	107	111.6	109.8
一九三三年五月	118	118	104	104	104	103	116.4	106.2
一九三三年六月	120	120	102	102	102	101	119.4	103.1
一九三三年七月	120	120	101	101	101	100	119.4	103.1
一九三三年八月	118	118	100	100	100	99	118.7	103.3
一九三三年九月	116	116	99	99	99	98	117.7	103.5
一九三三年十月	115	115	98	98	98	97	117.0	103.5
一九三三年十一月	114	114	97	97	97	96	116.3	103.5
一九三三年十二月	113	113	96	96	96	95	115.6	103.5
一九三九年一月	112	112	95	95	95	94	114.9	103.5
一九三九年二月	111	111	94	94	94	93	114.2	103.5
一九三九年三月	110	110	93	93	93	92	113.5	103.5
一九三九年四月	109	109	92	92	92	91	112.8	103.5
一九三九年五月	108	108	91	91	91	90	112.1	103.5
一九三九年六月	107	107	90	90	90	89	111.4	103.5
一九三九年七月	106	106	89	89	89	88	110.7	103.5
一九三九年八月	105	105	88	88	88	87	110.0	103.5
一九三九年九月	104	104	87	87	87	86	109.3	103.5
一九三九年十月	103	103	86	86	86	85	108.6	103.5
一九三九年十一月	102	102	85	85	85	84	107.9	103.5
一九三九年十二月	101	101	84	84	84	83	107.2	103.5
一九三八年一月	100	100	83	83	83	82	106.5	103.5
一九三八年二月	100	100	82	82	82	81	105.8	103.5
一九三八年三月	100	100	81	81	81	80	105.1	103.5
一九三八年四月	100	100	80	80	80	79	104.4	103.5
一九三八年五月	100	100	79	79	79	78	103.7	103.5
一九三八年六月	100	100	78	78	78	77	103.0	103.5
一九三八年七月	100	100	77	77	77	76	102.3	103.5
一九三八年八月	100	100	76	76	76	75	101.6	103.5
一九三八年九月	100	100	75	75	75	74	100.9	103.5
一九三八年十月	100	100	74	74	74	73	100.2	103.5
一九三八年十一月	100	100	73	73	73	72	99.5	103.5
一九三八年十二月	100	100	72	72	72	71	98.8	103.5

報 告 商 店 数	英 元	1011	1110	1111	1115	1118	1119	1120	1121
一九三九年七月	111	118	111	110	114	118	120.9	126.8	(a)
一九三九年八月	111	117	111	109	113	117	120.8	126.7	(a)
一九三九年九月	111	117	111	108	112	116	120.7	126.6	(a)
一九三九年十月	111	117	111	107	111	115	120.6	126.5	(a)
一九三九年十一月	111	117	111	106	110	114	120.5	126.4	(a)
一九三九年十二月	111	117	111	105	109	113	120.4	126.3	(a)
一九四〇年一月	111	117	111	104	108	112	120.3	126.2	(a)
一九四〇年二月	111	117	111	103	107	111	120.2	126.1	(a)
一九四〇年三月	111	117	111	102	106	110	120.1	126.0	(a)
一九四〇年四月	111	117	111	101	105	109	120.0	125.9	(a)
一九四〇年五月	111	117	111	100	104	108	119.9	125.8	(a)
一九四〇年六月	111	117	111	99	103	107	119.8	125.7	(a)
一九三九年七月	111	118	111	100	114	118	120.9	126.8	(a)

(a) 訂正中に付不明 (b) 留後の指数は本局發行「事業統計月報」及び季刊就業公告参照。
兵籍編入の影響及び通常には賃銀取得者でない者を賃銀労働に計上してあるため、就業及び失業指数は一九四〇年四月より中止された。
雇傭に依存する者の数の増加を計算するに當つては、(a)賃銀取得者たる女子の割合の増加 (b) 一九三三年の國勢調査に於ては賃銀取得者中に包含されなかつた無職の青年を考慮してある。季節的變動による訂正はされてゐない。

一九三三年六月三十日の國勢調査に於ては、ニューサウスウェールズの

雇傭に依存する者の中一五、一四二名が病氣、事故其他或は「自發的」の理由で失業してゐた。雇傭に依存する者の總数の一・八%に當るこの数は賃銀取得者の就業及び失業比率に關する次頁掲出指數から除外されてゐる。
ニューサウスウェールズ政府統計官の作成した後掲次頁表は、各月中に當る週に於ける就業者概數を示す。

ニューサウスウェールズ全賃銀給料取得者、就業・失業率(%)

期 間	就業		失業	
	就業者	失業者	就業者	失業者
一九三三年六月(國勢調査)	七四・四	三三・六	七五・五	三六・五
一九三三—三四	七九	三三・一	七五・九	三三・二
一九三四—三五	八八・八	一六・三	八三・三	一八・八
一九三五—三六	八六・六	二・四	八六・一	二・九

ニューサウスウェールズ就業者数

期 間	全賃銀給料取得者		失業率(%)
	就業者	失業者	
一九三六—三七	九一・五	八・五	九・〇
一九三七—三八	九七・七	四・三	五・五
一九三八—三九	九六・九	五・一	五・二
一九三九年六月	九七・七	六・三	六・二
一九四〇年	九六・四	六・六	七・四
三 月	九六・六	四・四	五・一
二 月	九六・一	四・九	五・六
一 月	九四・四	五・六	六・四

九三八

年 月	就業者總数(a)	民間就業者總数	工場就業者總数	十名以上を使用する雇主に使用せらるゝ者の数			
				鑛 山	小 賣 商	卸 商	事務所及商業
一九三三—三六 月(b)	五五,四三三	四七,七五七	一五,九七四	一五,〇〇〇	一七,六六六	二〇,二〇〇	(c)
一九三四—三六 月	六三,六四六	五八,六四三	一三,七〇〇	(c)	(c)	(c)	(c)
一九三五—三六 月	六九,八二五	五七,一〇〇	一三,三〇〇	(c)	(c)	(c)	(c)
一九三六—三六 月	七四,九三三	六二,六三三	一六,三〇〇	一八,六五五	二二,七二五	二五,五三三	(c)
一九三七—三六 月	八〇,〇四一	六三,九七七	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	二二,〇八八	二四,八七七	(c)
一九三八—三六 月	八三,五二一	六八,八八八	一五,〇〇〇	二〇,六六〇	二五,三三三	二八,三三三	(c)
一九三九—三六 月	八三,五二五	六八,八八八	一五,〇〇〇	二〇,八五五	二五,三三三	二八,三三三	(c)
一九四〇—三六 月(d)	八六,四四六	七〇,一五五	一五,〇〇〇	二二,三二八	二五,六三三	二八,七二二	(c)

(a) 扶助を受けてゐる救済労働者を除く (b) 六月三十日國勢調査 (c) 比較數字不明 (d) 民間業者の給料賃銀簿に記載されてゐない入除者を除く。

者を問はず、タイムズランドに於て仕事(救済事業を除く)に従事する一切の人間に關する包括的説明である。

タイムズランド就業者数

期 間	就業者數			平均
	雇主、自營労働者	使用人	無給労働者	
一九二八—二九	八六,〇〇〇	一〇四,〇〇〇	九,一〇〇	八六,〇〇〇
一九三〇—三三	九三,〇〇〇	一一四,〇〇〇	九,〇〇〇	九三,〇〇〇
一九三三—三四	九三,〇〇〇	一一四,〇〇〇	九,〇〇〇	九三,〇〇〇
一九三四—三五	九三,〇〇〇	一一四,〇〇〇	九,〇〇〇	九三,〇〇〇
一九三五—三六	九三,〇〇〇	一一四,〇〇〇	九,〇〇〇	九三,〇〇〇
一九三六—三七	九三,〇〇〇	一一四,〇〇〇	九,〇〇〇	九三,〇〇〇
一九三七—三八	九三,〇〇〇	一一四,〇〇〇	九,〇〇〇	九三,〇〇〇
一九三八—三九	九三,〇〇〇	一一四,〇〇〇	九,〇〇〇	九三,〇〇〇
一九三九—四〇	九三,〇〇〇	一一四,〇〇〇	九,〇〇〇	九三,〇〇〇
一九三九—四〇 三ヶ月間	九三,〇〇〇	一一四,〇〇〇	九,〇〇〇	九三,〇〇〇
一九三九—四〇 七月	九三,〇〇〇	一一四,〇〇〇	九,〇〇〇	九三,〇〇〇

タイムズランド就業率

期 間	民間企業		計	公共		計	全就業者		計
	男	女		男	女				
一九三六—三七	一〇,〇八六	六,五三三	一六,六一九	一〇,七六六	一,七六四	一二,五三〇	二一,六一六	二二,二九四	
一九三七—三八	一〇,〇〇一	六,六六六	一六,六六七	一〇,八六一	一,八三三	一二,六四四	二二,五〇〇	二三,〇四一	
一九三八—三九	一〇,〇〇〇	六,六六六	一六,六六六	一〇,九八八	一,八七九	一二,八六七	二二,九〇〇	二三,〇〇〇	
一九三九—四〇	一〇,〇〇〇	六,六六六	一六,六六六	一〇,七五五	一,七七一	一二,五三二	二二,八八八	二三,〇〇〇	
一九三九—四〇 (h)	一〇,〇〇〇	六,六六六	一六,六六六	一〇,七五五	一,七七一	一二,五三二	二二,八八八	二三,〇〇〇	

九三九

上記の表では、兵籍編入者を就業者数から除外し、國防訓練の就業状態に對する影響を考慮して修正が行はれてゐる。三ヶ月毎の數字には季節的變動を修正してある。

期 間	就業者數
八 月	一〇六,三〇〇
九 月	一〇六,〇〇〇
十 月	一〇六,〇〇〇
十一 月	一〇六,〇〇〇
十二 月	一〇六,〇〇〇
一 月	一〇六,〇〇〇
二 月	一〇六,〇〇〇
三 月	一〇六,〇〇〇
四 月	一〇六,〇〇〇
五 月	一〇六,〇〇〇
六 月	一〇六,〇〇〇

月	九	十	十一	十二月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一月	十二月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一月	十二月	
労働者数	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	
失業率	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%	10.5%
労働人口	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845	111,845
失業者数	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747	11,747

(a) 修正。

前表は課税せられるとせられざるとを問はず全使用人に關する民間業者よりの賃銀報告書と聯邦、州地方自治體就業報告書により作成した。

一九三九—三九年各月の数は最後の集計數に基く全就業の事實上完全なる記録を示すと看做し得る。それは公私双方に亘り、月次及び年次報告の毎月數字を合せたものである。但し若干の救済及び臨時労働者及家庭労働者は月次報告數に含まれてゐない點だけが僅に不完全である。他方一年全體に亘り斷續的就业に従事する労働者の大部分を含む點では、この數字はタスマニヤに於ける就業の季節的影響及び其他全ての影響を充分に反映してゐる。

一九三九年六月以降の數字は全公共機關及び民間企業の約四四%の就業者數の月別移動を基準とした推定數である。ある月の前年同月に於ける民間全就業者數は本年同月に於ける民間就業者數の變化の割合に應じて修正される。かくの如き方法により算出したタスマニヤ全就業狀況の表示は、現在の他の變化に照合した上理解するを要する。

五 失業救済に對する特別立法

濠洲に於ける失業状態は一九三〇年に救済事業及び失業扶助基金といふ在來の方法では收拾し得なくなつた程に重大な事態となつた。主として原始産業生産物價格の低下による貸出停止及び産業、商業に於ける一般的不況が全國に經濟恐慌をもたらした。失業者の數は急速に増大し、早急には狀況回復の見込は殆ど立たなかつた。普通を利用して得る金額ではこの異常な状態に應ずるには不十分な爲、聯邦及び州政府は失業の繼續に基く困窮救済用の追加基金を設ける爲特別措置を執る必要を認められた。

聯邦政府は各州に特別補助金を支給する一方、失業救済に關する特別立法が殆ど全國的に行はれた。ニューサウスウェールズ、ビクトリア及びタインストランドでは失業救済事業及び扶助基金創設の爲の特別課税法が制定された。南濠洲、西濠洲及びタスマニヤでは失業救済に必要な基金は歳入より支出された。失業、課税率、扶助金支拂に關する特別立法に關する詳細は「労働年報」

第二一三〇號参照。

第三節 徒弟

本年第一六卷六〇二—三頁に年期徒弟制度に關する法律の詳細が述べられてゐる。各州及び聯邦の各種産業裁判所の裁定中に定められた徒弟期間及び男女職人に對する徒弟の比率を示す表が含まれてゐる。この資料は本巻から省略した。徒弟に關する法律に就ては本年第二三卷附録參照。

E 團體

第一節 労働團體

- 一 登録
- 二 労働組合
- 三 使用人人口修正
- 四 中央労働機關
- 五 労働條件關係法規

(一) 労働組合法による 各州労働組合法による労働組合の登録により得られる利益は大きな價值を有するものとは考へられない。従つて従業者の組織せる登録労働組合の統計は實際に組合運動の地位を示すものではない。その上組合の數的財政的狀態に就ては何も述べられてゐない爲、過去數年の報告書は實際上無價値に等しい程不備である。若干の登録組合は報告の提出をしてゐない。この不提出は登録取消の因となり得る。ある組合は聯邦仲裁調停法又は州調停法により登録を申出たことを表面の理由として登録證書を抹消された。タインストランドの最大労働組合のあるものは一九一一年に登録を撤回した。その主要理由は労働組合に影響する法律上の判決の結果、その規約に列記せられてゐる彼等の目的を一層制限しなければ

ばならなくなつたからであつた。ビクトリア及び南濠洲では現存組合の極く少数が労働組合法により登録されてゐる。それ故この項目の報告は統計としては極めて不十分である。

(一) 産業調停法による 各種の州産業調停法による雇主團體及び労働組合の登録に關する報告に就ては既刊本年鑑参照。登録に關する最近の報告は次の如くである——ニューサウスウェールズ雇主團體一九〇、従業員組合一五六、會員數は何れの場合も不明。クインズランド會員約一五、〇〇〇人より成る雇主團體一七、會員數約一八六、〇〇〇人より成る従業員團體七九。南濠洲従業員團體三三、會員數二六、〇〇〇人。西濠洲雇主團體三一、會員數一、一五一人、従業員團體一三五、會員數五五、〇〇〇人。南濠洲産業法には雇主團體の登録に對し何等規定が設けられてゐない。賃銀決定につき賃銀委員會制度の行はれてゐるビクトリア及びタスマニヤでは雇主及び従業員團體は登録を必要とされてゐない。聯邦法による登録は一九〇六年に開始され、同年及び以降四年間に一雇主團體があつただけで、一九一一年に更に一團體が登録された。従業員組合の登録は一九〇六年に二〇、會員數四一、四一三人であつた。一九三九年十二月三十一日現在登録雇主團體三二、登録従業員組合一四四。後者の組合員推定數七七〇、〇〇〇人であつた。

二 労働組合

(一) 形態 濠洲労働組合の性格は極めて不同であり、小規模獨立團體より大規模州間團體に及び、更にこの州間團體の中に單に英國、又は國際労働組合の一支部に過ぎぬものもある。概括的に云へば労働團體には四つの明瞭な種類がある。即ち(一)地方獨立、(二)州、(三)州間、(四)オーストラリアン又は國際的のものである。併しこれには多數の變種がある。以上の各形態の主要特徴に就ては本局發行「労働年報」第二號(七一九頁)に略説されてゐる。

(二) 組合數及び組合員數 既述の如く法律により登録した労働組合の數は濠洲に於ける組合運動の狀況を示すものではない。一九一二年聯邦國

勢調査統計局労働産業部が設立され、労働團體役員の誠意ある協力によつて組織的労働の發達に關する包括的な數を現在入手し得る。次表は一九三九年末の狀態を示す。

労働組合支部及び組合員數 (一九三九)

州又は領	組合數	支部數	組合員數
ニューサウスウェールズ	100	57	2,515
ビクトリア	1,000	26	26,800
クインズランド	11	3	1,800
南濠洲	27	1	2,700
西濠洲	11	3	2,700
タスマニヤ	1	1	1,000
北濠洲	1	1	1,000
南濠洲	1	1	1,000
計	1,176	117	45,515

(a) 數州に亘る重複を除く。數字は濠洲に於ける單獨組合及び州間組合數を示し實際上獨立又は自治的なる組合を全部計上せるものに非ず (b) 下記参照。

前表中各州の單位組合の數は、各州で代表する組合數であつて、同州内の支部を含まず各組合はたゞ一回計上するのみである。最後の欄を除き支部數は州本部の支部數を示し、州本部は勿論州間又はより大なる團體の支部であることもある。濠洲に於ける單位組合總計をとる際(轉りより二番目の欄参照)各州に亘る如き組合の場合には各組合は支部を有する州に於て一回計上されてゐる故に二重算定が行はれることは明かである。最後の欄の數に

はこの重複が考慮されてゐる。これら州間、又は全國的の組合の州支部は一州内の小支部と同じく、最後欄第三段の「支部數」に含まれる。これら各州に亘る又は全國的の組合の組織の構成はその性格を大いに異にしてゐる故、聯邦組合數は單位労働組合の正確な數を示さない。これら組合の一部のもの州組織は統一的中央集權的統制に拘束されてゐるが、他の組合の場合には州單位組合は實質上獨立自治で結合の程度が弱く、たゞ一、二の特殊目的の爲の聯合に過ぎない。それ故、濠洲には三八〇の獨立團體及び州

間團體が存在し、それらは二、一九九の州支部及び小支部を有し、組合員總數は九一五、四七〇人に上つてゐる。

(三) 産業別 次表は最近五年間各年度末の濠洲労働組合數及び組合員數を示す。組合數は各州で代表する別個の組合數を指し、一方州間又は全國的組合はそれが代表する州に於ては夫々一と計算され、州内の小支部は計算されない。

産業別	労働組合數				
	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
製 造	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)
1 木 材、家 具 其 他	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)
2 機 械、金 屬 其 他	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)
3 飲 食 料 品、煙 草 其 他	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)
4 被 服、帽 子、靴 其 他	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)
5 書 籍、印 刷 其 他	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)
6 其 他 製 造	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)
7 建 築	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)
8 鐵 道、採 石	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)
9 銀 行、航 空	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)
10 其 他 陸 運	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)
11 海 運 其 他	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)
12 牧 畜 其 他	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)
13 家 事、農 業 其 他	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)
14 雜 項 其 他	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)	17 (a)

製	組	員				
		計	(a) 七六 (三三〇)	(b) 七六 (三三〇)	(a) 七六 (三三〇)	(b) 七六 (三三〇)
(1) 銀行、保險及	計	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇
(2) 銀行、保險及	(1)	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇
(3) 小賣、卸	(2)	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
(4) 自治體、下	(3)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(5) 其	(4)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
造業	(5)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
1 木材、家具	(1)	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇
2 機械、金	(2)	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
3 飲食料、煙	(3)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
4 被服、帽子	(4)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
5 書籍、印刷	(5)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
6 其他	(1)	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇
7 建築	(2)	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
8 鑛業、採	(3)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
9 鐵道、軌	(4)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
10 其他	(5)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
11 海運	(1)	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇
12 牧畜、農	(2)	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
13 家事、ホ	(3)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
14 雜	(4)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(1) 銀行、保	(5)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

計	員				
	(a) 七六 (三三〇)	(b) 七六 (三三〇)	(a) 七六 (三三〇)	(b) 七六 (三三〇)	(a) 七六 (三三〇)
(1) 銀行、保	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇	三、七六〇
(2) 小賣、卸	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
(3) 自治體、下	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(4) 其	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
(5) 雜	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

(四) 男女労働組合員数及び濠洲使用人口に對する比率 二十歳以上の賃銀及び給料取得者(失業者を含む)の推定人員数は二十一、六四歳に至る男子及び女子の年増加率に應じ、一九三三年國勢調査の人員数を増すことにより得た。同様に二十歳未満の賃銀及び給料取得者(失業者を含む)の一九三三年國勢調査當時現在人員数は十五、一九歳に至る男女年増加率に應じて増加された。更に、(a)女子賃銀及び給料取得者比率の増加 (b)一九三三年國勢調査當時賃銀生活者欄に記録されなかつた無職の青年も考慮に入れた。

次表は男女別に (a)労働組合員数 (b)凡ゆる職業生業に従事する二十歳以上の男女の賃銀給料取得者の推定数 (c)一九三五—三九年各年末に於ける前者 (a)の後者 (b)に對する比率を示す。賃銀給料取得者推定数は失業率を含めて二十歳以上の賃銀給料を受取る凡ゆる人を含み、従つて如何なる労働組合へも加入し得ない多數の人々、例へば或種の専門的職業に従事する人々、又は職業の性質からすれば組合員たり得るも、その特定職業の

組合の区域内に住んでゐない人々を含む。其上、組合員たり得る資格年齢も組合により相異なる。國勢調査の結果は五年單位の年齢別に分けられ、二十歳は大體組合員たり得る年齢と考へられる。又二十歳未満の「少年」労働者の推定数を示す爲に一行を加へる。年鑑に發表した一九三八年以前の数は訂正済である。

(五) 州間又は全國的労働組合 次表は一九三九年各州間又は全國的労働組合の數及び組合員数を示す。

事	州	一	二	三	四	五	六	計
労働組合数	二	二	三	四	五	六	七	二六
組合員数	三〇、八八八	三三、三三九	三三、二〇〇	三三、三〇〇	三三、三〇〇	三三、三〇〇	三三、三〇〇	三三、三〇〇

男女組合員数及び使用人口に對する比率

事	項	年				
		一九三五	一九三六	一九三七	一九三八	一九三九
成年賃銀給料取得者推定数 (二十歳以上)	男	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	子	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇

組員数	女		子		合計
	成年賃銀給料取得者に對する組合員の比率	少年賃銀給料取得者(二十歳未満)	成年賃銀給料取得者に對する組合員の比率	少年賃銀給料取得者(二十歳未満)	
成年賃銀給料取得者推定数(二十歳以上)	6,377	3,200	6,970	3,200	10,170
少年賃銀給料取得者(二十歳未満)	2,171	1,200	2,171	1,200	3,371
合計	8,548	4,400	9,141	4,400	13,541
成年賃銀給料取得者推定数(二十歳以上)	6,377	3,200	6,970	3,200	10,170
少年賃銀給料取得者(二十歳未満)	2,171	1,200	2,171	1,200	3,371
合計	8,548	4,400	9,141	4,400	13,541

従つて濠洲に於ける獨立組合及び組合群の三八〇中、一一六は各州に互り組織されてゐることが明かである。この一一六組合の組合員数は七五六、一二四人、即ち全労働組合員数の八三%である。

三 使用人口修正

一九三九年七月の國民登録及び一九三三年の國勢調査の分類に於ける二十歳未満の男女の職業の分析を進めた結果、賃銀給料取得者の推定数を修正する必要がある。一九三五年より一九三九年に至る各年十二月現在のこれら修正推定数を右表に示す。この数字は通常雇傭し得る給料及び賃銀取得

産業中心地に及んでゐる。同州には濠洲労働黨の地方支部があり同黨は中央會議及び執行部並びに首府及び地方支部會議を有し、それに地方團體が所屬してゐる。全地方會議より代表者が送られる中央會議は定期的に開催される。併し他の五州に於ては組織は左程緊密でなく、各州首府の中央會議の規約中には地方會議の組織又は同州産業小中心地に於ける地區會議の中央會議への代表選出に對して一項を設けてあるが、各州會議は事實上獨立組織である。

濠洲労働組合會議 (The Australasian Council of Trade Unions) と呼ばれる新中央労働組織が一九二七年に設立された。同組合會議は濠洲労働組合に代り活動する爲に創設されたもので、一九二七年五月メルボルンに開催された全濠洲労働組合大會 (All-Australian Trade Union Congress) に於て創立された。濠洲組合會議は各州の首府労働會議に基き、首府會議は濠洲組合會議執行委員會へ二名の代表を任命する権利を有してゐる。首府會議は濠洲組合會議の支部である。首府會議代表者の外に、執行委員會は四名の役員、全濠洲労働組合大會選出の議長、副議長二名、書記一名より構成される。

同會議の目的は産業即ち生産及び交換の社會化である。採用せらるべき方法は次の如くである。(a)一産業一組合の設立による濠洲労働組合運動の職業組合基準から産業別組合基準への再組織、それによる労働者の緊密組織化。(b)統一的統制・管理・行動を目的とする濠洲労働運動の強化。(c)労働會議の集権的統制。(d)組合間の啓蒙宣傳である。濠洲労働組合會議は労働組合運動に一般的影響を及ぼす州共通の産業問題を取扱ふ權威ある濠洲最初の州間團體であり、又年次國際労働會議へ派遣する濠洲労働者代表として選出するに適當な氏名を聯邦政府に提示する責任を持つ團體である。下表は一九三九年末現在各州首府、地方労働組合會議及び會議に加盟せる労働組合、組合支部の数を示す。

各州労働組合會議及び加盟組合数(一九三九)

事項	ニュージーランド	タスマニア	クイーンズランド	南西オーストラリア	西オーストラリア	南オーストラリア	西オーストラリア	合計
組合會議数	10	5	6	2	8	2	1	34
加盟労働組合及組合支部数	10	1	6	5	8	2	1	39

右表の組合数の数字は必ずしも獨立組合を表はしてはゐない。大組合の支部はその代表者を送る都市の地方労働會議へ加盟し得るからである。労働組合と労働組合會議の中間に、關係業種別に組織され、組合員の職業、性質上、密接な利害關係を有する各組合の代表者より成る州又は地方會議がある。パン製造人、パン配達人、製粉業従業者又は織、絹、眞綿業及び建築業と直接間接に關する組合の代表會議は右の如き性質のものである。

五 労働条件關係法規

本年鑑第一六卷五三八―五六六頁に一九二二年末の濠洲現行労働法及び工場商店關係法規一覽を記載。

同年鑑には鑛業法による雇傭に關する事情も記載されており、更に雇主の責任及び労働者補償法及び州制定の労働條件關係法規に簡單に言及し、賃銀及び労働條件規程に當る裁判所の概要も含まれてゐる。

第二節 雇主團體

- 一 概説
- 二 各州雇主團體
- 三 産業別雇主團體
- 四 雇主團體聯合

最近の調査によれば、團結心は雇主側に於ても労働者側に比し何ら劣つてゐない事を示してゐる。職業上の目的のみの團體は本章には含まない。本章は組合員が自己の擁護の爲及び調停裁判所、賃銀委員會及び其他の賃

銀決定機關に對する訴訟に代表を送る爲に結成された團體のみを取扱ふ。
雇主及び使用人の團體は聯邦仲裁調停法及び敷州の法律により認められ、
團體組織は登録し得る。
一九二二年は報告を集めた最初の年であり、同年及び以降の詳細は既刊

本年鑑及び「労働年報」参照。

二 各州雇主團體

次表は一九三五—三九年各年末現在各州雇主團體数の詳細を示す。

年 度	雇 主 團 體		南 洋 洲	西 洋 洲	タスマニア	計
	エニルズ	ビクトリア				
一九三九	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九三三	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九三二	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九三〇	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九二九	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九二八	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九二七	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九二六	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九二五	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九二四	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九二三	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九二二	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九二一	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九二〇	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九一九	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九一八	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九一七	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九一六	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九一五	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九一四	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九一三	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九一二	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九一一	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九一〇	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九〇九	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九〇八	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九〇七	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九〇六	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九〇五	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九〇四	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九〇三	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九〇二	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九〇一	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇
一九〇〇	(a) 二二	一五	七	六	五	(a) 五〇

(a) 濠洲首都領の一團體を含む (b) 濠洲首都領の二團體を含む。
農業關係を代表する團體を含んだ爲、一九二六年以後の支部数は非常に
増加し、一方組合員数の増加は此等の團體に對する統計の蒐集が一層完全
になつた事にもよる。

産業別雇主團體 (濠洲)

次表は一九三八及び一九三九年各年末の濠洲全體に關するものである。

三 産業別雇主團體

業 部 門	團 體 数		支 部 数		會 員 数	
	一九三九	一九三八	一九三九	一九三八	一九三九	一九三八
製 造 業	一	一	一	一	一	一
1 木材、家具、其他	三〇	三〇	一	一	一、二五九	一、二五七
2 機械、其他	一八	一〇	一	一	三、六四〇	三、五〇〇
3 飲食料、其他	一〇	一〇	一	一	二、四六九	二、四七九
4 被服、帽子、其他	一五	一五	一	一	一、五七九	一、七五九
5 書籍、印刷、其他	五	五	一	一	二、六三九	二、五九六
6 其他製造業	五	五	一	一	三、六三九	三、六三九
7 建築業	六	六	一	一	二、一七九	二、一七九
8 鑛業、採石業、其他	二	二	一	一	三、六三九	三、六三九
9 其他陸運	八	八	一	一	三、六三九	三、六三九
10 其他海運	八	八	一	一	三、六三九	三、六三九
11 牧畜業、其他	五	五	一	一	三、六三九	三、六三九
12 牧畜業、其他	五	五	一	一	三、六三九	三、六三九
13 家事、ホテル、其他	三〇	三〇	一	一	三、六三九	三、六三九
14 雜	二五	二五	一	一	三、六三九	三、六三九
計	五八	五二	一七	一七	一、五七九	一、五七九

右團體の女子會員數は一九三八年六、二〇〇名、一九三九年六、四〇七名であつた。
 雇主團體の組織は牧畜業及び農業、並に食料品製造、販賣業に於て比較的強固である。前者では小農團體の發展が著しく、後者では食料品商、肉屋其他同種團體の組合員を經營者とする小規模な食料品商が會員の多數を占めてゐる。

四 雇主團體聯合

各種産業の團體の他に州にはこれら多數の團體が加盟する中央機關がある。その例としては各州に工業會議所、商業會議所、雇主聯盟がある。更にこの州團體は場合により聯邦を基礎として組織される。即ち工業會議所聯盟、商業會議所聯盟又は州支部の加盟する雇主中央協議會がある。併し此ら團體の聯盟は労働組合聯盟に比し、極めて組織のゆるいものである。労働組合では中央機關は州支部を完全に統制するに反し、雇主團體では州團體は完全に獨立してゐて、中央機關は程度の差こそあれ顧問的機能果すものに過ぎないのである。

次表は一九三五—三九年間の二州以上に支部を有する州間又は全國的團體に關する事項を、確知し得る限り詳細に示す。

州間又は全國的雇主團體

年 度	統 制 範 圍					計
	二州	三州	四州	五州	六州	
一九三九	1	1	1	1	1	5
一九三八	1	1	1	1	1	5
一九三七	1	1	1	1	1	5
一九三六	1	1	1	1	1	5
一九三五	1	1	1	1	1	5

六首府綜合比較指數 (各欄の基準(a) 一九二一年度六首府評量平均=1,000)

期 間	小 賣 物 價 指 數		家 庭 消 費 全 項 目 指 數		實 質 賃 銀 (b)		勞 働 組 合 員 失 業 率 (%)
	食 料 品	住 居 (四—五室)	食 料 品、住 居 (四—五室) 百 種	家 庭 消 費 全 項 目 (C) 種	成 年 男 子 名 目	勞 働 組 合 員 失 業 率 (%)	
一九三九	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.1	8.5
一九三八	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.1	8.5
一九三七	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.1	8.5
一九三六	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.1	8.5
一九三五	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.1	8.5

F 比較指數

右表は雇主團體會員總數の八三%を占める團體が二州以上の規模で組織されてゐることを示してゐる。

年 度	會 員 數	二州以上の規模で組織されたもの	二州以上の規模で組織されたもの (%)
一九三五	1,935	1,600	82.7
一九三六	1,936	1,600	82.7
一九三七	1,937	1,600	82.7
一九三八	1,938	1,600	82.7
一九三九	1,939	1,600	82.7

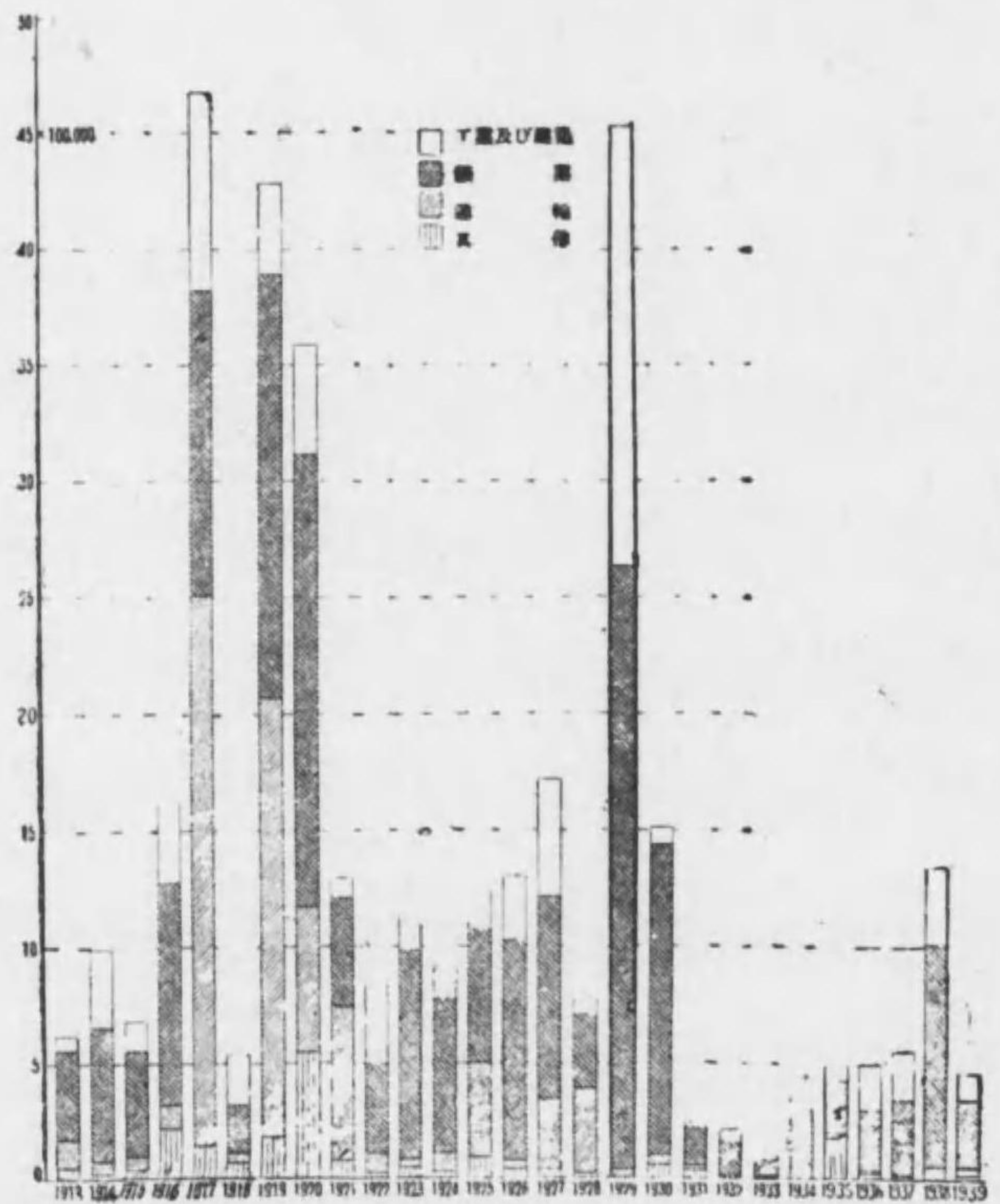
期 間	食 料 品	住 居 (四—五室)	食 料 品、住 居 (四—五室) 百 種	家 庭 消 費 全 項 目 (C) 種	成 年 男 子 名 目	實 質 賃 銀 (b)	勞 働 組 合 員 失 業 率 (%)
一九三九	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.1	8.5
一九三八	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.1	8.5
一九三七	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.1	8.5
一九三六	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.1	8.5
一九三五	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100.1	8.5

(a) 一九一一年に於ける各類支出及び綜合を一、〇〇〇とした爲、家屋及び食料品支出の比較をなすに本表各種指數を相互に比較することはできない。名目週賃銀指
 數を「C」種小賣物價指數で除したものと (c) 食料品、總家賃(A種)指數により一九一四年十一月の購買の基準から計算。

一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月
一、五二〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五二〇	一、五二〇	一、五二〇	一、五二〇	一、五二〇	一、五二〇	一、五二〇
一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八	一、二六八
一、五九七	一、五九七	一、五九七	一、五九七	一、五九七	一、五九七	一、五九七	一、五九七	一、五九七	一、五九七
一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇
一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇	一、四八〇

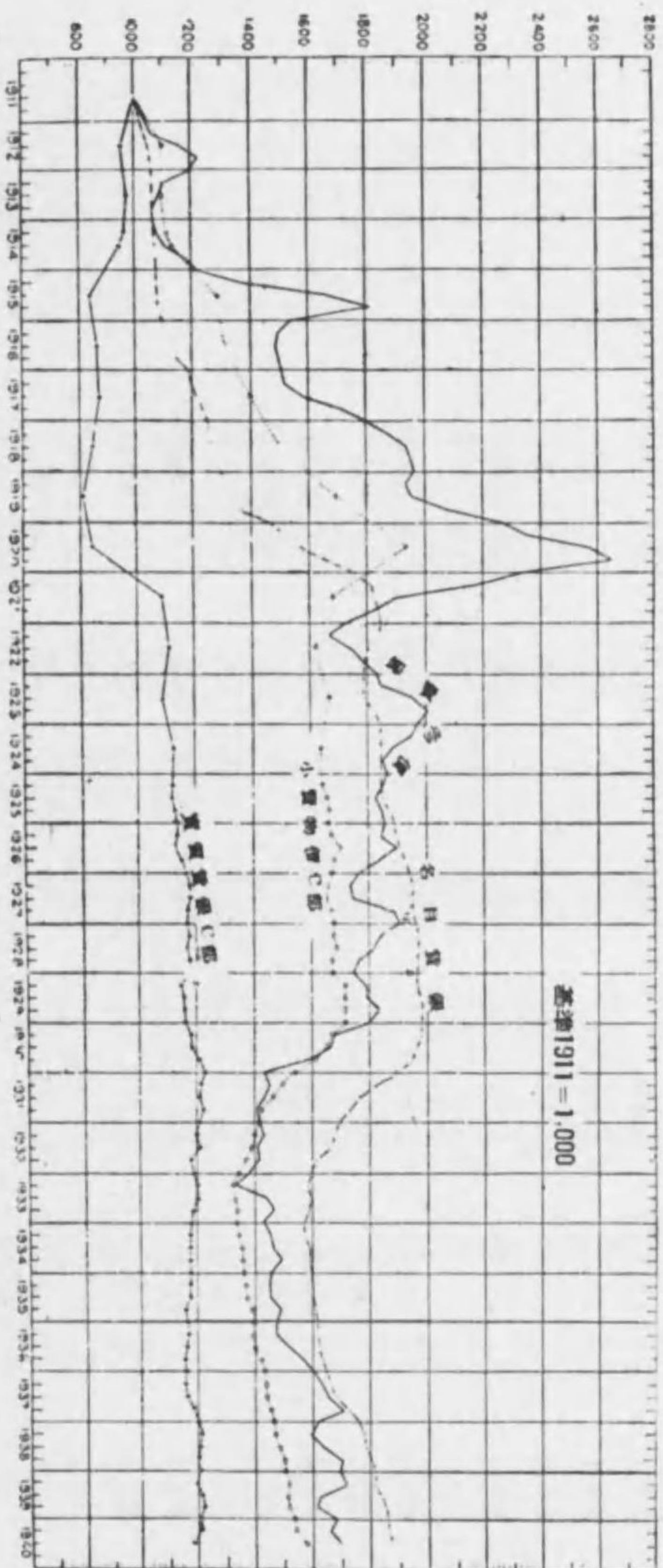
一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月	一 九 三 三 十 二 月
一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一
一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一
一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一
一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一
一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一
一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一
一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一
一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一
一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一	一、四九一

産業別争議喪失労働日数



説明—喪失労働日数を示す縦軸日盛単位は 10 萬日とす。例へば 1917 年は製造業及び建築約 87 萬、商業 130 萬以上、運輸 230 萬以上、其他約 15 萬労働日の喪失を示す。

卸賣、小賣物價指數、名目、實質貨銀指數 (1911—1940)



説明—上圖指數は六首府合計、但し卸賣物價はマルボルトのみ。1911 年を 1,000 とし計算。指値日盛を縦軸に附す。卸賣物價 (マルボルト) は 1912 年より毎季に示す。「O」種「小賣物價 (食料、雜貨、4—5 室家賃、被服、其他家事支出)」は 1925 年より毎季。名目貨銀は 1914 年より、實質貨銀は 1925 年より「O」種より毎季。